決　算　審　査　特　別　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月８日（木）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１８名）

委　員　長	田　中	香　澄
副委員長	山　本	一　仁
理　　事	ほかり	吉　紀
理　　事	高　山	かずひろ
理　　事	豪	一
理　　事	沢　田	けいじ
理　　事	小　林	れい子
理　　事	金　子	てるよし
理　　事	白　石	英　行
理　　事	松　丸	昌　史
委　　員	のぐち	けんたろう
委　　員	松　平	雄一郎
委　　員	石　沢	のりゆき
委　　員	千　田	恵美子
委　　員	山　田	ひろこ
委　　員	田　中	としかね
委　　員	上　田	ゆきこ
委　　員	海　津	敦　子

４　欠席委員

な　　し

５　委員外議員

議　　長	市　村	やすとし
副 議 長	高　山	泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
栗　山　　仁	児童相談所長（児童相談担当部長）
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
渡　邉　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長
菊　池　日　彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
畑　中　貴　史	総務課長
大　武　保　昭	税務課長
木　村　　健	区民課長
吉　本　眞　二	アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱

進　　憲　司　　福祉政策課長

中　島　一　浩　　生活衛生課長

前　田　直　哉　　都市計画課長

橋　本　淳　一　　管理課長

武　藤　充　輝　　環境政策課長

阿　部　英　幸　　施設管理部参事施設管理課長事務取扱

真　下　　聡　　教育推進部参事教育総務課長事務取扱

大　塚　仁　雄　　児童課長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

議事調査主査　　杉　山　大　樹

議事調査主査　　菅　波　節　子

議事調査担当　　玉　村　治　生

８　本日の付議事件

（１）　総括説明

（２）　総括質疑

（３）　報告第１号「令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア　一般会計歳入

・１款「特別区税」

午前　１０時００分　開会

○田中（香）委員長　おはようございます。

それでは、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者におきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、矢島福祉部長、鈴木こども若者政策課長は病気療養のため欠席です。

○田中（香）委員長　委員会の運営方針等についてです。委員会の円滑な運営を図るため、９月17日に理事会を開催し、委員会の運営方針等について協議を行いました。

理事会の協議結果について、事務局長より報告をお願いします。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　それでは、９月17日木曜日に開催されました理事会での協議結果について御報告いたします。

理事会においては、運営方針（案）、審査日程（案）などについて協議が行われました。

それでは、運営方針（案）及び審査日程（案）の内容について、確認された事項を申し上げます。

まず、SideBooksホーム画面から、フォルダ、令和８年９月定例議会、決算審査特別委員会、の１_決算審査特別委員会の運営方針（案）を御覧ください。

運営方針（案）は、前年から変更された事項や、特に確認すべき事項を申し上げさせていただきます。

初めに、５、議会運営の（１）総括質疑についてです。

総括質疑は、質問・答弁合わせて50分以内を目途に行い、50分を超えた場合は、各会派の款別質疑の持ち時間から差し引くこととされました。

総括質疑の質問順序については、自由民主党、日本共産党、公明党、ＡＧＯＲＡ、区民が主役の順に行うこととされました。

次に、（２）内容審査について、内容審査最終日に行う態度表明については、１会派当たり６分以内を目途に行うこととされました。

次に（３）進行管理について、委員長が効率的な時間配分を提示する旨の記載がございます。今年度の委員会は１人当たり96分、副委員長はその半分の48分が款別質疑の持ち時間として配分されることとなりました。

次に（４）視察についてです。

視察は、決算審査最終日の10月20日火曜日に行うこととされました。

午前中に視察を実施し、午後１時から視察報告文案の取りまとめを行い、午後３時30分から委員会を再開し、各班からの報告を行うこととされました。

なお、視察報告については従来どおり、定例議会最終日である10月22日木曜日の本会議開始までに、SideBooksに格納いたします。

次に、（５）会派の意見でございます。

会派の意見は、反対意見または賛成意見を載せるものとし、委員会における各会派の態度表明の際の発言と整合性を確保し、文字数は1,500文字以内でまとめることとされました。

また、委員会報告文に掲載する会派の意見は、10月20日火曜日、午前10時までにメールに

より事務局に提出することとされました。

こちら提出日が、視察の当日となりますが、10月22日木曜日の定例議会最終日で委員長報告を行うスケジュールとなるため、視察開始までに御提出をお願いいたします。

次に、６、質問・答弁についてです。

こちらでは、委員会室移転による座席数の減少に伴い、理事者の座席が確保できない場合が想定されることから、（３）に歳入における質問の事前通告が追加されました。

歳入審査における事前通告は、関係理事者が多く委員会室で待機が困難となる歳入12款から21款において、出席する理事者を絞るため、歳入審査に入る前日、10月７日水曜日の正午までに、事前通告用紙を事務局に提出することとされ、その後、全委員提出が確認され次第、事務局から理事者へ通告書を送付することとされました。

また、他の委員が事前通告を行っている質問項目であれば、通告を行っていない委員も関連質問を行うことができる旨が、確認されました。

なお、事前通告が提出された質問項目の一覧につきましては、SideBooksに格納しておりますので、そちらから御確認ください。

委員会室移転に伴う変更は以上です。

その他、歳入審議の際、歳出に関する質疑は行わないこと、また、常任委員会・特別委員会において審議した内容と同一の質疑は避けること、インターネットで生中継していることを踏まえ個人情報等が含まれる発言をしないことが、改めて確認されました。

次に、７の審査資料について、（１）通例の資料として、決算書、決算意見書、主要施策の成果、決算審査特別委員会資料、土地建物に関する調査書、財務書類を議案送付と併せてSideBooksに格納しております。

また、（２）について、資料は、電子データを使用しますが、決算書及び主要施策の成果については、紙資料も併用といたします。

次に、８の出席説明員についてです。

まず、（１）ですが、総括質疑は、これまで全理事者を出席としておりましたが、これを全員協議会の出席メンバー及び政策研究担当課長、用地・施設マネジメント担当課長とし、それ以外の理事者は自席待機に変更されました。

なお、前年度までと同様に、児童相談所長及び児童相談援助担当課長は所管への総括質疑がある場合のみ出席とし、（２）内容審査においても、児童相談所長は歳出の所管する科目のみの出席となります。

また、用地・施設マネジメント担当課長が新たに固定の出席説明員となっております。

次に、９のインターネット中継についてです。

総括質疑及び内容審査を行う10月８日木曜日から19日月曜日までの各日をインターネットで生中継し、発言取消等の編集がなければ、翌日の17時を目途に公開する予定です。

また、昨年度の予算審査特別委員会の運営方針にてインターネット中継の運用が改定されましたので、決算審査特別委員会も同様の内容に修正されました。

次に、10のその他について、理事会室を理事者の待機席として使用することといたします。

次に、審査日程について申し上げます。資料２の令和８年決算審査特別委員会審査日程（案）を御覧ください。

審査日程は、視察を含め、前年度同様７日間でございます。

日程区分は太い実線で、質疑の区分は細い実線でそれぞれ表示しており、備考欄に主要施策の成果及び括弧書きで決算書の該当ページを記載しております。

次に、本会議での委員会報告書文案の協議について申し上げます。

委員会報告書については、定例議会最終日の10月22日木曜日午前11時から委員会を開催し、協議することとされました。

委員会報告の内容は、これまで同様、総括質疑のやり取りを簡潔な形で盛り込みつつ、委員会の中で出された意見、要望等を中心に取りまとめ、報告文全体としてスリム化を図ることとされました。

なお、この文案協議のための委員会には、理事者の出席は不要とされました。

最後に、理事会の開催について申し上げます。

理事会は、委員会の審査状況を見ながら、必要に応じて協議して開催し、委員会運営について協議することとされました。

また、明日、10月９日金曜日の委員会終了後、視察場所等について協議するため、理事会を開催することとされ、併せて、各会派からの視察希望先の申出は、本日、午後５時までに事務局へ提出するものとされました。

以上が９月17日の理事会で協議し、合意された内容でございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

事務局長の報告のとおり、委員会を運営したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

それでは、運営方針及び審査日程については、（案）が取れたものとさせていただき、SideBooksのデータについては、本日の委員会終了後、（案）が取れたものにアップデートさせていただくことといたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○田中（香）委員長　今後の理事会についてです。先ほどの事務局長の説明のとおり、今後、理事会は必要に応じ、協議して開催することといたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○田中（香）委員長　委員会記録につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○田中（香）委員長　それでは、決算審査に入ります。

令和７年度各会計総括説明、それでは決算審査、始めます。

初めに、令和７年度の各会計決算につきまして、総括説明を受けたいと思います。

宇民会計管理者。

○宇民会計管理者　おはようございます。

それでは、令和７年度決算の御審議をいただくに当たりまして、総括的な御説明を申し上げます。

まず、地方自治法の規定に基づく議会提出の法定資料でございますが、白い冊子にまとめてございます。

決算審査資料データでは、ファイルの１_令和７年度文京区各会計歳入歳出決算書にまとめてございます。

内容といたしましては、文京区各会計歳入歳出決算書、及びその附属書類であります各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況調書、以上の５点でございます。

次にファイルの２_令和７年度決算等審査意見書でございます。こちらは、監査委員から区長に提出されました文京区各会計歳入歳出決算審査意見書、及び文京区基金運用状況審査意見書でございます。

次に、当該決算に係る主要施策の成果－予算執行の実績報告－は、サーモン色の冊子でご

ざいます。

データでは、ファイルの３_令和７年度主要施策の成果でございます。

このほかに、参考資料といたしまして、ファイルの４から６までの決算審査特別委員会資料等でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、ファイルの４_決算審査特別委員会資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

なお、金額につきましては、恐縮ですが100万円未満を四捨五入して申し上げます。

ファイルの４_決算審査特別委員会資料を御覧ください。

３ページ、資料１、令和７年度各会計歳入歳出決算総括表の１、一般会計でございます。

まず、歳入総額は、1,674億2,800万円で、前年度比16.3％の増、歳出総額は1,630億1,300万円で、前年度比19.9％の増となっております。

歳入歳出差引額は、44億1,600万円でございます。

また、財政運営の状況を判断する重要な指標であります実質収支額は、翌年度へ繰り越すべき財源が、6,900万円ございますので、この額を差し引いた、43億4,700万円でございます。

次に４ページを御覧ください。

資料２、令和７年度一般会計財政収支の状況・歳入歳出額の推移・特別区税の推移の１、財政収支の状況につきまして、御説明申し上げます。

まず、実質収支比率は、普通会計ベースで5.3％となり、前年度を5.5ポイント下回っております。

次に５ページを御覧ください。

表頭２つ目、単年度収支の欄でございますが、令和７年度は、マイナス36億6,900万円となっております。

また、令和７年度の実質単年度収支は、単年度収支、マイナス36億6,900万円に、基金積立金40億6,800万円を加え、基金取崩し額29億8,800万円を差し引いたもので実質単年度収支となり、マイナス25億8,900万円となるものでございます。

次に６ページを御覧ください。

資料３、令和７年度一般会計決算額の財源別・目的別・性質別前年度比較及び推移の１、財源別内訳（歳入）につきまして、御説明申し上げます。

まず、一般財源、米印の科目でございます。

主な内容といたしましては、１款、特別区税が448億9,700万円で、対予算101.0％、８款、地方消費税交付金が76億6,400万円で、対予算99.5％、10款、特別区交付金が305億3,700万円で、対予算98.2％、などとなっております。

次に、特定財源の主な内容といたしましては、14款、国庫支出金が178億7,600万円で、対予算96.6％、15款、都支出金が145億500万円で、対予算89.2％、などとなっております。

表の下、令和７年度の収入済額の合計は、1,674億2,800万円で、収入率は、対予算で98.5％、対調定で99.4％となっております。

次に、財源別の内訳につきまして、御説明申し上げます。

一般財源の収入済額は、997億2,000万円、特定財源の収入済額は、677億900万円で、歳入総額における構成比は、一般財源が59.6％、特定財源が40.4％となっております。

次に７ページを御覧ください。

前年度との比較増減につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、１行目、１款、特別区税が、前年度と比べ、41億2,800万円、10.1％の増となっております。

これは、特別区税のうち特別区民税が41億4,300万円、10.5％の増となったことなどによるものでございます。

次に、表の真ん中辺りになりますが、10款、特別区交付金、特別区財政調整交付金でございます。

前年度と比べ、19億7,500万円、6.9％の増となっております。内訳につきましては、この表には記載してございませんが、普通交付金が、前年度と比べ、10億9,300万円、4.3％の増、特別交付金が、前年度と比べ、８億8,200万円、30.6％の増となっております。

次に、４行下の数値、14款、国庫支出金が、前年度と比べ、27億5,500万円、18.2％の増となっております。

これは、児童手当給付費負担金などの増によるものでございます。

次に、その下、15款、都支出金が、前年度と比べ、４億8,100万円、3.4％の増となっております。

これは、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金などの増によるものでございます。

最後に、一番下の科目ですが、21款、特別区債は、前年度と比べ、136億3,200万円、332.5％の増となっております。

これは、大塚四丁目土地取得費などの増によるものでございます。

次に８ページを御覧ください。

（歳出）につきまして、御説明申し上げます。

まず、２、目的別内訳の表を御覧ください。

なお、前年度の額及び前年度との比較につきましては、次の９ページにございます。

支出済額の合計は、1,630億1,300万円で、前年度と比べ、270億7,500万円、19.9％の増となっております。

また、予算現額に対する執行率は、95.9％となっております。

支出済額の主な増減につきましては、２款、総務費で、151億2,100万円、73.4％の増、10款、教育費で、92億3,700万円、44.4％の増、４款、産業経済費で、７億円、19.4％の減、11款、諸支出金で、16億4,900万円、17.0％の減などでございます。

また、不用額は、60億1,700万円で、その主なものは、４款、産業経済費のうち、住民税均等割非課税世帯等に対する家計支援臨時給付金の実績による残の５億700万円、10款、教育費のうち、小日向台町小学校等改築の実績による残の３億3,000万円などでございます。

次に、同じ８ページの下の表、３、性質別内訳を御覧ください。

まず、人件費、物件費、扶助費などの消費的経費は、1,087億9,600万円で、前年度比9.4％の増となっております。

投資的経費は、349億6,600万円で、前年度比90.7％の増となっております。

また、その他の経費は、192億5,000万円で、内訳は、次の９ページの下の（性質別内訳その他の内訳）という見出しの表に記載のとおりでございます。

なお、この表には記載してございませんが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、普通会計ベースで、83.6％となり、前年度を1.2ポイント上回っております。

恐れ入りますが、少し飛んで、18ページを御覧ください。

資料５は、事務事業執行上、予算に不足が生じた場合、他の費目から流用し、または予備費を充当いたしますが、その経費の増減に係る一覧表でございます。30ページまでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、31ページ、資料６を御覧ください。

不納欠損額及び収入未済額につきまして、御説明申し上げます。

各会計の合計は次の32ページの一番下にございますとおり、不納欠損額は１億5,300万円、収入未済額は14億2,600万円となっております。

33ページから37ページまでに、それぞれの不納欠損額の内訳を記載しておりますので、御

参照ください。

次に38ページ、資料７を御覧ください。

補助金決算額の前年度比較でございます。

表中、予算計上のなかったものについてハイフン、予算計上されていたが執行実績のないものをゼロとしております。これらの記載のある20事項を除いた178の事項において、事業補助を行いました。

補助金の合計額につきましては、43ページの合計欄を御覧ください。

令和７年度の補助金合計は、115億2,600万円で、前年度と比べ、12億800万円の減となっております。

前年度との比較増減につきまして、増の主なものは、39ページの37番、デジタル商品券発行事業補助が、２億9,600万円の皆増、同じく39ページの55番、食料品等物価高騰対応給付金が、８億5,200万円の皆増などとなっております。

減の主なものは、１ページ戻り、38ページの36番、キャッシュレス決済ポイント還元事業補助が、３億7,800万円の皆減、39ページの54番、住民税均等割非課税世帯等に対する家計支援臨時給付金が、12億5,500万円の減、41ページの114番、児童手当対象外世帯独自給付金が、８億1,500万円の皆減などとなっております。

続きまして、44ページ、資料８を御覧ください。

これは、1,000万円以上の工事請負契約の一覧表で、49ページまでございますので、御参照ください。

次に、50ページ、資料９を御覧ください。

地方債の状況につきまして、御説明申し上げます。

令和６年度末の地方債現在高の合計は、139億8,900万円でございます。

令和７年度の起債の発行高の合計は177億8,000万円、内訳は、下の表、令和７年度発行債事業債別内訳のとおりでございます。

また、令和７年度の償還額の元利合計は、10億7,000万円でございます。

これにより、令和７年度末の地方債現在高の合計は、308億3,100万円となっております。

なお、公債費負担比率は、普通会計ベースで0.7％となり、前年度を、0.1ポイント上回っております。

次に、51ページ、資料10を御覧ください。

基金の状況につきまして、御説明申し上げます。

令和６年度末の基金現在高の合計は、541億1,400万円で、令和７年度中の積み立て額の合計は、105億1,400万円、取崩し額の合計は、129億6,100万円となっております。

したがいまして、令和７年度末の基金現在高の合計は516億6,700万円となり、前年度末現在高より24億4,700万円の減となっております。

これら基金の７年度末の保有状況は下の表のとおりでございますが、預金に138億1,700万円、債券に378億5,000万円、その比率は、27対73となっております。

また、令和７年度の運用実績は、１億6,800万円でございます。

なお、令和６年度の運用実績は、１億100万円でございました。

一般会計の概要は、以上でございます。

引き続きまして、各特別会計の概要を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページにお戻りいただき、資料４、令和７年度特別会計決算額の前年度比較を御覧ください。

１、国民健康保険特別会計でございます。

まず、上の歳入の表の合計欄を御覧ください。

令和７年度の収入済額の合計は、212億2,400万円で、前年度と比べ、0.8％の減となっております。

次に、下の歳出の表の合計欄、令和７年度の支出済額の合計は206億1,500万円で、前年度と比べ、0.2％の増となっております。

増減につきましては、次の13ページを御覧ください。

まず、歳入の増減の主なものは、上の表の７款、繰越金が４億5,700万円、128.7％の増、６款、繰入金が６億9,700万円、23.2％の減などとなっております。

次に、歳出の増減の主なものは、下の表の５款、諸支出金が４億6,900万円、119.5％の増、３款、国民健康保険事業費納付金が５億3,600万円、6.6％の減などとなっております。

次に、14ページを御覧ください。２、介護保険特別会計でございます。

まず、上の歳入の表の合計欄を御覧ください。

令和７年度の収入済額の合計は177億4,100万円で、前年度と比べ2.1％の増となっております。

次に、下の歳出の表の合計欄、令和７年度の支出済額の合計は171億6,300万円で、前年度と比べ0.6％の増となっております。

増減につきましては、次の15ページを御覧ください。

まず、歳入の増減の主なものは、上の表の８款、繰越金が１億5,400万円、103.1％の増、４款、支払基金交付金が6,000万円、1.4％の減などとなっております。

次に、歳出の増減の主なものは下の表の１款、総務費が１億9,700万円、29.0％の増、３款、地域支援事業費が３億200万円、40.3％の減などとなっております。

次に、16ページを御覧ください。最後に、３、後期高齢者医療特別会計でございます。

まず、上の歳入の表の合計欄を御覧ください。

令和７年度の収入済額の合計は68億2,900万円で、前年度と比べ5.9％の増となっております。

次に、下の歳出の表の合計欄、令和７年度の支出済額の合計は67億1,800万円で、前年度と比べ6.0％の増となっております。

増減につきましては、次の17ページを御覧ください。

まず、歳入の増減の主なものは上の表の１款、後期高齢者医療保険料が３億1,500万円、8.3％の増、５款、繰越金が4,800万円、30.1％の減などとなっております。

次に、歳出の増減の主なものは下の表の３款、広域連合納付金が３億4,200万円、5.8％の増、４款、諸支出金が2,300万円、13.6％の減などとなっております。

以上で、令和７年度の各会計歳入歳出決算の総括説明を終わらせていただきます。

委員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○田中（香）委員長　宇民会計管理者、ありがとうございます。

それでは、総括説明に対する質疑に入ります。

初めに、自由民主党、のぐち委員。

○のぐち委員　それでは自由民主党文京区議会の総括質問を行います。

令和７年度の一般会計当初予算は過去最大規模の1,470億円、その後、５回の補正予算を経て決算額は歳入約1,674億円、歳出約1,630億円に達しました。歳出は前年度から約271億円、率にして19.9％増加しています。一方、特別区税収入は約449億円と前年度から約41億円増加しました。しかし実質収支は約43億円となり、前年度から約37億円減少しています。負債残高は約308億円と前年度末からほぼ倍増しました。歳入も歳出も大きく伸びた１年です。

問題は、その規模に見合う成果を区民に説明できるかどうかであります。予算は何を実現するかという行政の意思を示すものです。決算は、その意思が現実に何をもたらしたかを検

証するものです。予算の大きさは成果の大きさを保証しません。令和７年度に何を実現し、何を実現できなかったのか、そして、その結果を受けて次の予算をどう変えるのか、この問題意識から六つの観点について伺います。

第１に、予算編成改革は政策判断を変えたのかです。

まず、令和７年度予算編成方針について伺います。

区は「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け、現場の視点を重視し、職員の創意と工夫によって効率的、効果的で質の高い行政サービスを提供することを掲げました。そのための予算編成上の仕組みとして、一般財源各部枠が導入されました。各部が主体的に財源配分を考えることには意義があります。しかし裁量を与えたという制度上の変更と、実際に政策の優先順位が変わらなかったという成果は区別しなければなりません。従来の事業をそのまま継続し、新規事業を上乗せするのであれば、各部枠を導入した意味が見えてきません。限られた財源の中で何を優先し、何を見直したのか、その判断の実績が問われます。そこで伺います。

令和７年度予算編成において各部の判断により既存事業の縮小、廃止、統合といった具体的な事例は何でしょうか。それによって確保した一般財源は幾らであり、どの施策に再配分したのでしょうか。また、各部に裁量を与えた結果、部をまたぐ政策課題や区全体として優先すべき事業について、財源配分の調整はどのように行われたのでしょうか。従来の編成方針と比較して具体的に何が改善されたのか、お示しください。ここで確認したいのは、制度を導入したことに対する自己評価ではありません。予算を配る仕組みを変えた結果、何をやめ、何を始めたのか。導入初年度の実績を事業名と金額によってお答えください。

第２に、資産形成と将来負担をどう両立させるのかです。

財政構造の変化について伺います。

令和７年度末の基金残高は約517億円、前年度末から約24億円減少しました。一方、特別区債残高は約308億円となり、約168億円増加しています。監査委員は基金を一定程度、維持できたと評価する一方、地方債の増加による後年度負担や人件費、物件費の増加に伴う財政の硬直化に注意を促しています。ここで区債の増加だけを取上げ、財政運営の問題とするつもりはありません。将来世代にも利用する学校や公共施設の整備について、費用を世代間で分担することには合理性があります。しかし、区債を活用して資産を取得する以上、その資産をどのように使い、返済財源をどのように確保するかまで一体として説明する必要があります。

象徴的なのが大塚四丁目の土地取得です。監査委員の審査意見書によれば、学校改築に資するこの土地取得は、取得費用の全額を10年後の一括償還を予定する起債によって賄っています。監査委員は、将来の行政課題の解決に活用が見込める資産取得として評価をしています。その評価と財政上の説明責任は両立するものであります。そこで伺います。

この区債について、10年後の一括償還に必要な財源を毎年度どのように確保する計画でしょうか。減債基金への積立て額と償還時点の財源見通しをお示しください。また、今後の学校改築や老朽化した公共施設の更新に伴う起債について、年度別の発行額、償還額、残高の見通しをどこまで具体的に把握しているのでしょうか。大塚四丁目の土地については取得後の活用方針を決定するまでの過程も伺います。将来の施設整備費や維持管理費はいつ、どの段階で財政計画に織り込むのでしょうか。土地を取得し取得した段階で財政上の判断が完結するわけではありません。土地を活用するための整備費が必要となり、施設が完成すれば人件費、光熱費、修繕費が発生します。土地は残る、建物も残る、では、それを使い続ける財源は残るのでしょうか。

次に財政の弾力性についてお伺いします。

令和７年度の経常収支比率は83.6％となり、前年度から1.2ポイント上昇しました。人件費は約272億円で前年度比6.3％増、扶助費は約296億円で前年度から14.8％増、物件費は約353億円で前年度比12.3％増となっています。ただし、これらの増加を一括して経常経費の膨張と捉えることはできません。例えば扶助費には児童手当や保育委託の増加に加え、物価高対応子育て応援手当なども含まれています。物件費の増加にも情報システムや教育情報ネットワークの整備など、個別の要因があります。増加した経費を、一時的な支出と翌年度も継続する支出に区分した分析が求められます。新しい事業を始めるときは、その必要性と初年度の予算額に目が向きます。しかし一度始めれば人員が必要となり、委託費が発生し、物価や人件費の上昇も重なります。継続経費というのは、いざ予算を編成する段階になると想像以上に押しが強いのであります。そこで伺います。

新規・拡充事業について、開始年度の事業費だけでなく平年度化した際の経費をどのように算定しているのでしょうか。区債償還と施設維持管理費、そして継続的な行政サービスの経費も合わせた中長期の財政見通しについて区の見解を伺います。

第３に、重点施策は区民生活に何をもたらしたのかです。

次に主要施策の成果についてお伺いします。令和７年度の主要施策の成果には、児童相談所の開設、重層的支援体制の構築、プラスチック分別回収の開始など多くの事業実績が示さ

れています。いずれも重要な取組です。しかし事業を実施したことと、政策目的を達成したことは同じではありません。

まず、令和７年４月に開設した文京区児童相談所です。区の報告では児童虐待をはじめとする相談援助業務を行い、専門人材の確保、育成、里親家庭への支援などに取り組んだとされています。児童相談所の開設は区が児童相談行政を担う体制を整えたという点で大きな制度上の変化です。だからこそ、開設したという報告で初年度の検証を終えることはできません。東京都の児童相談所を中心とした従来の体制と比較し、相談を受けてから支援につなぐまでの時間はどう変わったのでしょうか。区のこども家庭支援センターや学校、保健部門との連携によってどのような改善が確認されたのでしょうか。また、開設初年度に把握した人員体制や専門性の確保に関する課題について、どのような改善策を講じるのか、伺います。

次に、重層的支援体制整備事業です。

ぶんきょうチームでまるごと支援では、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、既存の分野別相談窓口で悩みを包括的に受け止めるチーム体制を構築したと報告されています。ここで問うべきは、連携体制をつくったことによって、従来は支援につながりにくかった人々に実際に支援が届いたかどうかです。そこで伺います。

複数の部門が連携して対応した事例はどの程度あったのでしょうか。そのうち、従来の分野別支援では対応が困難だった事例について、どのような成果が確認されたのでしょうか。支援につながらなかった事例や対応が長期化した事例についても課題をどのように把握しているのか、お示しください。

次に、教育ＤＸについてお伺いします。

Society5.0の教室プロジェクトでは、１人１台端末の効果的な活用に関する実践事例を210以上収集し、区立小・中学校で共有したと報告されています。事例を収集し、共有することは授業改善の手段です。しかし事例の数は、教育の質を直接示す指標ではありません。収集した事例について授業改善への活用環境をどのように確認しているのでしょうか。児童・生徒の学習状況や教員の指導方法に生じた変化をどのように検証し、その結果を次の授業研究に反映しているのか、伺います。

児童相談所、重層的支援体制、教育ＤＸ政策、分野は異なりますが共通する問いがあります。何をしたかは分かりました。では、何が変わったかをお示しください。主要施策全体について、実施実績と政策効果をどのように区別して把握し、その評価結果を事業の見直しに結びつけているのか、伺います。

次に、第４に約60億円の不用額は何を意味するのかです。

予算執行の制度についてお伺いをいたします。

令和７年度一般会計の不用額は60億1,722万円、前年度から約１億4,058万円増加しました。執行率は95.9％で前年度を0.6ポイント上回っています。不用額の主な内訳を見ると、民生費が約20億5,347万円、教育費が約9,686万円、産業経済費が約８億63万円となっています。不用額が生じたこと自体を問題とするつもりはありません。契約差金による節減であれば、適切な執行の結果です。一方、事業の遅延や需要予測の誤り、制度利用の低迷によるものであれば、検証すべき内容は異なります。特に民生費については予算が余ったという数字だけでは判断できません。対象者が当初の見込みより少なかったのか、申請や利用が想定を下回ったのか、あるいは事業の実施時期が遅れたのか、その理由によって次に取るべき対応は変わるはずです。そこで伺います。

不用額の大きかった民生費、教育費と産業経済費について、主な事業別の不用額とその発生原因をお示しください。契約差金、需要予測と実績の差、事業の遅延、未実施、制度利用の低迷など原因別にどのような分析を行っているのでしょうか。また、支援制度の利用実績が想定を下回った場合、対象者への周知が十分だったのか、利用要件に問題がなかったのかまで検証しているのでしょうか。決算を受けて制度設計を実際に見直した事例があればお示しください。

なお、決算審査意見書では、翌年度への繰越事業として公園再整備事業の事例も示されています。これらは不用額とは区別して扱う必要がありますが、予定した時期に事業を完了できなかった理由とその影響については同様に検証が求められます。使わずに済んだ予算なのか、使うべきところに届かなかった予算なのか、この違いを事業ごとに明らかにする必要があります。予算の執行率だけでは見えない課題を、次の需要予測と事業設計にどう反映するのか、区の見解を伺います。

第５に、なぜ同じ不備が繰り返されるのかです。

行政改革と内部統制について伺います。

監査委員は令和７年度の財政事務について、おおむね適正と認める一方、従前から指摘、注意してきた契約書等の不備、不適切な事案決定、検査の不備など、改善、是正すべき事項がなお見受けられるとしています。そして令和２年度から導入した内部統制制度の下で、不適切な執行の予防と適法適切な事務処理ができる環境の構築を求めています。契約、決裁、検査は行政事務の基本です。これらの手続に不備が生じれば、公金支出の適正性を支える仕

組みに問題が生じかねません。一度発生した不備について原因を調べ、是正することは当然です。しかし同種の不備が繰り返されるのであれば、個々の職員への注意喚起だけでは足りません。そこで伺います。

監査委員から従前より指摘されている不備について、区は発生原因をどのように分析しているのでしょうか。職員の知識や経験に関する問題と業務手順、決裁経路、確認体制に関する問題をどのように区別しているのか、お示しください。また、過去の指摘に対して講じた是正措置について、同種の不備が減少したかどうかを検証しているのでしょうか。是正措置を実施したという報告ではなく、再発防止の効果を確認する仕組みについて伺います。

さらに行政ＤＸとの関係について伺います。

監査委員はＤＸによる業務改革や生成ＡＩ等のデジタルツールの活用によって、行政事務の効率化を進めることも求めています。デジタル化の意義は紙を電子化することだけではありません。必要な確認項目を標準化し、決裁経路を明確にし、記載漏れや確認漏れを防ぐことにもあります。契約、決裁、検査の各段階でシステムによって防止できる不備はないのでしょうか。監査で明らかになった課題を業務システムの改善や手順の標準化に反映する仕組みはあるのでしょうか。生成ＡＩについても利用件数だけでなく、職員の作業時間、確認負担、誤処理の発生状況などを通じて効果を測定できる必要があります。もちろん法令解釈や契約上の判断をＡＩに無条件に委ねることはできません。最終的な確認と責任を人が担うことを前提に、どの業務を改善できるのか見極めるべきです。是正措置を講じた、それでも不備が繰り返される、では、仕組みの何を変えたのでしょうか。内部統制と行政ＤＸを別々の取組としてではなく、行政事務の正確性を高める業務改革の一つとして進める考えについて、区の見解をお伺いいたします。

第６に、決算を受けて令和９年度の予算の何を変えるのかです。

最後に、令和９年度予算編成について区長に伺います。

監査委員は、令和７年度末の財政状況について健全性を維持していると評価しています。その一方で、扶助費の増加、学校改築計画の進行、老朽化した区有施設の建替えなど今後の歳出増加を見込んでいます。また、ふるさと納税による影響額は前年度から約５億円増加し、約44億円に拡大したとしています。この税収流出は、区が自らの判断で支出を増やした結果ではありません。文京区の財政運営から見れば、言わば、もらい事故みたいなものであります。しかし、もらい事故だからといって財政の影響まで誰かが引受けてくれるわけではありません。そして歳出については真に必要な施策を厳選し、既存事業の縮小、廃止、統合も含

めて見直す必要性を指摘しています。財政の健全化が維持されているという評価は、今後も従来どおりの予算編成を続けてよいという意味ではありません。令和７年度決算から見えてきたのは、財政規模の拡大、資産形成に伴う将来負担、行政サービスの継続経費、そして事業の成果を検証する必要性であります。そこで、区長に３点伺います。

第１に事業の継続、拡充、廃止、縮小を判断する基準です。政策目的を達成した事業と十分な成果が確認できなかった事業をどのように区別するのでしょうか。区民の需要、政策効果、費用、将来負担を踏まえ、何を基準として予算配分を決定するのか、お示しください。

第２に、その判断を行う仕組みです。一般財源各部枠の中で、下で、各部が自ら事業を見直すことは重要です。しかし各部の判断を積み上げるだけでは、部をまたぐ課題や区全体として優先すべき政策や財源配分が十分に進まない可能性があります。各部による事業評価の結果を誰がどの段階で検証し、区長を中心とした全庁的な政策判断に結びつけるのでしょうか。令和９年度予算編成の具体的な手順を伺います。

第３に将来負担の反映です。区債の償還、基金の確保、公共施設の維持管理費、継続的な行政サービスに要する経費を見通した上で、新規・拡充事業を判断する必要があります。事業開始時の予算額だけでなく、その事業を続けるために必要な財源まで含めて、どのように予算編成上の判断を行うのか、お示しください。

以上、３点お伺いしました。

ここまでの質問に対して、それぞれの所管部から説明をいただくことになると思います。しかし最後に問われるのは、それらの説明を踏まえ、区政全体として何を選択するのかということであります。決算資料には実施した事業が示されています。審査意見書には財政上、行政運営上の課題が示されています。それらを読み、説明を受け、審査を終えるだけであれば、決算は過去の記録にとどまります。決算を読んだ、課題も分かった、それでも次の予算が変わらないのであれば、何のための決算審査なのでしょうか。令和７年度決算を受けて、令和９年度予算編成の何を具体的に変えるのか、区長の見解を伺い、自由民主党文京区議会の総括質問を終わります。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

ただいま、自由民主党の総括質問が終了いたしました。

この答弁に先立ちまして、会計方式について説明を受けます。

鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　答弁に入る前に会計方式について御説明申し上げます。

決算につきましては、一般会計や特別会計とは別に普通会計という概念がございます。これは毎年、総務省が実施する地方財政状況調査における概念であり、全国の都道府県、区市町村を同一の基準で比較するためのものでございます。実質収支比率や経常収支比率等の財政指標については、この普通会計の数値を用いて答弁させていただきます。

また、他の自治体との比較について御説明する際にも、一部普通会計の数値を使わせていただくことがありますので、御了承いただきますようお願いいたします。

○田中（香）委員長　それでは答弁に入らせていただきます。

のぐちけんたろう委員。

○のぐち委員　すいません。先ほどの私のですね、総括質問の中でちょっと言い間違いが、数字のところがありましたので修正してもよろしいでしょうか。

○田中（香）委員長　はい、お願いします。

○のぐち委員　不用額のところでですね、私、60億円の不用額は何を意味するのかというところを質問いたしたところでですね、不用額の主な内訳の部分で民生費が20億5,347億円、教育費のところなんですが10億9,686万円とすべきところを、9,686万円にしてしまいましたので、その部分を10億9,686万円の質問に変えさせていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　はい、分かりました。

それでは答弁に入らせていただきます。

鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　のぐち委員の御質問にお答えします。

初めに、令和７年度予算編成方針についてのお尋ねですが、既存事業の見直しについては中小企業の企業力向上支援事業や、すまいる住宅登録事業の事業再編が提案されるなど、各部の自律的な取組が推進されたほか、これらの事業を支える財源として各部において積極的に国や都の補助金が確保されたと認識しています。一般財源であるため、配分の把握はできませんが。

○田中（香）委員長　マイクを近づけてお話しください。

○鈴木企画政策部長　失礼いたしました。

一般財源であるため配分の把握はできませんが、取組の結果、７年度予算編成における一般財源各部枠は総額約1,070億円となり、各部が創意工夫を凝らして考案した58の重点施策を中心に防災対策の充実強化や子どもが健やかに成長できる環境づくり、地域共生社会の実現など、力強く推進できました。引き続き各部の主体的な、失礼しました、主体的、自律的

な予算編成を一層推進し、限られた経営資源を最適配分することにより、後年度に過度な負担を生じない持続可能な財政運営を目指してまいります。

次に、大塚四丁目土地取得における特別区債についてのお尋ねですが、10年後の満期一括償還に向け、令和８年度から毎年度、13億8,000万円を減債基金へ積み立てる計画となっております。財源につきましては、一般財源となりますが、特別区財政調整交付金の特別交付金において、本土地取得に係る経費の２分の１について10年間にわたり分割交付される見込みとなっております。

次に、今後の起債の見通し等についてのお尋ねですが、これまでに発行した地方債については、借入れ時の利率や償還年数等を基に年度別の償還見込額を把握しているところです。今後の見通しについては、区の財政状況が国内外の経済情勢や社会の動向の影響を受けやすいことに加え、近年の特別区債残高の増加傾向も踏まえる必要があります。

毎年度の予算編成において発行利率や歳入見通し、基金残高などを総合的に勘案し、具体的な起債額を慎重に判断していくことから、特別区債残高の見通しをあらかじめ具体的な額としてお示しすることは難しいものと認識しております。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、大塚四丁目土地の活用方針についてのお尋ねですが、当該土地に仮校舎を建設し、小日向台町小学校等の改築工事を行う際に活用する旨をお示ししておりますが、その後の学校改築への活用予定については築年数や施設の老朽化の程度等を総合的に勘案し、今後検討してまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、大塚四丁目土地の維持管理費についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり新たな土地を購入し、施設を整備し、その施設を適切に維持管理、運営していくためには相応の財源の確保が必要であると認識しております。これらに対応するため、財政調整基金や学校施設建設整備基金等の一定の確保に努めてきておりますが、近年の総基金残高の緩やかな減少傾向は財政運営における課題と捉えているところです。

こうした認識の下、９年度予算編成方針においては公共施設整備等において真に必要な施設機能や規模、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減等の検討について示すと共に、スクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組を示したところです。

引き続き国庫支出金や都支出金等の特定財源の確保に努めると共に、公共施設整備の計画的な実施や各事業の不断の見直しにより、歳入と歳出のバランスを考慮した予算編成に取り

組んでまいります。

なお、大塚四丁目土地に関する経費については、次期総合計画における財政推計において検討してまいります。

次に、財政の弾力性についてのお尋ねですが、新規・レベルアップ事業については導入時における臨時的な経費のほか、経常的な経費についても予算編成時点から十分認識することが重要であると考えております。各部局からの予算要求については予算編成過程でヒアリングを行った結果、失礼しました、ヒアリングを行った上で、臨時的な経費を含む全事業を対象に事業の必要性、有効性を十分に勘案して査定しており、経常的経費の増加傾向に注視しつつ、財政運営の弾力性の維持に努めているところです。

また、中長期の財政見通しについては現在、次期総合計画に向けて推計方法等の検討を進めており、直近の起債残高や昨今の物価高騰等も踏まえた経常的経費の試算等を行った上で、次期計画においてお示ししてまいります。

○田中（香）委員長　栗山児童相談所長。

○栗山児童相談所長　次に、都と比較した場合の児童相談所における相談援助の変化についてのお尋ねですが、本区の児童相談所としては区内のみの管轄となったことにより、都の児童相談センターと比較し、緊急通告時の関係機関への即時訪問や、児童や保護者の方から児童相談所へのアクセスが大幅に向上し、支援を実施するまでの時間短縮につながっております。

また、こども家庭支援センターとは児童相談システムの共有化をはじめ、常時接続テレビ会議システムを活用したことにより、即時の緊急受理会議を開催することが可能となりました。加えて、学校や保健部門に対しても事案に応じ、より正確な情報共有により速やかな支援の実施につながっているものと考えております。

次に、児童相談所の人員体制や専門性の確保の課題についてのお尋ねですが、児童相談所の人員体制については準備段階から区職員の派遣を積極的に行ってきたほか、開設直前には都からの一時保護を受託し、一時保護所での綿密な準備を整えるなど、人員体制と専門性の確保に取り組んでまいりました。

今後の課題としましては、児童相談所の経験が少ない職員の育成や区の児童相談所としての業務手順の確立が求められていることから、現場でのスキルに応じたＯＪＴや専門研修を通した資質向上のほか、経験者採用等の外部人材の登用などを通して児童相談所として運営体制のさらなる強化を図ってまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、重層的支援体制整備事業に関する御質問にお答えします。

初めに、複数の部門が連携して対応した事例数についてのお尋ねですが、本区では関係相談機関から新たな課題が提起された際には、多機関協働事業の事務局を担う福祉政策課が中心となり、全体を把握しつつ支援会議等を運営するものとしており、支援方針、役割分担の調整及び支援の進捗状況などの確認を行っております。

複数の部門が連携して対応した事例数につきましては、令和７年度において新規相談受理件数が12件、そのうち支援会議につながった事例が７件となっており、支援会議の総開催数は17回となっております。

次に、従来の分野別支援では対応が困難であった事例の成果についてのお尋ねですが、支援会議において家族全体の状況や各機関の支援状況を共有、可視化することで、それぞれの相談機関が担当する分野の垣根を越えて相談専門性を生かし、医療、介護、福祉など必要なサービスへ速やかにつなぐなど、生活環境の改善や生活基盤の安定化につながった事例を複数確認できております。

併せて、継続的なモニタリング会議を実施することで本人や世帯の状況の変化を共有し、支援プランを柔軟に見直すことにより支援の質を高めると共に、その効果を継続的に把握しております。

こうした取組を通じて支援機関相互の連携が深まり、これまで個別の所管や機関だけでは対応が難しかった複雑、複合的な課題についても、世帯全体の状況を把握しながら必要な支援につなぐことができている点は本事業の大きな成果の一つであると評価しております。

なお、事業を進める上では虐待や近隣トラブル等の事例において、支援対象者本人の支援に対する受け止め方などの理由から本人同意が得られないケースや、相談意欲がないまま孤立し深刻化するケースも少なくなく、本人との関係を築きながら、いかに早い段階で必要な支援につなげていくかが重要な課題であると認識しております。

今後とも、ＢＵＮＫＹＯつながる相談窓口の積極的な周知に努めると共に、様々な相談機関と連携を図りながら早期の支援に取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、Society5.0の教室プロジェクトにおける実践事例の活用状況と、その検証についてのお尋ねですが、本区での指導方法や活用状況は教員研修や学校訪問、全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果等を通して把握しております。

教育委員会における学校訪問において、児童・生徒が１人１台端末を活用し、それぞれの調べたい内容に応じて情報を収集、編集するだけでなく、互いの意見を交換することで対話的な学びにつながっていることを確認しております。今後も授業観察や学習に関するデータ等から成果や課題を把握し、教員研修や事業研究等に反映することで引き続き教員の授業力向上を図ってまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、主要施策全体についてのお尋ねですが、本区では社会状況の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、バックキャスティングで取り組む「文の京」総合戦略を策定しております。

総合戦略の進行管理については戦略シートの毎年度の点検において実績数値とその成果等をそれぞれ点検、分析し、社会情勢等を踏まえながら事業の継続拡充や手法の改善等、必要に応じた見直しを行い、今後の進め方の方向性を示すことにより翌年度以降の重点施策や予算編成等に反映しています。今後とも国等の対応や景気動向、国内外の社会情勢の変化に注視し、より効率的、効果的な施策となるよう取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　髙橋区民部長。

○髙橋区民部長　失礼しました。次に、産業経済費における不用額等についてのお尋ねですが、不用額が生じた主なものとしては臨時特別給付金事業、商工振興費、融資事業費が挙げられます。

臨時特別給付金事業については、主に契約差金や給付実績等により家計支援臨時給付金が約５億円、食料品等物価高騰対応給付金が約１億5,000万円、総額約６億5,000万円の不用額が生じたものです。

各種給付金事業においては、速やかな支給実施のため限られた時間の中で迅速に予算措置を行う必要があること、加えて事業スケジュールや対象者数等の変動要素を考慮し、給付額が不足しないよう積算を行っていることから、実績との乖離が生じ、不用額が大きくなる傾向となりました。

なお、不用額の解消につなげる改善策としては、支給率向上を図る工夫として、食料品等物価高騰対応給付金において、過去の給付金事業における口座情報に加えて公金受取口座を活用するなど必要な見直しを実施しております。

商工振興費については、主に中小企業や商店会等への補助事業において想定件数と申請件数の乖離が生じたこと等により、総額約7,300万円の不用額が生じたものです。

各企業、商店会の補助申請には、おのおのの事情もあり見込みの想定が難しい面はあるものの、各企業及び商店会が予定した事業を着実に実施できるよう、経営相談やエリアプロデュース等の伴走支援に取り組むことに加え、活用が少ない補助事業等については、より積極的な事業周知に努めてまいります。

融資事業費については、主に信用保証料補助の未申請企業からの申請が伸びず、想定件数と申請件数の乖離が生じたことで総額約5,500万円の不用額が生じたものです。なお、当該信用保証料補助は７年度末をもって終了の予定でしたが、当該申請状況を踏まえ、引き続き８年度末まで申請期限を延長し、個別通知の発送や中小企業支援員による訪問等により周知を図っているところです。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、民生費における不用額等についてのお尋ねですが、福祉部において不用額が生じた主な要因としては、生活保護法に基づく保護費、障害者総合支援事業費の障害福祉サービス費等が挙げられます。

生活保護法に基づく保護費は、受給者数の減少や医療扶助件数の実績が想定を下回ったことにより、１億9,523万1,000円の不用額が生じたものです。障害者総合支援事業費の障害福祉サービス費は利用者数の増加を踏まえて予算を積算しておりますが、生活介護等の利用実績が想定を下回ったことにより6,008万5,000円の不用額が生じたものです。今後も受給者や利用者等の実態を的確に見込みながら積算の精度を高め、不用額の縮小に努めてまいります。

○田中（香）委員長　多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　次に、同じく民生費における不用額等についてのお尋ねですが、こども未来部において不用額が生じた主な要因としては、物価高対応子育て応援手当、児童の保育委託等が挙げられます。

物価高対応子育て応援手当は翌年度も継続して事業を実施するため、8,397万4,000円を繰越額として計上すると共に、契約差金及び給付実績減に伴い、7,158万円の不用額が生じたものです。

児童の保育委託は、要配慮児への対応等の実績による減に伴い、３億302万5,000円の不用額が生じたものです。こちらは要配慮児の人数が当初見込みを下回ったものでございます。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、教育費における不用額等についてのお尋ねですが、不用額が生じた主な事業としては小日向台町小学校等改築、校園舎等各種整備費が挙げられます。

小日向台町小学校等改築は、小日向台町小学校隣地取得に関して土地所有者から年度内の売買契約締結が困難であるとの申出があり、スケジュールを変更したことに伴い、３億3,038万円の不用額が生じたものです。

校園舎等各種整備費は、窪町小学校における教室増設対策が結果として不要となったこと等の理由により、１億4,696万円の不用額が生じたものです。

○田中（香）委員長　小野土木部長。

○小野土木部長　次に、公園再整備事業予算の繰越しについてのお尋ねですが、この繰越しは令和８年３月に工事完了を予定していた本郷五丁目児童遊園の事故繰越であります。

事故繰越となった理由は、工事の最終段階で防災井戸にポンプを設置する際、先行して設置した管路に破損が確認され、その再設置に時間を要し、工期を令和８年５月まで延伸したものであります。

公園再整備については、引き続き公園利用者や地域の方々の意見等を踏まえつつ、地域特性等の様々な制約を適切に捉えた設計に努めると共に、工事現場の状況に応じた安全対策と工程管理等を徹底することにより着実な事業執行につなげてまいります。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、内部統制に関する事案の発生要因についてのお尋ねですが、監査委員から指摘を受けた改善や是正を要する事項については、各所属においてリスク評価シートなどを活用し、不備が発生した要因について職員の知識や理解、経験に関する要因と業務手順、複数職員による確認など、組織や仕組みに関する要因を分けて分析し、改善を図っております。

次に、監査からの指摘に対する是正措置に関するお尋ねですが、監査委員から指摘を受けた改善や是正を要する事項については、各所属において発生要因の分析を通して同種の不備が生じているかなどの確認を行うと共に、是正措置を実施したかどうかにとどまらず、毎年の事案の発生状況や監査結果を通じて、その効果を確認し、必要な改善につなげております。

次に、不適正な事務の発生予防についてのお尋ねですが、監査で明らかになった課題については、業務システムに関連することを含めた全ての業務について事務処理手順の確認、関係職員への周知、所属長による点検、必要に応じた手順や確認体制の見直しを行っています。

システムによる防止策として、令和７年度は支払い遅延防止のため財務会計システムにアラート機能を整備したほか、予算流用に係る手続に電子決裁を導入いたしました。今後も必要に応じてシステムによる不備の防止策について検討してまいります。

次に、内部統制と業務改革についてのお尋ねですが、今後も生成ＡＩをはじめとするデジタルツールの活用も含めた正確性の向上と再発防止に資する業務改革を進めてまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　最後に、令和９年度予算編成についてのお尋ねですが、本区においては総合戦略の進行管理により、毎年、主要課題ごとの戦略点検シートに基づき、計画事業の実績や進捗状況を点検、分析し、事業の見直しを行い、より効果的、効率的な施策の展開を図っているところです。

また、予算編成過程においては、財政課における所管部への綿密なヒアリング等を通じて有効性、費用対効果、将来負担などの検証を行い、総合的な判断の下、予算措置を行っております。

７年度決算を踏まえた取組については、不用額が一定規模以上生じ、執行率が低いと評価した事業に対して積算方法や事業内容の見直しを求めると共に、後年度負担が伴う新規・レベルアップ事業については、事業の目標、効果、終期を示した上、後年度の負担額及び財源を明らかにするよう求めております。

また、財源の再配分に向け、技術革新や社会情勢の変化により事業の有効性や必要性が低下しているもの、目的や対象が類似したもの、当初の目的を達成し、継続の必要性が低下しているもの等を徹底的に見直すことを求めており、令和９年度予算編成方針に示す強靭で引き締まった財政運営への転換を図ってまいります。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

続きまして、日本共産党、金子委員。

○金子委員　日本共産党文京区議会議員団から、2025年度決算への総括質問を行います。

ロシアや米国による国際法無視のウクライナやイランへの戦争の影響で物価高が暮らしに重くのしかかっています。その上、高市政権は消費税食料品限定１％減税の財源を示さず円安を招き、来年度は10兆円もの軍事費と介護保険利用料の原則２割化の検討など、社会保障の負担増、給付減が暮らし困窮に拍車をかけています。

さらに、自民・維新政権が労働時間規制の最低基準改定を狙って最低賃金1,500円は2030年代後半に先送りし、搾取を強化し、人々の自由な時間を奪っています。その影響は既に決算資料に表れています。例えばコロナ前の2018年度と比べ、生活困窮による特別区民税の不納欠損は税額、件数共に12倍に達し、区が条例で定める非課税者、すなわち合計所得が単身で45万円以下と４人家族で171万円以下は1,961人増え、非課税者に占める割合は４％増え、

91％、４万1,635人に達します。これらは軽減策につながった方々で、広がる生活困窮の氷山の一角との認識はあるか、伺います。

ごみをため込んでしまうセルフネグレクトに陥った高齢者の自宅清掃に従事した労働者から、区が廃止した寝たきり高齢者の布団乾燥や清掃サービスを再開すべきだと要求が寄せられました。過去最高の1,674億円の歳入規模を持ち、来年度以降も当面安定的な税収が確保できると区長が明言しているのですから、これらの声に応えると共に、23区で広がる教材費や修学旅行の無償化、シルバーパス一律1,000円、介護事業所の経営安定化支援に踏み出すべきです。それぞれお答えください。

なお、歳入総額の10年前からの増加率、歳出総額に占める民生費、老人福祉費、土木費の各比率を23区中の順位と共にそれぞれ伺います。また、区が来年度の予算編成方針で示した財調基金200億円は標準財政規模の25％ですが、総合戦略での説明を変え、なぜ比率で示さなくなったのか、伺います。

積立金101億円のうち、財調基金41億円、学校施設基金は目的別で小学校費22億円、中学校費11億円です。各積算根拠を伺います。また、区民施設基金への26億円の積立ては、シビック改修に18年で286億円かかる見通しとの関係で積算された額か、根拠の説明を求めます。

旧元町小敷地活用事業に関する外部監査と監査委員会の監査結果を読みました。事業者である順天堂に財務会計上の損失の遡及徴収を否定する結論を示しましたが、背景と全容解明には程遠く、さらなる検証を行うべきです。お答えください。議会にも、その役割が求められます。

例えば監査委員会が制度上の不備と意見した公有財産管理運用委員会の構成員に建築職がいない点ですが、公有財の委員会規定７条で、委員長である副区長が認めれば建築職を出席させ、説明、意見を聞くことは可能です。制度不備というより本件事業の過程で開催した公有財に佐藤副区長が建築職出席の必要性を認識し、出席指示を出さなかったのはなぜか、重大な疑問が生じています。今、ここに当時の公有財委員がおられますので、当時、公有財に建築職が出席していないことに疑問を感じなかったのか、副区長はどう判断したのか、答えてください。なお、佐藤氏が副区長に就任した2019年６月以前の８年間と以後、現在までに開催した公有財に建築職が出席した回数を年度ごとに示してください。佐藤氏は４年任期の副区長２期目の任期を１年残し、６月末に突如退職し、ここでただすことはできません。しかし区長は佐藤副区長から、本件事業に関わる公有財の審議経過の報告を逐一受けていたのではありませんか。報告の有無を明らかにしてください。

全体として言えるのは、本件事業を遂行した副区長と共に公有財の構成員であり本件事業を担当した企画部長、総務部長をはじめとした区政運営におけるガバナンス機能不全と捉え、全面的な検証が必要な重大事態です。お答えください。

なお、区長は監査結果を重く受け止めるとの認識を示しましたが、何について重く受け止めたのかを具体的に述べ、地下体育館の占有権原の違法性、土地の貸付け料算定の疑義、園庭部分の財産管理を怠るとの各指摘については事実として認めるのか、それぞれ見解を求めます。

湯島総合センターは築46年で老朽化が著しく、建替えに向け、2023年から４年間で１億円を超える委託費をＰＷＣに支払い、サウンディング調査が行われました。その目的、各年度の費用算定の根拠、調査で判明した事項をそれぞれ説明してください。今後、設計者と管理・運営計画策定の各事業者を別々にプロポーザル選定しますが、契約時期の見通しを示し、工事契約は区内事業者限定によるＪＶとすべきです。併せて伺います。

新施設の運営方針について、改めて湯島児童館・育成室は従来どおり直営とし、指定管理委託されている湯島図書館や入浴施設がある福祉センター湯島なども直営にすべきです。伺います。また、湯島小から新施設に移転予定のアカデミー湯島や高齢者在宅サービスセンターは早期に近隣の賃貸ビルなどに移転をさせ、湯島小の教室確保を求め、同様の方式で新設が2034年に完成までの間、児童館・育成室、図書館が継続できるようにすべきで併せて伺います。

区内の第一種市街地再開発は、組合施行として1972年の江戸川橋地区から2012年の春日・後楽園駅前地区まで11か所、事業が行われてきました。各事業の総事業費と税金投入額、その割合お答えください。

区が2024年改定した都市マスタープランは、９か所を高度利用と開発を誘導する都市拠点とし、それに後楽二丁目南地区と湯島三丁目北東地区が該当しています。東京都環境影響評価条例の対象は、高さ100メートル以上、延べ床面積10万平米超の建物で後楽二丁目南地区が該当しているため、環境影響評価が実施され、縦覧、区民説明会が行われました。しかし湯島三丁目地区は高さ170メートル、延べ床面積11万平方メートルと該当しながら、湯島三丁目が区内で唯一、都条例により環境アセス対象から外れていますが、いつ除外されたのか、また、その際、都からの意見照会の内容と区の回答をお答えください。

景観、日照、風害、ＣＯ２などの問題が長期間に生じ、それを回避、低減することを周辺住民に説明する義務を逃れたと言わざるを得ません。たとえ都条例に沿っているとしても、

突出した建物が及ぼす影響について区や準備組合は説明会とは別個に区民、住民に説明する責任があります。区の認識を伺います。

東京科学大学は、約91メートルの建物建設に際し、横浜市の環境影響評価条例の対象事業ではないが、周辺への環境影響に十分配慮する方針で十分なミニアセスメントを実施しています。また、港区は区独自に港区環境影響調査実施要綱を定め、延べ床面積５万平米以上を対象にしています。これらを参考に、区も独自の環境アセスメント策を検討すべきです。伺います。

春日・後楽園駅前再開発内の住宅の現時点での販売価格は３から４億円と、莫大な税金を投じて超富裕層しか住めないまちをつくり続け、周辺の地価や賃借料の高騰を誘引することも大問題です。建築界のノーベル賞と言われる、ある建築家は、東京の今の再開発は大失敗、デベロッパーや企業のための都市開発になっており、まちを壊していると告発しています。区も同様の認識があるのか、伺います。

高齢者からは、家賃負担が重い、介護が必要で自宅に住み続けられない、国民年金で入れる施設や住宅を、こういう要望がたくさん寄せられます。2028年度に定員117名の特別養護老人ホームが小日向の国有地に開設され、区内特別養護老人ホーム定員は750人となりますが、その後は2040年度になっても特別養護老人ホーム定員は740人のままです。一方、７月時点の特別養護老人ホーム待機者は385人で、住所地特例で区外の介護施設に入所する方も2024年度までの４年で１割増え、768人達します。

つまり今、判明しているだけでも1,000人以上が区内での住まい確保を断念させられているのに、14年後まで次の特別養護老人ホームの新設計画案がないのはあまりに無責任です。区の公的介護サービス確保の責任を果たすよう認識を述べ、併せて小石川税務署跡地の活用など含め、次の特別養護老人ホーム計画を急ぎ策定すべきで伺います。

なお、2025年度の介護保険の住所地特例の人数と内訳を23区内、区外の多摩・島しょ地域、東京以外の関東地方、それ以外の地域について示し、住所地特例者が居住地で特定健診を受けられない実態の改善を求め、それぞれ伺います。さらに2004年、湯島を最後に22年間も新設ゼロのシルバーピア、食事の提供など生活支援があり、低廉で区内にはない軽費ホームやケアハウスの新増設も必要です。伺います。

都内の家賃やマンション価格の高騰は深刻です。４月には、家賃高すぎ。何とかしろ！デモが行われました。デモの主催者は、定められた上限額を超える家賃引上げを禁止する家賃ブレーキ制度をつくることなど、住み続けられる住宅政策への転換を求め、１万3,000人以

上の署名を国や都に提出しています。知事も都議会で住宅の価格上昇に対応する必要性を認めていますが、住宅価格や家賃上昇に対する認識を伺います。

大手不動産情報サイトによれば、文京区ではこの１年間だけでも９月の平均家賃は２万円も上昇し、19万7,000円にもなっています。ですから、すまいる住宅のメニューに単身者向け、住替えのファミリー向け、都営住宅やシルバーピアに申し込んだが入れず、民間賃貸に住まざるを得ない方などを対象にした家賃補助を加えることを提案します。そして住居確保給付金の給付額引上げや、受給要件緩和をすることを国に求めるべきで、併せて伺います。

５月の「ビガー」で区の中小企業支援員は、日銀の利上げで借入依存度の高い中小企業は支払利息の増加で利益が圧迫されたり、キャッシュフローに不足を来したりなど、経営環境は一層厳しさを増すことが懸念されると指摘し、８月の特別調査では区内中小企業の13.3%が原材料、仕入価格上昇分を販売価格に全く転嫁できていないと回答しています。９月本会議質問で我が党は、物価高の影響で建設業を中心に区内中小企業者の厳しい経営状況を指摘し、本気の支援を求めましたが、区の取組は利子付き制度融資や設備投資補助金にとどまっています。今後も利上げは進み、物価高が収まる気配はなく、事業者からのコロナのときより大変ということを受け止め、区も現状を危機と認識すべきではありませんか。伺います。その上で、コロナ禍に実施した事業継続補助金の第２回目や、豊島区のような賃上げをした企業に最大50万円支給する支援を文京区でも行うべきで、伺います。

９月の連休中には家族用のおむつが高くなった、年金暮らしが大変、食品、特に野菜が高い、中古のパソコンも高い、暮らしが悪くなったところではない、こういう声が寄せられております。どう受け止めるのか、伺います。そして品川区を見れば、円安や燃料価格高騰による区民生活への影響緩和のため、区独自財源で全世帯に電気ガス代4,000円の補助を行いますが、文京区でも実施をすべきで伺います。

気象庁が９月６日の午前に大雨の予測を発表したことを受け、文京区では18時28分に水害への備えの確認と垂直避難をと区民に呼びかけました。その際、13か所の垂直避難場所のうち、マンションや介護施設、民間事業所、区施設など各施設の対応と避難人数を伺います。また、夜間の避難とならないよう、早期の対応が必要ではなかったのか、事業所の休日や夜間の開設体制、改善点はないのか、伺います。

近年、激甚化、頻発化する豪雨に対し、住宅などへの浸水対策の重要性が高まり、止水板設置助成を多くの自治体が行っています。23区では14区目となる豊島区が都の補助制度の活用で1,500万円の補正予算を組んでいます。しかし我が区の対応は高齢者等住宅修築資金助

成の１項目と限定し、上限20万円の補助ですが、止水板設置のこの５年間の実績を伺います。対象を限定せず、他の市区同様、住宅の所有、賃借人、集合住宅、店舗等、幅広く助成し、助成額限度も港区や荒川区並みの150万円とする補助制度を創設すべきです。お答えください。

区立図書館における指定管理者制度の現状について伺います。公契約に基づき、昨年11月告示の指定管理協定における労働報酬下限額は１時間当たり1,480円ですが、区立図書館の指定管理事業者の９月の採用情報には、司書資格必須の区立学校図書館支援員を時給1,230円で募集とありました。これは、９月の東京都の最低賃金1,226円を僅か４円上回るにすぎません。区が官製ワーキングプアを生み出しているのです。よって、公契約条例による労働報酬下限額の適用を年度協定で受け入れるよう、指定管理者に要請すべきです。伺います。

利用料がかからない図書館の運営を営利企業に委託すれば、収益確保のために人件費圧縮に向かわざるを得ず、低賃金を生み、離職者が増え、職能喪失という構造的矛盾に陥りますが、認識を伺います。なお、昨年度の図書館職員の離職者数と離職者の勤続年数をお示しください。

竹早公園・小石川図書館の一体的整備について、令和７年度４回、令和８年度１回行った真砂中央図書館、スポーツ振興課、みどり公園課、企画課の検討会議の資料には、公園は遊具スペース、遊び場を拡充、図書館はもっと大きく拡充してほしい、テニスコートは５面維持などの論点が示されていました。これらの要求を今の敷地で全て実現させることは不可能です。一体的整備の中間のまとめは白紙にして、図書館バリアフリー化と改築に最優先で取り組むべきで、併せて伺います。

そもそも、限られた敷地に図書館、公園、テニスコートという三つの異なる施設を一体的に整備し、まとめて指定管理で運営させる中間のまとめの意図は企業に効率的な利益獲得の場を提供させるためではありませんか。認識を伺います。自治体は公共の役割を持っているのですから寄せられている多様な声を真摯に受け止め、区民が求める施設ごとの拡充にこそ力を尽くすべきです。伺います。

育成室の加速化プランによって育成室の待機児童は47人となりましたが、待機児ゼロへの決意を伺います。また、育成室の待機児童のうち、料金の高い東京都認証学童クラブに入室している15人については、区の育成室に希望して入れないんですから、区の育成室と同じ費用負担にするよう求め、併せて伺います。そして子育て応援というならば、月１万円の育成室保育料は受益者負担という位置づけはやめてゼロにし、おやつ代も無料にするべきで併せ

て伺います。

小学校で36.3％、中学校で36.8％の教員が月45時間以上の残業をしています。区は教育職員に関する業務量確保・健康確保措置実施計画で、月45時間以上の残業する教員を３年後にゼロにする目標を掲げていますが、達成には教員の受持ちこま数の削減が欠かせません。改定給特法の附則第３条にも、教員１人当たりの担当する授業時数を削減するとあります。ですから、教員１人が担当する週の受持ちこま数削減計画が必要と考えますが、現在の１週の受持ちこま数を示して、併せて伺います。

目標達成のためには、教育委員会が教員の持ち帰り残業時間と休憩中に業務をした時間も把握をして、残業時間に計上し、その上で全ての教員の月の残業時間を45時間以内にするべきです。伺います。

教育環境の格差是正に向け、本会議で写真を示して指摘した、ある中学校の雨漏りの発生時期は示せないというようなことでしたが、少なくとも2022年に発生していたことは示したとおりです。教育長は適時適切に対応との答弁でしたが、質問から23日たちました。既に雨漏りは解消したのか明らかにし、この学校を含め全学校での雨漏りをすぐ一掃することを求めます。伺います。

最高裁判所は昨年６月、2013年８月から史上最大の生活扶助基準の引下げは違法と断罪しました。国は、違法減額した保護費の一部を追加給付するとし、区は２月に追加給付の補正予算２億4,000万円を計上しています。しかし、これは違法な削減額に対し4.78％の補償が必要なのに、国が不当にも2.29ポイントを値切り、全額の半分程度の2.29％に留めた水準にすぎません。

そこで、違法に削減していた2013年８月から2025年11月までの扶助費総額、追加給付する生保利用1,631世帯と廃止した1,320世帯に加え、違法削減中に御逝去された世帯と人数を伺います。また、９月末までに追加給付の相談、申請受理、給付決定の実績を受給、廃止、原告世帯別に示してください。

この追加給付は国が補償額を半分値切ったことに加え、違法削減への真摯な反省と謝罪がなく、原告と原告以外に給付額に差をつけ分断するという三つの大罪を犯しています。司法軽視も甚だしいと批判する研究者や法律家は1,400人を超えていますが、区の認識を伺います。そして文化的で最低限度の生活保障に住民の最前線で取り組んでいる自治体として、1,320の廃止世帯に追加給付申請書を、御逝去された遺族の方含め違法削減の被害者に謝罪をし、追加給付決定通知の際には３か月以内に不服申請ができることを別の書面を同封して

周知をするべきです。伺います。

今年度から後期高齢者医療保険料は14.4％もの大幅値上げで、文京区では12万7,400円もの負担になっています。75歳を超えた方々に受診抑制や切り詰めた生活を強いることへの認識を伺います。広域連合による値上げから自治体が防波堤の役割を果たす自覚があるならば、値上げ分相当の１万6,000円程度の手当を高齢者の生活支援として支給することを提起し、見解を伺います。なお、75歳以上だけを被保険者とする医療制度は日本以外には存在しません。リスク分散が機能せず、保険方式になじみません。国に後期高齢者医療制度の見直しを、広域連合には負担抑制の特別対策の一層の拡充を求めるべきです。共に伺います。

国保料は、子ども支援金が加わり、さらに値上げとなりました。働いていない子どもにもかかり、子育て支援に真っ向反する均等割は６万5,200円にも達しています。来年度からは、国が子ども均等割半額化の範囲を未就学児から18歳まで広げます。しかし多摩市が実施しているように、あと半額を文京区でも拠出して18歳までの均等割をゼロにすべきです。伺います。なお、３月に18歳までの子どもの均等割ゼロは１億2,000万円の予算修正で可能と提案しましたが、国保会計から一般会計の決算剰余金の繰り出しは３億6,000万円であり、財政的に十分可能です。伺います。

国保料の滞納が4,483世帯に達する中、区民の方から国保の督促状の封筒の画像と意見が寄せられました。そこには、督促状の封筒の絵柄について、このように言っています。目がたくさんあるような不気味で不安を煽るデザインであり、数年前には時限爆弾を模したような封筒のデザインで送られてきたということです。このときに区民の方は、滞納するような人は時限爆弾で死ねということですかと区へ連絡したと言いますが、いまだに改善されていないようですと嘆いておられます。

続けて、生活困窮に直面したときに払いたくても払えない国保料の督促状は届くだけで、このように言っておられます。精神的に不安定なると、このように言っているんですね。時限爆弾や大量の目玉だの、不安感を煽るようなものはやめていただきたいですし、不必要ですと訴えられています。これらの声に真摯に応えるよう求め、伺います。

区職員に対しては、このようにこの方は言っておられます。不安感を煽るようなデザインを考える人が役所にいると思うと悲しくなる、督促状のように生活に困窮しているかもしれない人に対しては、命に関わるかもしれない責任がある仕事をしているということを強く自覚していただきたいと訴えておられます。これらの行為についても見解を述べてください。督促状の改善に真剣に取り組み、国保料引下げのための法定外繰入れを継続すべきです。そ

れぞれ伺います。

以上です。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　金子委員の御質問にお答えします。

初めに、生活困窮についてのお尋ねですが、社会保障制度や税制に関することは国において議論されており、区として意見を申し上げる立場にはないと認識しております。引き続き区民の暮らしと地域経済を守る取組について、スピード感を持って推進してまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、高齢者の福祉に関する幾つかの事業についてのお尋ねですが、高齢者の布団乾燥消毒等の事業は、利用者数の減少や介護保険制度の普及等による高齢者施策全体の見直しの中で平成24年度をもって終了したものであり、再開する考えはございません。

シルバーパスについては、都において昨年10月より本人負担額が大幅に軽減されており、区として追加の補助は考えておりません。

区内の介護サービス事業者に対しては、物価高騰対応支援のほか、介護職員向けの家賃助成や各種研修受講費の補助等、様々な支援を実施しており、今後も安定的な介護サービス提供に向けた支援に努めてまいります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、教材費等の無償化に関するお尋ねですが、教材費及び修学旅行の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては就学援助制度により支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

なお、修学旅行については、昨今の物価高騰による保護者の費用負担の増加に鑑み、区立中学生の保護者に対し、修学旅行費の一部補助を実施しているところです。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、令和７年度決算における増加率等についてのお尋ねですが、歳入総額は平成27年度と比べ約788億円、88.9％の増となっております。

また、各費目の歳出総額に占める比率及び23区中の順位については、昨年度の普通会計決算において、民生費は41.0％で19位、老人福祉費は5.1％で22位、土木費は4.1％で23位となっております。

次に、財政調整基金残高についてのお尋ねですが、「文の京」総合戦略では約200億円、４年度の標準財政規模の約30％相当の財政調整基金残高の維持に努めるとお示ししております。

予算編成方針において、財政調整基金の年度末残高を200億円と示したのは、総合戦略の考えを改めたものではなく、具体的な目標を明確にするため、標準財政規模に対する比率ではなく額を記載したものです。

次に、普通会計決算における積立金についてのお尋ねですが、財政調整基金は６年度決算剰余金の法定積立額約40億円のほか、利子を積立てたものです。

学校施設建設整備基金は、今後の学校改築等に備え約33億円を積立てたもので、普通会計決算においては学校数で案分し、小学校22億円、中学校11億円としております。区民施設整備基金についても今後の区民施設や公園等の整備に備えて積立てたもので、シビックセンター改修経費を基に算定したものではありません。

次に、文京区職員措置請求監査結果を踏まえた検証についてのお尋ねですが、監査結果では、地下体育館の占有権原の違法性及び本件土地に係る貸付料の算定方法の適正性への疑義、並びに園庭部分の貸付料における財産の管理を怠る事実があることを理由に、財務会計上の損失について遡及徴収等を求める請求人の主張は理由がないとする監査委員の判断がありました。また、文京区個別外部監査結果に関する報告書には事情聴取や提出した文書に基づく経緯が整理され、個別外部監査人による監査の結果に基づく判断や意見が記されています。

区では、監査結果も踏まえつつ、既に地下体育館の権原の設定について対応を検討しており、また、監査結果の指摘事項を重く受け止め、組織の連携強化等にも取り組んでいることから加えて検証を行う考えはございません。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、公有財産管理運用委員会への建築職の出席についてのお尋ねですが、公有財産管理運用委員会規程第７条に基づく関係職員の出席については、本件所管課長を出席させることにより審議が可能と判断したため、建築職の職員の出席は求めなかったものです。

また、平成23年度以降、現在までに開催した公有財産管理運用委員会に管理職の建築職が出席した回数は、平成23年度が０回、24年度が４回、25、26年度が２回、27年度が３回、28、29年度が２回、30年度が４回、令和元年度から４年度までは０回、５年度が５回、６年度以降現在までが０回です。

なお、管理職以外の建築職が出席した回数については把握しておりません。

次に、区政運営におけるガバナンス機能の検証についてですが、全関係者間の連携が不十分であったこと、認識の共有方法に問題があったことにより生じた事態であることは、外部監査における担当部署への事情聴取においても指摘されているところです。これを踏まえ、公有財産管理運用委員会における委員構成や委員会付議案件に係る法適合性やリスク等への調査、検討状況等の確認を契約管財課が中心となって行う仕組みづくりを検討すると共に、職員１人１人が自らの担当事務、関係法令等を正しく理解し、各課において適正な事務が執行されるよう職員の意識の向上についても努めてまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、区長への公有財産管理運用委員会の審議結果等の報告についてのお尋ねですが、前副区長からの区長への報告状況について詳細を把握する立場にはございませんが、旧元町小学校と元町公園との一体的活用事業に関する必要な事項については、所管より区長、副区長へ適宜報告しております。

次に、監査結果の認識等についてのお尋ねですが、監査結果の意見では公有財産管理運用委員会の制度設計上の不備、公有財産の変更に係る不十分な調査・検討、各部署及び各担当者の法適合性に関する認識不足が挙げられており、区として重く受け止めております。

地下体育館の占有権原及び園庭部分の財産管理については、基本協定や公正証書等において当事者間で合意しており、貸付料の対象に地下体育館も含まれていることから、権原については監査結果において違法状態と指摘されるまで、その認識はございませんでした。

貸付料については、監査結果においても地下体育館を含む本件建物の利用を行うための土地使用の対価は適切に受領しており、不法占有に関する貸付料相当損害金は発生していないと言え、本件賃借人において、園庭地下部分においての不当利得は発生していないと言えると示されており、区の算定方法は一定認められたと認識しております。

次に、湯島総合センターの建替えに係るサウンディング型市場調査についてのお尋ねですが、湯島総合センターの建て替えは大規模な複合施設の整備であり、事業者公募に当たって諸条件が複雑になること等が想定されます。このため、類似する公共事業についてアドバイザリー実績のあるコンサルタントを活用し、サウンディング型市場調査を含めた公募条件等の検討を進めてきたところです。

調査は２回実施しており、令和５年度には新たなアイデアや行政では気付きにくい課題の把握などを目的として、民間事業者との直接の対話を実施し、開設後に運営者の創意工夫を

発揮するには、施設計画段階から運営者の視点を取り入れることが重要などの意見を確認しました。

また、本年３月の調査では整備方針の理念を実現するための手法について事業者視点での意見を把握することを目的に実施し、当該施設の管理・運営計画策定支援事業者と設計者を同時に選定し、区と両事業者が連携しながら検討する事業手法の有用性を確認することができました。

なお、検討支援業務の委託費については、これらの委託業務の内容に応じて各年度において適切に予算計上しております。

次に、湯島総合センターの建替えに係る事業者公募についてのお尋ねですが、本年８月より募集要項を公表し、管理・運営計画策定支援事業者と施設の設計者の事業者選定を進めており、本年度中にいずれの事業者も選定し、来年度当初に契約を締結する予定です。

工事契約の発注に当たっては他の類似の工事事例等を参照し、区内事業者の参入について一定の配慮を行いますが、区内事業者に限ることは考えておりません。

次に、建替え後の湯島総合センターにおける運営方針についてのお尋ねですが、建替え後の湯島総合センターは多様な機能を備えた複合施設となるため、施設が一体となり、有機的に運営され、誰もが利用しやすい施設になることを目指しております。そのため、来年度より管理・運営計画の策定を進める予定であり、本計画の内容を検討する中で各施設において提供するサービスや、施設全体での統括的なマネジメント体制の構築を踏まえ、各施設の所管課と協議の上、運営方針を整理してまいります。

なお、各施設の運営方法は募集要項で示しており、変更する予定はありません。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　湯島小学校の教室確保についてのお尋ねですが、令和７年２月に増築校舎を竣工したため、現時点ではアカデミー湯島や湯島高齢者在宅サービスセンターを早急に移転させる必要性は高いとは言えないと認識しております。

今後も年少人口の動態や児童数を注視し、周辺のマンション建設等の動向も加味した上で学級数の推計を行い、必要に応じて庁内関係部署と協議しながら対応してまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、湯島総合センターの工事期間中の代替機能の確保についてのお尋ねですが、既存のサービス等を考慮し、民間施設を含めた近隣施設の活用など、可能な限り代替事業の実施を検討してまいります。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　次に、区内の再開発事業の総事業費と補助金とその割合についてのお尋ねですが、11か所の再開発事業の事業名、総事業費、補助金とその割合は、江戸川橋、総事業費約15億2,400万円、補助金約１億6,500万円、補助割合約11％。江戸川橋第二、総事業費約28億8,800万円、補助金約４億6,600万円、補助割合約16％。音羽一丁目、総事業費約51億円、補助金約８億4,200万円、補助割合約17％。音羽二丁目、総事業費約33億6,600万円、補助金約５億4,700万円、補助割合約16％。音羽二丁目第二、総事業費約19億4,600万円、補助金３億6,800万円、補助割合19％。関水、総事業費約121億4,700万円、補助金約11億7,400万円、補助割合約10％。後楽二丁目東、総事業費約242億8,500万円、補助金約23億3,300万円、補助割合約10％。小石川柳町、総事業費約146億1,700万円、補助金約29億3,600万円、補助割合約20％。後楽二丁目西、総事業費約325億9,500万円、補助金約54億700万円、補助割合約17％。茗荷谷駅前、総事業費約166億6,700万円、補助金約27億8,700万円、補助金割合約17％。春日・後楽園駅前、総事業費約1,361億900万円、補助金約275億2,900万円、補助割合約20％となっております。

○田中（香）委員長　細矢資源環境部長。

○細矢資源環境部長　次に、都環境影響評価条例の対象等についてのお尋ねですが、平成14年に同条例及び同条例施行規則が改正され、湯島三丁目の一部については都が副都心を計画的に整備する中で良好な環境を確保しつつ、都市機能の高度化を推進する特定の地域として都知事が指定しました。

この地域に関しては、環境影響評価の対象事業の規模について、一般の地域よりも高さ及び延べ面積が引上げられております。

委員御指摘の再開発事業については、環境影響評価の対象事業の要件を満たさないものとなりますが、この特定の地域自体は環境影響評価の対象になるものと認識しており、除外されているとは考えておりません。

なお、委員お尋ねの都からの意見照会については、区として回答した記録は確認できませんでした。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　次に、建物が及ぼす影響についての住民への説明に関するお尋ねですが、今後、都市計画法に基づく近隣住民に対する説明会の中で、周辺環境への影響について丁寧な説明を行ってまいります。

○田中（香）委員長　細矢資源環境部長。

○細矢資源環境部長　次に、区独自の環境アセスメント策の検討についてのお尋ねですが、区では高さ60メートル以上の大型建築物等の建築計画を検討している事業主に対し、文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱に基づいた事前協議を求めております。

このほか、市街地再開発事業を含め公害防止、生活環境、自然環境、景観等の地区の課題についても事業主に対し、解決への協力を要請しております。

これらの協議や要請によって、地域環境との調和や安全で快適なまちづくりの推進が図られるものと認識しております。

こうした協議や要請といった区の施策により、事業者が環境に関する影響を自ら検討し、対策を行っているため、現時点で区独自の環境アセスメント施策を検討することは考えておりません。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　次に、市街地再開発事業による周辺の地価等への影響と再開発事業の評価についてのお尋ねですが、再開発事業が直ちに周辺の急激な地価等の高騰を誘引するとは考えておりません。

また、本区の再開発事業は地域コミュニティを築き、地域の特性を生かした地域主体のにぎわいを育むまちづくりを目指しており、まちを壊しているとの認識はございません。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、特別養護老人ホームの整備計画についてのお尋ねですが、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備については、高齢者・介護保険事業計画において、高齢者人口の推移と共に現在の入所施設や介護サービス利用の状況等を総合的に勘案し、必要な整備数の検討を行っております。今後の整備計画についても、計画期間ごとに必要に応じて見直してまいります。

次に、介護保険制度における住所地特例についてのお尋ねですが、令和７年度末現在で対象となる被保険者数は765人です。内訳は、本区を除く特別区が303人、多摩・島しょ地域が99人、東京都を除く関東６県が316人、それ以外の地域が47人となります。

次に、住所地特例の対象者の健康診査についてのお尋ねですが、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者については、各施設において必要な健康管理が行われていると認識しております。特定施設入居者生活介護事業所に該当しないサービス付き高齢者向け住宅等の入居者の方については、加入する健康保険の健康診査を受診していただくことになりま

す。区としましては対象者の状況を把握し、受診方法等の御相談に丁寧に対応してまいります。

次に、シルバーピアの増設についてのお尋ねですが、本区においては住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、文京すまいるプロジェクトを実施すると共に、居住支援法人等との連携強化に取り組んでいるところです。そのため、シルバーピアを新設する考えはございません。

次に、軽費老人ホームやケアハウスの新設についてのお尋ねですが、軽費老人ホームやケアハウスの具体的な整備計画はございませんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者・介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス等の整備を着実に進めてまいります。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　次に、住宅価格や家賃上昇への認識についてのお尋ねですが、近年の区内の土地価格やマンション価格、民営借家の家賃は上昇傾向で推移しているものの、８月時点では23区内の中古マンション価格は３か月連続下落しているなど、今後の動向に注視する必要があると認識しています。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、すまいる住宅と住居確保給付金についてのお尋ねですが、先ほど御答弁したとおり、本区においては住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、文京すまいるプロジェクトを実施すると共に、居住支援法人等との連携強化に取り組んでいるため、新たな家賃補助を実施する考えはございません。

また、住居確保給付金については生活困窮者自立支援法に基づき支給されるものであり、国へ給付額の引上げや受給要件の緩和を求める考えはございません。

○田中（香）委員長　髙橋区民部長。

○髙橋区民部長　次に、物価高騰の現状認識等についてのお尋ねですが、原油価格や物価の高騰は依然として続いており、企業活動の先行きは不透明な状況にありますが、特定中小企業者の認定件数の状況は、令和２年度は年間3,174件の認定があったところ、令和８年度は９月末時点で８件であり、コロナ禍の中の状況とは異なるものと認識しております。

区では、これまでも持続可能性向上支援補助や中小企業人材強化支援事業等、中小企業の経営基盤強化につながる取組を支援しており、中小企業の賃上げに係る支援として８年度よ

り、持続可能性向上支援補助において申請企業が従業員の給与総額を３％以上増加させる表明を行った場合に、補助率と補助上限額の引上げを実施しております。

また、中東情勢による事業活動への影響に対する支援として、持続可能性向上支援補助における補助件数の拡充や中東情勢対応つなぎ資金の新設など、経営基盤及び資金繰り支援の強化に取り組んでおり、現時点においてコロナ禍に実施した事業継続支援補助金や賃上げを行った企業への支援金を実施する考えはございません。

○田中（香）委員長　12時になりますので、午前中はここまでにしたいと思います。１時間休憩して13時に御集合ください。お疲れさまでございました。

午後　　０時０１分　休憩

午後　　０時５８分　再開

○田中（香）委員長　それでは、時間前ではございますが、皆様おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、物価高騰対策についてのお尋ねですが、昨今の原油価格や物価の高騰等は区民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

そのような状況を踏まえ、昨年度は物価高騰対策として文京区商店街連合会によるキャッシュレス決済還元事業への補助や区内店舗に対する電力・ガス・原材料費等の助成、介護保険サービス及び障害福祉サービス事業者等に対する光熱費補助などを実施しており、本年度においても引き続き実施しているところです。

委員御提案の全世帯への電気ガス代の補助を行う考えはございませんが、引き続き国の政策や動向も踏まえ、区民の暮らしと地域経済の活性化につながる取組について、スピード感を持って推進してまいります。

○田中（香）委員長　榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長　次に、９月６日の大雨対応についてのお尋ねですが、まず、気象庁の東京地方における早期注意情報や時系列情報に加え、線状降水帯半日前予測が発表されたことから、区民に対して、水害への備えや危険を感じた場合の積極的な垂直避難について、ＳＮＳ等により周知を行いました。

また、気象庁によりレベル３土砂災害警報及びレベル３大雨警報が発表された場合は、区として高齢者等避難の発令を検討する必要があるため、レベル２土砂災害注意報及びレベル２大雨注意報が発表された段階で水害時の指定避難所13か所に防災住宅職員を配置し、事前

に避難所開設準備を進めていたところです。

これらの対応を進めていたことから、マンション等を含む垂直避難場所の開設は行っておりません。当日は、レベル３以上の警報の発表がなかったため、避難所開設に至りませんでしたが、今後とも、区民の安全な避難行動を支援するため、休日、夜間を含め、迅速に避難所を開設するための体制整備に努めてまいります。

なお、９月６日の大雨対応を踏まえ、区の対応について改善する点はございませんが、水害時の避難に当たっては避難所だけでなく近くの頑丈な建物の上層階へ避難するなど、区民自らの判断で最善の安全確保の行動を選択することが重要であることから、日頃からその周知に努めてまいります。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　次に、高齢者等住宅修築資金助成事業における止水板設置助成についてのお尋ねですが、過去５年間の実績はございません。

○田中（香）委員長　榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長　次に、新たな止水板助成制度の創設についてのお尋ねですが、区では水害時の浸水防止対策として土のう対応しているほか、住宅のバリアフリー化を目的とした高齢者等住宅修築資金助成事業において、止水板の設置に関する助成を行っております。

水害リスクが高まっている現状を踏まえ、都の補助制度を活用するなど、有効な浸水防止対策について今後検討してまいります。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、公契約条例における労働報酬下限額の適用についてのお尋ねですが、公契約条例は、労働報酬下限額等の規定の経過措置として、条例の施行の日前に公募する指定管理者に係る指定管理協定等については適用しないこととなっております。

現在の図書館の指定管理者については、条例施行日前の令和６年度に公募しており、公契約条例による労働報酬下限額の適用外となるため、労働報酬下限額以上の支払いを要請する考えはございません。

なお、次回の公募の際には公契約条例の対象となるため、選定された指定管理者との年度協定において、各年度の労働報酬下限額が適用されることとなります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、区立図書館における指定管理者制度の現状についてのお尋ねですが、指定管理料の見積りに際し、文京区立図書館指定管理者募集要項では、指定事業に直接

的に要する人件費や間接的に要する本社経費等の指定管理者が行う図書館業務の実施に必要と見込まれる全ての経費の提案を求めています。

また、労働基準法をはじめとした法令等の遵守も求めており、人件費について適切に対応がされた上で、図書館サービスの維持・向上や効率的な事業運営が行われているものと認識しております。

なお、昨年度の指定管理事業者の離職者数は23人ですが、勤務年数を含む離職者個別の情報については把握しておりません。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備についてのお尋ねですが、中間のまとめに対して頂いた様々な御意見、御要望、課題等について、十分な調査や検証を行う必要があり、引き続き課題等の整理や検討を行っていることから、現時点において中間のまとめを白紙にする考えはございません。

なお、中間のまとめでお示しした管理運営体制につきましては、一体的施設の効果を最大限に発揮するためには、指定管理者による施設全体の一体的な運営が望ましいことも考えられることから、案として示したものであり、管理運営体制は今後の検討課題となっております。

また、各施設に求められる機能や規模等については、各施設の利用者等と対話による議論を深めながら合意形成を図っていくことが重要と考えており、引き続き、皆様から寄せられた御意見、御要望を踏まえながら検討を進めてまいります。

次に、育成室の待機児童についてのお尋ねですが、これまでも育成室待機児童解消加速化プランに基づき、待機児童解消を図ってまいりましたが、引き続き、本プランの下、待機児童解消に向けた様々な取組を実施してまいります。

次に、東京認証学童クラブの利用料についてのお尋ねですが、東京都認証学童クラブは民間事業者のノウハウを生かし、多様な活動やサービスを提供するなど、区立の育成室とは運営形態やサービス内容が異なります。

利用料につきましても、都が定める基準を踏まえ、各事業者が運営内容や必要な経費等を勘案して設定しております。

このため、区立育成室の利用料と単純に比較することは適当ではないと認識しており、区がその差額を負担する考えはございません。

次に、育成室の保育料とおやつ代についてのお尋ねですが、育成室の保育料につきましては、受益者負担の考え方に基づき設定しているところであり、現時点で変更する予定はあり

ませんが、所得区分等に応じた減免制度を設けております。

おやつ代の無償化についても、育成室に入室していない児童との公平性の観点から考えております。

次に、教員の働き方に関するお尋ねですが、教員１人１人の授業の持ちこま数は、校種、担当学年、担当教科、学校規模などにより異なるため、本区では調査しておりません。区としては、教科担任制の実施や事業の学年内のローテーション化など、教員の負担軽減を図る多様な取組を行っております。

また、本区は昨年度、区立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に基づき、文京区立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定いたしました。

国が定めている指針においては、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間を当該教育職員の在校等時間とし、教育委員会が管理すべき対象としております。本区においては、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいて時間外在校等時間の削減に取り組んでいるところです。

具体的には、管理職が教職員の勤務状況を把握すると共に、自己申告面談等を通じて業務状況及び心身の健康状態を確認すること、また、スクールサポートスタッフやエデュケーションアシスタント、部活動指導員の活用、デジタル採点及び校務支援システムの活用等により、引き続き教員の業務量の軽減に取り組んでまいります。

次に、学校施設の雨漏りについてのお尋ねですが、雨漏りについては事象が生じる都度、それぞれ可能な範囲において対応しているところです。

雨漏りの原因は、校舎の老朽化のほか、雨水ますの詰まり、近年頻発している局地的大雨に起因する場合等、多様なだけでなく原因箇所を特定するのに時間を要する場合もあります。

御指摘の中学校の雨漏りの根本的な解消に当たっては、外部足場を設置しての施工が必要となるため、今後、外壁改修を行う際に対応する予定としております。

また、全学校での雨漏りを直ちに解消することについては、先ほど述べた理由により困難であると考えておりますが、引き続き、原因に応じて適時適切に対応するよう努めてまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について

のお尋ねですが、平成25年８月から令和７年11月までの間の扶助費総額は578億9,148万1,092円、亡くなられた受給者数は1,552人、世帯数は1,513世帯です。

次に、９月末までの追加給付の相談、申請受理、給付決定の実績についてのお尋ねですが、相談件数は延べ155件となっておりますが、相談者の中には匿名を希望する方もいるため、受給・廃止・原告世帯別の数値は把握しておりません。

また、申請受理件数についてですが、原告を含む受給世帯における追加給付は、生活保護法第25条第２項に基づき職権により行っており、申請は不要となっております。廃止世帯の申請受理件数は43件です。

給付決定件数については、受給世帯が1,540世帯、原告世帯が１世帯で、廃止世帯は現在、書類審査中です。

次に、追加給付に対する区の認識についてのお尋ねですが、最高裁判決への対応については、国において検討されるべきものと認識しております。

次に、周知等についてのお尋ねですが、このたびの追加給付に係る周知、広報及び相談対応につきましては、国が責任を持って自治体と連携・協力しながら実施するとしております。

区は、国が作成したマニュアルにのっとって周知等を含む追加給付事務を実施しており、別に文書を作成する考えはございません。

次に、後期高齢者医療制度についてのお尋ねですが、保険料改定により受診抑制が生じるとの認識はありませんが、低所得世帯に属する被保険者に過重な負担をかけないよう、令和８、９年度保険料率における特別対策の継続が決定しております。なお、特別対策は、一般財源の投入により現役世代の負担増につながるものであることから、さらなる拡充を求める考えはございません。

また、支援を必要とされる方への対応につきましては、高齢者施策全体の中で適切に行うことが重要であると考えており、区独自の手当の支給を実施する考えはございません。

後期高齢者医療制度につきましては、持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、国の財政支援の拡充などを保険者である東京都後期高齢者医療広域連合より国に要望していることから、区として制度の見直し等を要望する考えはございません。

次に、国民健康保険料の子どもの均等割についてのお尋ねですが、これまでも区長会を通じて軽減対象や軽減割合の拡大を国に要望しておりますが、子どもの均等割の軽減措置については国の責任において実施されるものであり、区独自で実施する考えはございません。

最後に、国民健康保険料の督促状についてのお尋ねですが、まずは、封筒のデザインによ

って御不安な思いをされた方におわび申し上げます。

法の規定により、保険料を納期限までに納付しない方に対しては督促をしなければならず、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、滞納者の財産を差押えなければならないことが定められていることから、督促状を見落として差押えに至ってしまう事態を極力防ぎたいとの思いのあまり、行き過ぎたデザインとなってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

今後は様々な御意見を反映した上で、適切な徴収事務の実施に努めてまいります。

なお、法定外繰入れによる保険料の引下げは、国民健康保険加入者以外の区民との負担の公平性の観点から望ましいものとは言えないため、法定外繰入れの将来的な解消を見据え対応していくべきと考えております。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

続きまして、公明党、松丸委員。

○松丸委員　公明党文京区議団を代表して総括質問をさせていただきます。

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、現場の視点を重要視し、職員の創意と工夫により効率的、効果的で質の高い行政サービスを提供するために、令和７年度当初予算編成から枠の考え方を刷新し、新たに上限としての機能を持たない一般財源各部枠を設け、取り組んできましたが、その成果と課題をお伺いいたします。

一般会計における歳出の決算額は1,630億1,264万8,000円で、前年度比に比べ270億7,478万1,000円、19.9％の増となっております。執行率は95.9％で、前年度比に比べ0.6ポイントの増となっております。特に目的別内訳を見ると、総務費は、ごめんなさい、151億2,071万円の前年度比73.4％増で、教育費においては92億3,714万1,000円の前年度比44.4％増であります。この増額の要因は何か、お伺いをいたします。

また、総基金残高は平成５年度から16年度にかけて減少を続けていましたが、17年度以降、企業業績の回復や納税義務者数の増等により回復し、22年度には一般会計の予算規模と同程度まで回復しました。近年は特別区税をはじめとする一般財源の伸びに支えられ、一般会計の予算規模は増加傾向にありますが、公共施設の整備等に積極的に基金を活用しており、総基金残高は減少傾向にあります。近年の物価高騰等への対応や区民施設、学校施設の整備等により、財源確保のための基金の取崩しや特別区債の活用も増えておりますが、今後の基金残高並びに起債残高の見通しと今後の取組についてお伺いいたします。

また、令和８年度与党税制改正大綱では、固定資産税に関わる追加的措置の検討が明記さ

れており、都区財政調整交付金においては予断を許さない状況にあるなど、これまで以上に不測の事態に備えつつ、持続可能性や不断の改善を意識した財政運営が必要と思います。今後の取組と決意をお伺いいたします。

次に、中小企業支援についてお伺いいたします。

７年度重点施策にある中小企業存続による地域経済の活性化を図るため、事業承継セミナーの開催、設備投資補助の新設、融資あっせんの拡充を実施し、事業承継に関わる支援を実施しましたが、成果はどうか、お伺いをいたします。さらに持続可能性向上支援事業として、先端設備等の取得や省エネ設備の更新に要する経費の補助も実施をしましたが、成果はどうか、お伺いをいたします。

また、中小企業の人材強化支援として、区内中小企業が自社の従業員を対象としたリスキリングに取り組む場合の補助について、資格取得を伴わない講座等を補助対象に追加し、補助件数も拡充することで企業のリスキリングによる自社人材の強化を支援し、労働者の確保が難しい中において、中小企業の従業員の質的向上を図るニーズの高い事業であると思いますが、成果はどうであったのか、お伺いいたします。

商店街振興事業として、文京区商店連合会が実施する二次元コードによるキャッシュレス決済を活用したデジタル商品券発行事業に対し、補助を行うことにより、キャッシュレス決済を促進すると共に、商店街の活性化及び個店の販売促進支援を実施いたしましたが、その成果はどうであったのか、お伺いいたします。

多様なスタートアップ、区内中小企業、大学等の教育機関及び金融機関等を対象とした交流会を東京商工会議所文京支部と連携して実施してまいりましたが、成果と今後の課題をお伺いいたします。

次に、高齢者支援についてお伺いいたします。

介護施設ワークサポート事業として、シルバー人材センターに介護施設お助け隊を立ち上げ、施設の臨時的または軽易な業務を請け負うことで高齢者の活躍の場を広げると共に、介護人材不足の側面支援を行いました。また、介護施設就業体験セミナーを開催し、新たに活動を始める元気高齢者の掘り起こしと事業従事者の育成を図ることを目的に取り組む事業ですが、成果はどうであったのか、お伺いをいたします。また、高齢者スマートフォン普及啓発事業として、高齢者を対象としたスマートフォン教室、出張教室及び相談会を実施することで、デジタル格差の解消を図ることを目的とした事業ですが、成果と利用者の満足度はどうであったのか、お伺いをいたします。

認知症検診事業として受診機会の拡大等の区民ニーズに対応するため、地区医師会の協力の下、指定医療機関での個別検診を移行しましたが、その成果はどうであったのか、お伺いをいたします。

また、介護予防施策として文京区では初めて実施した男のメンテナンス塾、男性更年期に関する講座を開催いたしましたが、成果はどうであったか、お伺いをいたします。

次に、障害者支援についてお伺いいたします。

医療的ケア児在宅レスパイト事業についてお伺いいたします。

在宅生活を送っている医療的ケア児の健康の保持と保護者等の介護負担の軽減を目的とし、保護者等が休息、または就労、就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、自宅や学校等へ訪問介護ステーションから看護師、准看護師を派遣して、保護者等が行っている医療的ケア等を一定時間、代替する事業の拡充が求められておりますが、７年度においてはどのように取り組まれたのか、お伺いをいたします。また、就労している家庭が増えている中で、特に夕方の時間帯の本人の活動場所の確保及び介護者の就労等を支援するための取組も要望されておりましたが、どのように取組を実施されたのか、お伺いいたします。

７年度重点施策として、手話言語条例を施行した区として、手話言語の使用を促進する環境の整備に向け、手話を、ごめんなさい、手話を必要とする方が区の窓口や区有施設において通訳者が同行できない場合でも手話を利用できるように、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳システムの導入を実施しましたが、成果と課題についてお伺いいたします。

最後に、教育についてお伺いいたします。

初めに、みんなの学びサポート事業についてお伺いいたします。

近年、区立小・中学校において、日本語の理解が不十分なため、授業参観への意欲の低下が見られる児童・生徒、文化圏の違いにより学校生活への適応に苦慮している児童・生徒が発生している状況にあります。そのため日本語の習得、学校及び日常における生活習慣への適応を支援することにより対象の児童・生徒等の学習環境を改善し、もって社会生活を円滑に営むことができる能力の育成に資すると共に、そのことが児童間、生徒間のコミュニケーションの円滑化に寄与し、学級における学習環境が整えられ、学級内の全ての児童・生徒が楽しく安心して授業に参加できるようにすることを目的とする事業でありますが、７年度より実施してみて児童・生徒の状況はどうであったか、お伺いいたします。また、今後の取組についてもお伺いいたします。

次に、子どもの学習・生活支援事業についてお伺いします。

生活困窮世帯の抱える多様なニーズに応える切れ目のない学習支援事業の体制構築に向けて、小中学生と高校世代の学習支援事業を一体化することで児童・生徒及び保護者と長期的に関わり家庭全体を支援していくと共に、生活に関する相談支援や進学、受験に関する情報提供、体験活動等の充実による総合的な支援により子どもの将来の選択肢を広げ、貧困の連鎖の防止を図る事業を７年度重点施策として取り組みましたが、その成果はどうであったのか、お伺いいたします。また、今後の課題について何か、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　松丸委員の御質問にお答えします。

初めに、一般財源各部枠についてのお尋ねですが、令和７年度予算編成における一般財源各部枠は総額約1,070億円となり、各部が創意工夫を凝らして考案した58の重点施策を中心に、防災対策の充実強化や子どもが健やかに成長できる環境づくり、地域共生社会の実現などを力強く推進できたものと評価しております。

また、中小企業の企業力向上支援事業や、すまいる住宅登録事業の事業再編が提案されるなど予算編成における各部の自律的な取組が推進されたほか、これらの事業を支える財源として、各部において積極的に国や都の補助金が確保されたものと認識しております。

一方で、一般会計当初予算が７年度には1,400億円、８年度には1,600億円を超え、予算規模が急速に拡大しており、この傾向が今後の課題と捉えています。

そのため、９年度予算編成方針では、限られた経営資源の最適配分に関する考え方と共に、スクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組を示したところです。

引き続き各部の主体的、自律的な予算編成を一層推進し、限られた経営資源を最適配分することにより、後年度に過度な負担を生じない持続可能な財政運営を目指してまいります。

次に、歳出の目的別内訳についてのお尋ねですが、総務費の主な増要因としては大塚四丁目土地取得経費が約143億円の皆増、小石川地方合同庁舎整備負担金が約32億円で約26億円の増、内部情報システム経費が約15億円で約７億円の増などが挙げられます。

また、教育費の主な増要因としては、学校施設建設整備基金積立が約34億円で約33億円の増、特別教室の改修経費が約28億円で約25億円の増、明化小学校の改築経費が約31億円で約23億円の増などが挙げられます。

次に、今後の基金と起債の残高等についてのお尋ねですが、財政調整基金は、財政運営の弾力性を維持しつつ、不測の事態などに対応する備えとして必要不可欠なものであると認識しているため、「文の京」総合戦略に掲げるとおり、毎年度末における残高が約200億円確保できるよう取り組んでまいります。

特定目的基金については、将来必要となる学校施設や区民施設の工事費等が設計に基づき算出されるため、残高の見込み等をお示しすることは困難です。今後、多額の経費を要する事業に計画的に取り組むためには、一定の残高を確保しておく必要があることから、引き続き特定財源の確保や効率的で効果的な歳出予算の執行に取り組んでまいります。

また、起債残高については、経済情勢や財政需要の動向にも影響を受けるものと考えており、具体的な水準をお示しすることは困難です。今後の公共施設整備に係る更新需要や金利の影響を踏まえると、公債費負担比率の将来的な上昇が想定されるため、財政運営の影響について引き続き丁寧に検証していく必要があると考えております。

そのため、起債の発行額、償還額及び金利動向等を総合的に勘案しながら、中長期的な視点で公債費負担比率が過度に上昇することのないよう計画的な特別区債の管理に取り組んでまいります。

次に、今後の財政運営についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、令和９年度予算編成方針においては、各部が主体的、自律的な予算編成を一層推進するため、スクラップ・アンド・ビルドに関する取組を示しており、具体的には有効性や必要性が低下している事業、目的や対象が類似した事業及び当初の目的を達成した事業について見直すことを求めております。

また、不用額が一定規模以上生じ、執行率が低いと評価した事業に対して、積算方法や事業内容の見直しを求めると共に、後年度負担が伴う新規・レベルアップ事業については、事業の目標、効果、終期を示した上、後年度の負担額及び財源を明らかにするよう求めております。

これらの取組により、真に必要な財政需要を見極め、限られた経営資源を最適配分することにより、後年度に過度な負担を生じない持続可能な財政運営に努め、９年度予算編成方針に示す強靭で引き締まった財政運営への転換を図ってまいります。

○田中（香）委員長　髙橋区民部長。

○髙橋区民部長　次に、事業承継に係る支援についてのお尋ねですが、区では、中小企業存続による地域経済の活性化を図るため、令和７年度より事業承継に係る支援を総合的に行う事

業承継総合支援事業を実施しております。

７年度においては、事業承継に関心のある区内中小企業者を対象に、事業承継に係る知識を提供する事業承継セミナーを２回開催し、延べ23人に参加いただき、セミナーと併せて専門家による個別相談の機会も提供しました。

また、区内小規模事業者１社に対し、経営基盤の強化等に必要な設備の導入補助を実施し、補助に当たっては中小企業診断士を派遣し、事業承継計画書等の作成を支援するなど、企業の課題に合わせた伴走型の丁寧な支援を行いました。

さらに、中小企業等資金融資あっせん制度において事業承継支援資金を新設し、当初の想定を上回る19事業者に利用いただきました。

これらの支援策を組み合せて展開することにより、区内中小企業における事業承継を効果的に推進できたものと認識しており、引き続き円滑な事業承継に向けた支援策を進めてまいります。

次に、持続可能性向上支援事業についてのお尋ねですが、区では、企業の収益力を高めることを目的に生産性向上や省エネ化等、中小企業の経営基盤強化につながる取組を継続して支援しております。

令和７年度においては、省エネ設備の設置に対する持続可能性向上支援補助の件数を拡充し、43社、総額約1,920万円の助成を行いました。

また、先端設備の導入に対する持続可能性支援補助については35社、総額約1,480万円の助成を行いました。

エネルギー価格や原材料費の高騰等が続く中、当該補助事業の実施により、増加するコストに対応するための生産性向上や業務効率化が図られたものと認識しており、引き続き中小企業の経営基盤を強化し、持続的な成長を支援してまいります。

次に、中小企業の人材強化支援についてのお尋ねですが、中小企業の人手不足感は景気の持ち直しと共に強くなっている傾向にあり、労働供給にも制約がある現在の状況においては、人材確保の支援に加え、リスキリングを通じた人材の育成強化を支援することにより、生産性向上や業務効率化など、企業の経営基盤の強化を図ることが重要であると認識しております。

区では、企業がＤＸの実現や事業活動の拡大化を目的としたリスキリングに取り組む場合に、講座等の受講や資格取得に係る経費の一部を補助する中小企業人材強化支援事業補助金を実施しております。

なお、７年度補助実績は14件と６年度実績の５件から９件増加しており、７年度に資格取得を伴わない講座等、新たに補助対象に加えたことや、区内中小企業のリスキリングへの関心が高まりつつあることが影響しているものと考えております。

また、８年度は事業者の声を踏まえ、従業員に限らず代表者や役員がリスキリングに取り組む場合についても補助対象とし、さらなる利便性の向上を図っております。

引き続き経済情勢や新たなニーズの把握に努め、区内中小企業における人への投資を一層促進してまいります。

次に、文京区共通デジタル商品券発行事業補助についてのお尋ねですが、本事業については、区内在住者が対象の第１弾と、どなたでも購入可能な第２弾を実施し、区内商店で942店舗、大型店を含めると1,413店舗と多くの商店が参加したしました。

また、合計で延べ４万人を超える方に御利用いただき、予定していた８万1,000口が完売すると共に、利用総額は約10億4,000万円となりました。

これまで実施してきたキャッシュレス決済ポイント還元事業と比較して、全ての利用額が区内商店に還元されており、エネルギー価格や原材料費の高騰等が続く中、商店街の活性化及び区内商店の利用促進と販売促進につながったものと認識しております。

今後も事業主体である文京区商店街連合会と協議し、事業の規模、効果等を鑑みながら、適切な支援を検討してまいります。

次に、スタートアップ交流館についてのお尋ねですが、区では、東京商工会議所文京支部と連携し、ＡＩ技術を活用した人手不足対策及び業務改善をテーマとして、革新的な技術やサービスを有するスタートアップと区内企業等とのビジネスマッチングの可能性を探るスタートアップ交流会を開催いたしました。

本交流会は、東京大学発スタートアップも参加し、区内中小企業とスタートアップ相互の強みや課題を共有する貴重な機会となりました。

当日は34人が参加し、アンケート結果も好評であり、スタートアップが有する先端的な技術やサービスの可能性を身近に感じていただくことで、区内企業等にとっても有益な気付きや今後の連携の可能性とつながる場になったものと認識しております。

一方で、スタートアップが有する先端的な技術やサービスを区内企業等に広く知っていただき、自社の課題解決や新たな事業展開につなげていくためには、継続的な接点の創出が必要であると考えております。引き続きスタートアップと区内企業等との交流を促進し、具体的な連携につなげるための支援について検討してまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、高齢者の活躍支援についてのお尋ねですが、昨年度の介護施設ワークサポート事業における介護施設お助け隊は、13か所の施設において、派遣時間が過去最高の年間１万5,007時間となり、経常的に運営の一助となっているものと考えております。

また、昨年度は27人の方が介護施設就業体験セミナーを受講し、そのうち９人が新たにシルバー人材センターの介護施設お助け隊として施設での継続的な就業に至っております。

今後もシルバー人材センターと緊密な連携を図り、本事業を通じて高齢者の就業機会の拡大と介護施設における人材不足の側面支援につなげてまいります。

次に、高齢者スマートフォン普及啓発事業の教室についてのお尋ねですが、昨年度はスマートフォン教室及び出張教室の参加者が延べ191人、相談会には延べ406人の参加がありました。

参加者のアンケートでは、シルバー人材センター会員による講師の説明が丁寧で分かりやすいなど、おおむね好評であると共にスマートフォンへの関心が高まった、友人、知人にも参加を勧めたいという声もあり、高い満足度を得ているものと考えております。

次に、認知症検診事業についてのお尋ねですが、令和７年度は161人が指定医療機関での個別検診を受診し、このうち11人に専門医療機関を御案内しました。６年度と比較し、受診人数は減少しましたが、個別検診への移行により受診機会が拡大されたことで、身近な地域の医療機関でより気軽に受診しやすくなり、早期に必要な医療へつなぐことができたと考えております。

一方で、期間設定や事業周知が課題であると考えており、本年度は受診期間の拡大や未受診者への勧奨はがきの送付などの取組を進めております。

引き続き地区医師会や高齢者あんしん相談センター等とも連携し、受診を後押ししてまいります。

次に、男のメンテナンス塾についてのお尋ねですが、尿トラブルや更年期などについて学ぶ男性向けの講座として昨年度初めて開催し、28人の参加がありました。テーマ選定の工夫やターゲット層の取組を、あと絞り込みを図ったことにより、参加者のアンケートでは、これからの生活に取り入れようと思う内容があった、男性の悩み事に関する講座は今後も続けてもらいたいなど好評でした。

介護予防事業への男性の参加促進は引き続き重要な課題と認識しており、ニーズを的確に

捉えた参加しやすい事業となるよう、今後も工夫を図ってまいります。

次に、医療的ケア児在宅レスパイト事業についてのお尋ねですが、医療的ケア児在宅レスパイト事業については、令和７年度より看護師等を派遣できる時間の上限を144時間から288時間に引上げ、利用促進を図りました。また、自宅のみであった看護師等の派遣先に学校を加えたことにより、保護者等のさらなる負担軽減を図りました。

これらの取組により、事業の利用回数としては６年度の327回から７年度は469回と増加しました。今後も引き続き国や都及び他区の動向を注視しながら、医療的ケア児とその保護者等の支援を進めてまいります。

次に、障害者・児の夕方の活動場所及び介護者の就労等を支援する取組についてのお尋ねですが、区立小石川福祉作業所では、令和７年４月より生活介護について、午後４時までとしていたサービス提供時間を延長し、午後６時半までとしました。

また、区が運営を補助している社会福祉法人文京槐の会の地域活動支援センターにおいても、従前から障害者施設の利用時間後の受入れを実施していますが、７年度より利用時間を30分延長し、午後７時までにすると共に、学校の長期休業中は放課後等デイサービスの利用時間終了後の中高生の受入れも可能としております。

本年度は、重点施策として新たに日中一時支援事業を実施しているところであり、引き続き障害者・児及びその介護者の支援に取り組んでまいります。

次に、遠隔手話通訳サービスについてのお尋ねですが、遠隔手話通訳サービスについては、事前に職員研修や利用者向け操作説明会、区報による周知を行うと共に、区の窓口や区有施設にタブレットを28台、ＱＲコードを88か所に設置し、昨年７月から運用を開始しました。

遠隔手話通訳サービスにより、手話を必要とする方が区の窓口や区有施設において通訳者が同行できない場合でも手話による情報の取得、利用、円滑な意思疎通を図る環境が整備されたものと認識しております。

一方、手話を必要とする方が遠隔手話通訳サービスを安心して利用できるよう、利用者と区職員の双方に対する、より一層の事業の周知が課題と捉えております。

こうしたことから、引き続き区報等を活用した事業の周知や区職員向けの操作マニュアルの周知などにより、手話を必要とする方が遠隔手話通訳サービスを円滑に利用できるよう取組を進めてまいります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、みんなの学びサポート事業についてのお尋ねですが、令和７年度

は日本語サポート教室を２教室開設し、日本語指導が必要な児童・生徒に対して指導を実施いたしました。

日本語サポート教室に通っている児童・生徒の学校の担任からは、教室が日本語習得を頑張りたいと思える動機づけになっており、通室の効果を感じていると聞いております。

日本語サポート教室を視察した際には、児童・生徒から日本語ができるようになって休み時間に友達とたくさん話したいといった声が聞かれ、児童・生徒が意欲的に授業を受けている姿を見ることができました。

今後も引き続き日本語サポート教室の実施等を通じて、日本語指導が必要な児童・生徒への支援を行うことで、全ての児童・生徒が楽しく安心して授業に参加できるような取組を進めてまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　最後に、子どもの学習・生活支援事業についてのお尋ねですが、本事業については中学生から高校生世代への移行継続率が低いことが課題でしたが、令和７年度から一体的な事業の体制構築を行った結果、事業利用継続率が大幅に増加しました。

新規利用希望者も増加したため、令和８年度からは実施会場を１会場増設し、定員を115名から130名に拡充しております。

また、アウトリーチ支援も含めた相談支援や芸術鑑賞等の様々な体験活動、キャリア教育等も実施し、事業内容も充実させております。

今後も生活困窮世帯の抱える多様なニーズに応じた包括型の支援が充実できるよう、取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

続きましてＡＧＯＲＡ、上田委員。

○上田委員　令和７年度決算について、政策チームＡＧＯＲＡの総括質問を行います。

初めに、財政運営全般について伺います。

令和７年度一般会計決算は歳入歳出、共に過去最大となりました。一般会計当初予算は、令和元年度に1,000億円を超えて以来、令和６年度には1,200億円、令和７年度には1,400億円、令和８年度には1,600億円を超え、直近３年間だけでも約26％増加しています。令和元年度以降の財政規模の拡大を人口・行政需要、物価・人件費、新規・拡充事業、施設整備・土地取得などの要因別にどのように分析しているのか、また、臨時的な投資を除く経常的な

歳出規模と今後の見通しをお示しください。

令和７年度は当初予算1,470億円に対して５回の補正予算を編成し、補正後予算額は1,691億4,503万円と15.1％増加しています。特に年度当初の第１回補正では大塚四丁目土地取得を中心に143億円余りを、１月の第４回補正では食料品物価高騰対応給付金17億5,000万円を計上し、うち約７億円を区の自主財源で賄うなど、大規模な補正が目立ちます。５回の補正予算、それぞれの必要性、執行状況、事業効果及び財源構成をどう評価し、年間を通じた予算の計画性と財政規律をどのように確保したのか、伺います。

実質収支比率は過去10年間５％を下回ることなく推移し、令和２年度には13％、その後も令和６年度まで８％から10％台の高い水準が続いてきており、多額の不用額や予算見積りの精度が課題となってきました。令和７年度は5.3％に低下しましたが、予算精度の向上というより、歳出の伸びが歳入を上回り、実質収支額が減少した結果です。歳出の執行率は95.9％へ改善した一方、不用額は約60億2,000万円と前年度より増加し、歳入も予算現額を約24億7,000万円下回りました。

こうした決算内容を踏まえ、実質収支比率の変化を区はどう評価しているのか。最終補正後も歳入が予算額を下回った要因と不用額が増加した要因を分析し、歳入見込みと歳出見積りの精度にどのような課題があると認識しているのか、伺います。

大規模な施設整備等により債務負担行為が増えていることに加え、物価や労務単価の上昇に伴う契約変更や限度額の補正も相次ぎ、区全体の将来負担が見えにくくなっています。令和７年度末の翌年度以降の支出予定額を事業類型別、年度別にどう把握し、今後の一般財源負担をどの程度と見込んでいるのか、併せて直近３年間の限度額、新規設定額の傾向と見込みをどのように分析しているのか、伺います。

また、債務負担行為と同様に、将来の負担を拘束する指定管理や長期継続契約についても令和９年度以降に使途が決まっている一般財源の額をお示しください。これらの将来負担をどのように見通し、中長期の財政運営に反映するのか、伺います。

礼記に「入るを量りて出ずるを為す」とあるように、歳入を見通して歳出を定めることは、古来より財政運営の基本です。経常的経費が増加する中、今後も物価・人件費の上昇や公共施設整備等により歳出需要が歳入の伸びを上回ることが懸念されます。必要な行政サービスや投資を確保しながら臨時的財源と経常的財源、一時的支出と固定的支出を見極め、施策の優先順位を明確にすることが求められます。

令和９年度予算編成方針では、限られた経営資源を再分配し、強靱で引き締まった財政運

営へ変換するとして事業の廃止、縮小、統合、手法転換による見直しを強化しています。令和７年度決算における不用額や行政評価、各部の事業見直しの結果を予算要求及び査定にどのように反映し、経営資源の再分配につなげていくのか、お答えください。

文京区は、平成29年度の新公会計制度導入時に固定資産台帳を整備しました。しかし先般、千駄木小学校の敷地内に国有地が含まれることが判明し、改築が年単位で遅れる見込みです。固定資産台帳では区有地と区有施設の敷地に含まれる国有地、都有地及び民有地の所有関係をどのように区分して記載していたのでしょうか。また、制度導入以来、財務書類及び固定資産台帳を資産管理、行政コスト分析、事業見直し、公共施設マネジメントにどう活用し、どのような成果があったかを伺うと共に、今回の事案を踏まえ、新公会計制度を政策形成と資産管理に実質的に生かすための改善策を伺います。

次に歳入について伺います。

特別区民税は前年度比10.5％増、納税義務者１人当たりの税額は8.1％増となりましたが、定額減税終了の反動も含まれています。令和７年度の増収額のうち、定額減税終了による額を明らかにした上で、その影響を除く基調的な税収の伸びをどの程度と分析しているのか、伺います。

一方、令和６年１月から令和７年１月までの人口増加率約1.4％に対し、納税義務者数は2.3％増加しました。また、株式や土地・建物等の譲渡所得に係る税額は合わせて10億6,300万円増加しています。納税義務者数の伸びが人口を上回った要因を年齢構成や就業状況の変化等も踏まえてどう分析しているのか。また、所得割納税義務者１人当たりの課税標準額や所得階層の構成は近年どのような傾向にあるのか、お示しください。

その上で、所得階層の構成変化や譲渡所得の増加を一時的な要因と税収構造の中の中長期的な変化のいずれと捉えているのか。その継続性と変動リスクを今後の税収見通しにどう反映するのか、伺います。

地方特例交付金は、定額減税に伴う減収補填の終了により前年度から約10億3,000万円減少しました。一方、政府は令和９年４月から２年間、食料品の消費税率を１％とし、地方消費税の減収を地方特例交付金で補填する方針です。区は、地方消費税交付金への影響額を約10億円と見込んでいますが、その算出根拠と補填額の算定方法、交付時期及び実際の減収額との精算方法について現段階での見通しを伺います。

さらに本格的な給付付き税額控除への移行措置として、令和９年度から就業者負担軽減支援金が導入され、その給付事務を市区町村が担うとされています。給付費については、特別

区は交付団体であるものの、特別交付金が交付され、事務費やシステム改修費についても全額国費で措置する方針が示されています。現在把握している範囲で対象者数、給付総額及び補填額の見込みを伺います。また、人件費、委託費、システムの運用・保守費を含め、区に実質的な負担が残らない制度となるのか、国費の交付時期や職員体制の影響と併せてお聞かせください。

ふるさと納税による税額控除の影響額は44億1,000万円に達した一方、寄附金収入は７億9,086万円、ふるさと納税関係経費は約３億188万円となりました。

区は返礼品の拡充に加え、協定大学の地域貢献事業や遺贈寄附文化醸成事業など、寄附の使途や手法を多様化してきました。返礼品による区内への経済効果、協定大学事業による区民還元、初年度に220万円を集めた遺贈寄附文化醸成事業による寄附の多様化を全体としてどう評価し、今後の課題は何か、教えてください。

併せてポイント付与の禁止、募集経費基準の厳格化及び高額所得者に対する特例控除額の上限設定といった制度改正について、本区への影響をどう見込んでいるのか、伺います。

特別区交付金は305億3,708万円で前年度比6.9％となりました。都区間の配分割合が55.1％から56％に引上げられ、財調フレーム全体が拡大する中、普通交付金及び特別交付金それぞれについて、23区全体に占める文京区の割合の変化と交付状況への評価を伺います。

普通交付金では、児童相談所の運営や災害対応力強化経費などが算定されています。交付額の増加に寄与した主な算定項目と算定額をお示しください。児童相談所の実際の運営経費に対する算定額と、今後の算定充実をどう求めていくのか、教えてください。

調整交付金総額に占める特別交付金の割合も５％から６％に引上げられていますが、大塚四丁目土地取得やシビックセンター改修等が算定された一方、本駒込二丁目国有地の取得が令和８年度へ延期されたため、見込んでいた特別交付金の一部が収入に至りませんでした。取得延期による未収入額、取得後に申請する特別交付金の申請内容と令和８年度の算定に適切に反映される見通しを伺います。

令和７年度は、特別区債を177億3,169万円発行し、年度末残高は308万3,101万円と前年度末から約２倍に増加しました。公債費負担比率は0.7％ですが、今後の元利償還に伴い、どのように推移すると見込んでいるのでしょうか。各年度の見込み値とピークを迎える年度及び比率をお示しください。このうち大塚四丁目土地取得に係る約137億6,000万円は、10年後に元金を一括償還します。この償還に備え、減債基金への積立てをいつから開始し、毎年度幾ら積み立てる計画なのか、伺います。

続いて歳出について伺います。

目的別経費では特に産業経済費について伺います。

産業経済費は、コロナ前にはプレミアム付き商品券事業等による変動を除けばおおむね５億円規模で推移していましたが、令和２年度には特別定額給付金等により約251億2,000万円まで突出しました。その後は各種給付事業や物価高騰対策等の影響を受けつつ、令和５年度以降３年連続で減少し、令和７年度は約29億円となっています。一方、デジタル商品券や新たな産業振興策も加わっており、単純にコロナ前の規模へ戻るものではありません。

産業経済費には産業振興のほか臨時的な給付金、消費者施策、労働者施策、勤労者施策等も含まれるため、決算総額だけでは産業振興への投入額や重点の変化が見えにくくなっています。国の給付事業等の特殊要因を除いた産業振興経費の推移を分野別、経年でどのように把握分析しているのか、伺います。

令和７年度は商店街支援、創業・事業承継、リスキリング、スタートアップ支援など、新たなニーズに対応する取組が見られました。事業の効果をどう検証し、その結果を平時に必要な事業規模と今後の重点分野の再設計へどう反映していくのか、教えてください。

性質別経費では人件費、扶助費、物件費及び投資的経費がいずれも増加し、歳出規模を押し上げています。増加の背景にある事業も含め、ここからは令和７年度重点施策の成果と今後の課題について確認してまいります。

ＤＸ推進プロジェクトは、書かない窓口やＷｅｂ口座振替等を進め、オンライン申請の利用率は51.9％となりました。区民の利便性や職員の業務は具体的にどう改善し、投入した経費に見合う効果をどのように検証しているのか、伺います。

令和７年７月のＬｏＧｏフォームへの不正アクセスを踏まえ、新たな技術や外部サービスについて導入前の安全性確認や区と事業者の責任分担など、セキュリティ管理体制をどのように見直したのか、また、この事案では事業者による対応が行われたと聞いていますが、今後システム障害や不正アクセスが生じた際、区がどのように状況を把握し、利用継続、停止や区民への説明等を判断するのか、御答弁ください。

また、ＤＸ推進サポーターによる業務改善の成果をどう評価し、担当者の異動後も各部署で生かせるよう知識や手順をどのように蓄積、継承していくのか、お聞きします。

令和７年４月に全面開業した元町ウェルネスパークについて、施設ごとの利用状況をどう評価し、順天堂大学や認定こども園等が集まる強みを区内全域に健康づくりや子どもの体力向上、介護予防、学校との連携にどう生かすのか、事業者間の連携を担う区の役割と併せて

伺います。

認定こども園の園庭を貸付対象から除外したことに伴う地区体育館の占有権原について、区は設定を検討するとしていますが、現在の検討状況と対応の期限をお示しください。また、契約変更時にこの問題を把握できなかった原因をどう検証し、庁内の連携や確認手順をどう改めたのか、お答えください。文京区立認定こども園元町幼稚園については、本区の幼稚園教諭の94.6%が保育士資格を有していることも踏まえ、改めて幼保連携型認定こども園への移行と、ゼロ歳児保育の実施を要望いたします。

児童相談所開設１年目の実績は、相談受付1,624件、虐待相談1,236件、虐待相談対応906件でしたが、こうした件数だけではなく、東京都が担っていた時期と比べ、初動、安全確認、学校や教育・保健部門等との連携、子ども・家庭への支援がどのように改善したのか、区の評価を伺います。

意見表明等支援事業では延べ31人の児童と面接し、25件の意見表明がありました。子どもの意見を援助方針に反映し、反映できない場合には理由を説明する仕組みはどのように運用されたのでしょうか。また、保護者を医療、精神保健、教育、生活支援等へつなぎ、再発防止まで伴走する支援について、どのような成果と課題があったのか、お聞かせください。

専門職の配置によって新たに実現した支援を具体的にお示しください。担当件数、時間外勤務等から人員体制をどう評価しているのでしょうか。今後、再通告や再保護の状況、家庭状況の改善、子どもの意見の反映など、支援の成果として把握、可視化し、人員配置と事業改善につなげていく考えを伺います。

重層的支援体制整備事業、ぶんきょうチームでまるごと支援は、高齢、障害、子育て、生活困窮など、従来の制度別支援だけでは対応しにくい複合的な課題を抱える世帯を、分野を超えて支援する取組として、令和７年度から本格実施となりました。支援会議17回、つながる窓口、周知ポスターをきっかけに寄せられた相談23件といった回数や件数だけではなく、従来であれば支援につながりにくかったケースをどのように把握し、関係機関の連携によって何が改善したのか、孤立の解消、必要なサービスへの接続、生活の安定、社会参加、家族の負担の軽減など、本人や世帯に生じた変化をどのように把握し、事業の成果として評価しているのか、伺います。

また、複数の支援機関にまたがるケースについて、誰が全体を把握し、支援を調整し、その後の状況をフォローするのか。早期把握やアウトリーチ、本人同意と情報共有、参加支援・地域づくり支援を含め、重層的支援体制が実際に機能するための課題をどのように認識

しているのか、お尋ねします。

令和７年４月からスタートしたプラスチック分別回収事業は、初年度約1,992トンを回収しました。同年度、可燃ごみは前年度比3,100トン、8.1％減少し、区民１人１日当たり約39グラム減、リサイクル率は23.8％から27.3％へ上昇しました。可燃ごみの減少のうち、分別回収による効果をどの程度と分析し、焼却量やＣＯ２排出量にどのような影響があったのか、伺います。また、焼却や運搬経費の削減を差し引いた実質的な追加負担、回収量及び再商品化量、１トン当たりの経費、再商品化率から費用対効果を検証し、今後のリデュース・リユースへどうつなげるのか、教えてください。

千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園等の改築については、令和３年度から11回にわたる改築基本構想検討委員会、６回の地域懇談会を経て、７年度基本計画案がまとまっていましたが、千駄木小学校の敷地内に国有地があることが分かったため、数年遅れる見通しです。一方、千駄木地域では、複数の公共施設で更新や大規模改修が課題となっています。

公共施設等総合管理計画では、文京千駄木の郷と保健サービスセンター本郷支所について一体的整備も視野に入れるとしていましたが、令和７年度は千駄木の郷の大規模改修方針の検討と本郷支所への工事影響を整理するための現況調査を実施しています。現在、両施設の整備をどのような方向で検討しているのか、総合管理計画の記載と異なる方向で検討を進めているのであれば、その理由を説明してください。

併せて、千駄木地域の施設整備について、工事時期、仮移転、複合化・一体整備の可能性等を全庁的にどう調整するのか、学校改築が遅れる期間を活用し、他施設の整備を前倒しすることも含め、地域全体の工程を組み直す考えを伺います。

最後に、特別会計について伺います。

令和７年度の国民健康保険料の収納率は前年度から1.1％ポイント上昇し、94.5％となりました。一方、令和８年度は子ども・子育て支援納付金の新設等により、都内１人当たりの国保事業費納付金が前年度比3.6％増の21万624円となるなど、保険料負担は今後も重くなることが見込まれます。

昨今、低額の報酬で法人役員となり、形式的に被用者保険へ加入する、いわゆる国保逃れが問題となっています。厚生労働省の調査では、全国38事業所の１万1,610人について被用者保険の資格喪失届が提出されました。これに伴う文京区の国民健康保険への遡及加入や保険料賦課への影響を把握しているのか、また今後、対象者の情報が提供された場合の対応を伺います。

保険料の上昇を抑え、制度の持続可能性を確保するためには、適正な資格管理と収納に加え、データヘルス計画に基づく健康づくりと医療費の適正化が重要です。レセプト点検、ジェネリック医薬品の利用促進、重複・多剤服薬対策、特定健康診査、糖尿病性腎症重症化予防等について、令和７年度の実績と医療費削減、受診・服薬行動、健康づくりへの効果をどう評価し、その成果を被保険者に分かりやすく示していくのか、お答えください。

令和７年度の介護保険給付費は154億856万円余りで、前年度とほぼ同額でした。給付費の伸びが抑えられた要因をどう分析しているのか、介護予防や必要な支援・サービスへの早期接続による重度化防止などが給付に与えた効果をどのような指標で評価しているのか、教えてください。

第10期高齢者・介護保険事業計画の策定に当たり、令和８年度の臨時改定及び令和９年度の介護報酬改定を保険料算定にどう見込むのか、介護給付費準備基金の令和７年度末残高21億2,062万円余りを第９期と同程度の10億円規模も念頭に保険料上昇抑制のためにどの程度、活用する考えか、お聞かせください。

認知症施策について、本人交流会等で寄せられた当事者や家族の意見をどう施策に反映してきたのか、認知症サポーターステップアップ講座からチームオレンジ等の地域活動につながった人数とその効果をお示しください。さらに、これらの成果と課題を第10期計画に位置づける認知症基本計画にどう反映するのか、伺います。

令和８、９年度の後期高齢者医療保険料は１人当たり年間平均12万7,400円で、前期から１万6,044円、14.4％増と過去最大の上げ幅となりました。東京都後期高齢者医療広域連合が決算剰余金、基金、一般財源等による総額655億円の軽減措置を講じても、なお大幅な引上げとなっています。

一方、令和７年９月に都内で発覚した約13億8,000万円の不正請求事件を受け、広域連合は本年８月、全国で初めて不正請求を自動検出するシステムの運用を開始しました。高い保険料を負担していただく以上、制度への信頼は不可欠です。区は、保険料改定の理由や負担軽減措置、不正請求防止策をどう周知し、保険料の引上げについて区民からどのような声や相談が寄せられているのか、お伺いします。

以上です。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　上田委員の御質問にお答えします。

初めに、財政規模の拡大要因についてのお尋ねですが、令和元年度と７年度を比較すると、

人口は約１万2,000人、5.5％の増に対し、歳出決算額は約520億円、47％の増となっております。

性質別に分析すると、人件費は39％増となっており、主な要因は職員数が25％増加したことや近年の給与改定によるものと捉えております。また、物件費についても、昨今の物価高騰の影響等も含め、70％増となっております。

重点施策の新規・レベルアップ事業の経費は36％増となっており、これは「文の京」総合戦略に掲げる施策を着実に推し進めた成果であると捉えております。

施設整備や土地取得に係る投資的経費は46％増となっており、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備や、多様化する区民ニーズに応える施策に積極的に取り組んだ結果であると捉えております。

また、経常的経費についても40％増加しており、この傾向は今後の財政運営における重要な課題であると認識しています。

中長期の財政見通しについては、現在、次期総合計画に向けて推計方法等の検討を進めており、直近の起債残高や昨今の物価高騰等も踏まえた経常的経費の試算等を行った上で、次期計画においてお示ししてまいります。

次に、令和７年度における５回の補正予算についてのお尋ねですが、昨年度の補正予算では大塚四丁目の土地をはじめとする不動産の取得に要する経費、定額減税補足給付に要する経費、介護保険・障害福祉サービス事業者等に対する光熱費等の補助に要する経費、食料品等物価高騰対応給付に要する経費、衆議院議員選挙の執行経費などを計上いたしました。

また、その財源には一般財源のほか、特別区債や都支出金などの特定財源を積極的に活用しております。

いずれも年度途中に生じた喫緊の課題に迅速かつ柔軟に対応するための必要な補正予算であり、スピード感を持って区民ニーズ等に応えられたものと評価しております。

また、補正予算の執行状況については、９月補正予算で計上した小日向二丁目土地取得や１月補正予算で計上した食料品等物価高騰対応給付金など、予算編成後の状況変化等により執行が８年度となるものもありますが、引き続き精緻な予算見積りと適正な執行に努めてまいります。

今後とも計画的な予算編成を原則としつつ、補正予算も活用して、区民サービスの向上と健全な財政運営に努めてまいります。

次に、実質収支比率についてのお尋ねですが、７年度決算においては前年度から5.5ポイ

ント改善しましたが、一般的にはおおむね３％から５％までの水準が望ましいとされていることから、適正値に近づく結果となったものと認識しております。

改善した主な要因としては、歳入において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と特別区交付金が予算編成時の見込みを下回ったこと、また、歳出において予算の執行率が改善したことが挙げられます。

歳入については、７年度の補正予算に基づき地方創生臨時交付金を８年度に繰越したほか、本駒込二丁目国有地等の取得時期の変更に伴い特別交付金が予算編成時の見込みを下回ったため、減収となったものと分析しております。

一方、歳出については、２月補正予算において各事業の執行状況に応じた減額補正を行うなど、決算を見据えた予算編成に努めた結果、前年度と比較して予算現額が19.2％増加したにもかかわらず、不用額が2.4％増に抑えられ、執行率が改善したものと捉えております。引き続き、より的確な歳入見積りと歳出予算の執行改善に取り組んでまいります。

次に、将来的な財政負担についてのお尋ねですが、債務負担行為については主に投資的経費を対象に設定しており、毎年度の予算編成において新規設定や継続の必要性を都度検討し、計上しているところです。

また、本年度当初予算においては、本年度以降の支出予定額として176億5,545万円、一般財源として173億793万円を見込んでいます。

過去３年間の傾向等としては、旧元町小学校整備工事や学校施設の大規模改修の完了等により限度額の総額は減少傾向にある一方、毎年度、補正予算を含めて30件を超える債務負担行為を新たに設定していることもあり、新規の金額は増加傾向にあります。

今後も湯島総合センターの整備をはじめとする大規模工事等を控えているため、引き続き将来的な支出予定額の推移等に注視し、将来の財政負担を考慮すると共に、各種工事の必要性を見極めることで持続可能な予算編成に努めてまいります。

また、指定管理者制度及び長期継続契約に伴う一般財源の負担額については、予算編成の過程で事業内容の精査を行っているため個別に情報の集約等は行っておりませんが、委員御指摘の将来的な財政負担の見通しについては、今後、分析方法等について研究してまいります。

次に、９年度予算編成方針についてのお尋ねですが、本区においては総合戦略の進行管理により、毎年、主要課題ごとの戦略点検シートに基づき、計画事業の実績や進捗状況を点検、分析し、事業の見直しを行い、より効果的、効率的な施策の展開を図っているところです。

また、予算編成過程においては財政課における所管部への綿密なヒアリング等を通じて、有効性、費用対効果、将来負担などの検証を行い、総合的な判断の下、予算措置を行っております。

７年度決算を踏まえた取組については、不用額が一定規模以上生じ、執行率が低いと評価した事業に対して積算方法や事業内容の見直しを求めると共に、後年度負担が伴う新規・レベルアップ事業については、事業の目標、効果、終期を示した上、後年度の負担額及び財源を明らかにするよう求めております。

また、財源の再分配に向け、技術革新や社会情勢の変化により事業の有効性や必要性が低下しているもの、目的や対象が類似したもの、当初の目的を達成し、継続の必要性が低下しているもの等を徹底的に見直すことを求めており、令和９年度予算編成方針に示す強靭で引き締まった財政運営への転換を図ってまいります。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、固定資産台帳についてのお尋ねですが、固定資産台帳における土地の記載については本区が所有者である土地のみを扱っていることから、国有地等の所有関係については記載しておりません。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、新公会計制度の活用についてのお尋ねですが、現在、新公会計制度に基づく財務書類は区民への分かりやすい財政状況の資料として作成、公表しております。毎年発行する文の京の財政状況においても、主要事業のセグメント分析した行政コスト計算書を掲載し、この事業に必要なコストや収入に関する情報を発信しているところです。

また、有形固定資産の行政目的別割合、有形固定資産減価償却率、将来世代負担比率など、財務書類から得られる各種指標については、政策形成や予算編成において財政状況を把握するための指標の一つとなっております。引き続き政策形成や資産管理へのさらなる活用方法について研究してまいります。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、特別区民税の基調的な税収の伸びについてのお尋ねですが、令和７年度の現年度課税分の増収額は約41億円であり、令和６年度の定額減税額が約10億円であるため、定額減税の影響を除いた増収額は約31億円、前年度比7.8％の増と分析しております。

次に、納税義務者についてのお尋ねですが、納税義務者数の伸びが人口の伸びを上回った要因については、生産年齢人口の上昇率が区民数全体の上昇率を上回っており、特別徴収に

おける納税義務者数の増加及び課税所得水準の堅調な推移からもその要因が読み取れるものと分析しております。

また、所得割納税義務者１人当たりの課税標準額は約630万円であり、近年増加傾向にあります。

そして、所得階層の構成の傾向については、課税標準額で３つに区分し、その構成比を令和３年度と比較いたしますと、200万円以下の層は40.9％から36.4％で減少傾向、200万円超700万円以下の層は42.8％から43.9％で微増傾向、700万円超の層は16.3％から19.7％と増加傾向となっております。

次に、特別区民税の税収見通しについてのお尋ねですが、特別区民税の所得階層の構成変化については継続的なものであり、譲渡所得の増加についても近年は継続的に上昇しており、いずれも一時的な要因によるものではないと認識しております。

また、今後については、現時点において所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増が見込まれることから、引き続き安定的な税収を確保できるものと考えておりますが、人口構成や景気等の社会情勢に左右される可能性は今後も内在することから、所得階層の構成変化や社会経済情勢を十分注視し、実績や将来予測を踏まえ、適正に反映させてまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、飲食料品に係る消費税率引下げに伴う地方消費税交付金の影響額についてのお尋ねですが、本区への影響額は都が試算した1,120億円を基に、当該交付金の本年度当初予算における各区市町村の交付比率に基づき算出しております。

減収分については、全額を地方特例交付金により補填することとされておりますが、算定方法、交付時期及び積算方法については現時点で示されていないため、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、就業者負担軽減支援金への対応についてのお尋ねですが、現在、支給対象となる所得水準や給付額について国において検討が進められているところであり、対象者数、給付総額及び補填額の見込みを現時点でお示しすることはできません。

また、財政負担については、当該支援金の支給に要する費用の３分の２以上を国が負担し、残りのうち２分の１ずつを都と特別区がそれぞれ負担すること、また、特別区の負担分については当分の間、特別交付金が交付される予定であることが示されております。

さらに、事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際して全額を国費で措置する方針とのことですが、その交付時期など詳細は示されておりません。

引き続き、国の動向を注視すると共に、本区においても必要な人員体制を整え、国から制度の詳細が示された際には適切に対応してまいります。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、ふるさと納税についてのお尋ねですが、区では返礼品による区内の経済効果、協定大学事業による区民還元、遺贈寄附文化醸成事業など、返礼品のみならず返礼品を目的としない寄附募集の枠組みを多様化することで、本区の施策に共感し、賛同いただいた方に向けたふるさと納税の仕組みも積極的に展開してきているところです。

今後の課題としましては、返礼品なしのこれらの取組はまだ制度としても始まったばかりであり、区民の方も寄附いただけるなど制度の認知も進んでいないため、関係機関と連携の上、周知・啓発に努めてまいります。

委員御指摘の国によるふるさと納税制度の改正により、年々制度の制限が厳しくなることに伴い、全国的に将来のふるさと納税寄附額の減少が懸念されておりますが、区としては今後も寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を生かした返礼品の拡充や施策の展開等を行ってまいります。

なお、令和８年度税制改正により、給与収入がおおむね１億円を超える方などを対象に、ふるさと納税による特例控除額の上限額が頭打ちとなることから、区財政の影響額は一定抑制されるものと捉えておりますが、令和10年度以降の個人住民税から適用されることから令和10年度の予算編成の際に適切に見込んでまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、特別区財政調整交付金についてのお尋ねですが、特別区全体の交付額に占める本区の割合は、６年度は普通交付金2.2%、特別交付金4.5%、７年度はそれぞれ2.1%、4.7%ですが、交付額については、いずれも６年度と比較して増加しております。

普通交付金については、都区財政調整協議に基づく一定の算定ルールにより各区に交付される仕組みとなっており、本区の財政需要も一定程度、算定されたものと認識しております。

７年度における主な増要因としては、能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費の新規算定に伴い、約29億5,000万円の増、児童相談所の開設に伴い、約13億6,000万円の増が挙げられます。

児童相談所については、７年度から都区の配分割合の変更により開設予定も含めた12区での運営に必要な需要額の増加が算定できる規模となっていますが、引き続き特別区の実態に

見合った財政需要が的確に算定されるよう、都との協議に臨んでまいります。

また、特別交付金については、まずは都へ申請することが肝要であるため、積極的に事業を抽出して申請を行った結果、歳入の増につながったと考えております。

本駒込二丁目国有地については、昨年度13億8,000万円を申請する予定でしたが、土地の取得の延期により取下げたものとなります。

特別交付金は、都の個別の算定判断に基づき交付率が決定される仕組みとなるため、未収入額を具体的に申し上げることはできませんが、本年度、地価上昇に伴い取得費用が増額となった分も含め、申請手続を着実に進め、財源の確保に努めてまいります。

次に、公債費負担比率についてのお尋ねですが、公債費負担比率については各年度における一般財源総額を基に算出するため、将来の精緻な比率をお示しすることは困難ですが、大塚四丁目土地取得等の影響により、令和８年度以降は２％を超えるものと想定しております。

今後の公共施設整備に係る更新需要や近年の金利上昇の影響を踏まえ、起債発行額、償還額及び金利動向等を総合的に勘案しながら、公債費負担比率が過度に上昇することのないよう、計画的に特別区債を管理してまいります。

次に、大塚四丁目土地取得における特別区債についてのお尋ねですが、10年後の満期一括償還に向け、令和８年度から毎年度、13億8,000万円を減債基金へ積み立てる計画となっております。

財源につきましては一般財源となりますが、特別区財政調整交付金の特別交付金において、本土地取得に係る経費の２分の１について10年間にわたり分割交付される見込みとなっております。

○田中（香）委員長　髙橋区民部長。

○髙橋区民部長　次に、国の給付金事業等の特殊要因を除いた産業経済費の推移についてのお尋ねですが、平成28年度から30年度までの決算額は約５億円で推移し、令和元年度はプレミアム付き商品券事業等の実施により約10億円の規模となりました。

その後、令和２年度以降に実施した給付金等を除いた決算額の推移は、２年度が約22億6,300万円、３年度が約11億4,300万円、４年度が約16億7,100万円、５年度が約19億4,400万円、６年度が約13億6,700万円、７年度が約12億2,800万円となっており、特に商工振興費と融資事業費において大きく変動しております。

商工振興費では、２年度に実施した新型コロナウイルス対策区内店舗支援事業に伴い、大きく増加をしました。

３年度は、コロナ禍関連事業が終了し、一時的に決算額は縮小したものの、４年度から５年度にかけてキャッシュレス決済ポイント還元事業補助や、がんばるお店応援キャンペーン、現下の経済変動に対応するための設備投資支援補助金・経営相談支援補助金を実施したことに伴い、再び増加しております。

なお、６年度は設備投資支援補助金・経営相談支援補助金の終了、７年度は、共通デジタル商品券発行事業補助への事業切替え等により、決算額は減少しております。

融資事業費では、平成28年度から令和元年度までは１億円から２億円の間で推移していましたが、２年度から６年度は本人負担率ゼロの利子補給及び信用保証料補助を実施したことに伴い、約３億円前後と大きく増加し、７年度は本融資の終了に伴い、決算額は減少しております。

このように、コロナ禍からその後に引き続く物価高騰、国際情勢等の影響に対応するため、産業経済費は増減していると分析しております。

次に、７年度の新たな取組とその効果検証、今後の重点分野の再設計への反映についてのお尋ねですが、さきに答弁した産業経済費の推移のとおり、近年はコロナ禍からの回帰、引き続く物価高騰及び国際情勢等の影響に対応する各産業施策の実施に重点的に取り組んでまいりました。

委員が挙げていただいた各事業については、補助制度の利用状況や実績報告、中小企業支援員によるヒアリングや景況調査等により分析し、人手不足に苦しむ中小企業の経営基盤強化支援やスタートアップと企業が交流する機会を創出することができたことに加え、商店会や個店においては活動の活性化と販売促進、魅力ある区内店舗の創出を図れたものと考えております。

今後、融資事業費は貸付返済に伴い低減していくものと考えますが、経済状況が平時に至るに当たっては、情勢を注視した上で既存事業の規模と効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドを行い、地域コミュニティ形成に重要な役割を果たす商店会の活性化につながる支援や中小企業の経営基盤強化に資する事業、大学を中心としたスタートアップ支援拠点を有する本区の地域特性を生かした創業支援等の各種産業振興施策に取り組むことが重要と認識しております。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、ＤＸ推進プロジェクトについてのお尋ねですが、令和７年度はフロントヤード改革の一環として、Ｗｅｂ口座振替受付サービスを導入し、対象となる税・保

険料等の納付に係る申請について、インターネット上で手続を完結できるようになり、区民負担を軽減しております。

書かない窓口への取組としては、本人確認書類から氏名、住所等の基本４情報を読み取り、申請書に自動転記する端末を導入したことにより、書類への記入が不自由な方や日本語が不慣れな外国籍の方をはじめとする来庁者の負担軽減を図りました。

また、この取組の副次的な効果として、申請書記載内容の正確性が高まることにより職員のチェックに要する時間が縮減され、システムへの入力作業に係る負担軽減及び誤入力の防止にもつながっております。

本プロジェクトについては、全体の定量的な目標設定は行っておりませんが、検証作業の一環として四半期ごとに各事業の進行管理を行い、区民サービス向上や職員の事務の効率化、負担軽減を一体的に進めております。

次に、クラウドサービスをはじめとする外部サービスのセキュリティ管理についてのお尋ねですが、区では、文京区情報セキュリティに関する規則及び情報セキュリティ対策基準に基づき、新たに文京区クラウドサービス利用実施手順を定め、本年４月１日から運用を開始いたしました。この実施手順では、全庁共通のルールとしてクラウドサービスを利用する際の判断基準、サービス提供者の選定基準、利用申請の手続、利用状況の管理等について定めています。

サービス導入前の安全性確認については、クラウドサービス導入評価シートにより、取扱う情報の機密性の分類に応じて、必須要件と推奨要件に記載された項目について一つずつ確認することとしております。

また、区と事業者の責任分担についても、導入評価シートに示す必須要件を調達仕様書に記載し、契約時に事業者が要件を満たすことを確認することとしております。

今後はこの実施手順の定着を図りつつ、運用状況を踏まえて必要な見直しを行うと共に、情報セキュリティ対策の点検を継続し、安全性の確保と利便性の向上の両立に努めてまいります。

次に、システム障害や不正アクセス等のインシデント発生時における対応についてのお尋ねですが、状況把握については文京区緊急時情報セキュリティ対応計画に基づき、緊急即応チームＣＳＩＲＴにより事実関係の確認と検査、分析を行い、影響範囲や原因の特定作業を行います。併せて、外部サービスについては時系列に沿って事業者から報告を受けると共に、必要に応じて支援を依頼し、または要請いたします。

サービスの利用継続または停止については、個人情報漏えいの可能性、影響が及ぶ範囲、代替手段の有無、復旧の見通し等を勘案し、区民の権利利益の保護を最優先して判断いたします。

区民説明については、判明している事実と今後お知らせする事項を整理した上で、区ホームページ等により速やかに周知することを基本とし、可能な場合には代替手段についても併せて御案内することを想定しております。

今後もインシデントの発生を想定した訓練、演習を定期的に実施し、手順の評価及び見直しを行うことにより対応力の向上を図り、区民が安心してサービスを利用できる環境の確保に努めてまいります。

次に、ＤＸ推進サポーターについてのお尋ねですが、区では、令和５年度から業務のデジタル化に自発的に取り組む職員をＤＸ推進サポーターとして任命し、デジタル人材の育成を進めてまいりました。

サポーターが新たなデジタルツールの導入等を進める際には、業務の継続性や導入後の維持管理のしやすさも含めて最適な改善方法となるよう、情報政策課職員が伴走支援を行っております。

また、電子申請フォームの作成や生成ＡＩの活用などに加え、実情を踏まえた業務改善については各所管課の職員が進められるようになってきており、現場主導へと取組の流れが広がりつつあることを成果として捉えております。

一方、担当者の異動に伴い、取組の経緯やノウハウが失われる恐れについても課題として受け止めております。このため、サポーター連絡会等を通じて業務改善事例の横展開を継続すると共に、各所管課において共有できる形で知識や手順を蓄積し、業務改善への取組が個人の力量に依存せず、組織の財産として引き継がれるよう努めてまいります。

○田中（香）委員長　髙橋区民部長。

○髙橋区民部長　次に、元町ウェルネスパークにおける区の役割についてのお尋ねですが、多目的室は７割を超える利用率となっており、その他、地域交流スペース、日曜日の園庭開放事業、もとまちの庭、歴史展示室、病児・病後児ルームみつばち、認定こども園元町幼稚園、元町育成室や民間施設のインターナショナルスクール、カフェレストラン、コワーキングスペース等についても多くの方に御利用いただいている状況です。

また、元町ウェルネスパークでは、共同事業者である学校法人順天堂が地域住民を対象に知見を生かした健康講座、キッズスポーツフェスや順天堂スポーツホールにおける体育館無

料開放の実施等、幅広い分野での地域貢献事業を実施いただいております。

併せて区、順天堂、施設に入居する事業者や近隣町会が力を合わせ、元町ウェルネスパークと元町公園を一体的に活用する施設イベント、もとまちフェスを実施し、多くの方に施設の魅力を知っていただき、にぎわいを創出することができました。

区では、順天堂と協力しながら、施設運営連絡協議会を通じて区所管と施設に入所する事業者との連携を行い、持続的に区民の健康を支えることを目的に子育て支援、地域の集い、災害対応、医療・技術開発、健康寿命の延伸、医食同源をテーマに掲げ、地域課題解決に資するための取組を実施することで地域に愛される施設づくりを推進してまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、元町ウェルネスパークの園庭の検討状況等についてのお尋ねですが、現在、どのような権原設定が適切か、庁内で連携して検討しているほか、特別区人事・厚生事務組合法務部への相談も行っているところです。

また、速やかな権原設定に努め、本年度内での権原設定を目標としております。

次に、原因の検証等についてのお尋ねですが、本件は文京区個別外部監査結果に関する報告書で示されているとおり、庁内関係部署間において変更内容の確認を行う際、前提条件を詳細に明示することが不十分であったことなどが原因と認識しております。

区としては、文京区職員措置請求監査結果を重く受け止めており、庁内連携や確認手順については関係部署及び担当者間において適切に情報を共有することで、全関係者が正確な共通認識に立ち、法適合性についても、おのおのの立場から十分精査した上で判断されるべきものであることを再認識いたしました。

また、監査結果における意見を踏まえた対応を進めると共に、緊密な組織連携を軸に意思決定過程における検討の在り方についても、より一層の強化を図ってまいります。

○田中（香）委員長　栗山児童相談所長。

○栗山児童相談所長　次に、都と比較した場合の児童相談所における相談援助の変化についてのお尋ねですが、本区の児童相談所の管轄が区内のみとなったことにより、都の児童相談センターと比較し、職員の初動対応や安全確認の即時訪問のほか、学校や保健部門との正確な情報共有などの場面において支援に係る迅速性が大幅に向上しております。

また、児童相談所に対する児童や保護者の方から距離的、心理的なアクセスのしやすさなどの面においても、地域に根差した児童相談所として専門性の高い支援をより身近に受けられる相談機関になったものと考えております。

次に、意見表明等支援事業の実施後の運用についてのお尋ねですが、事業実施後の支援については、児童からの意見のうち、反映が可能なものに対しては児童福祉司をはじめとした職員から児童本人へ速やかに回答を行っております。

また、反映が難しい意見については援助方針会議において組織的な援助方針を検討し、その結果について児童に対して丁寧な説明を行っております。

今後についても意見の内容にかかわらず、児童からの多様な声を真摯に受け止めながら、適切な相談援助を進めてまいります。

次に、保護者の伴走的な支援についてのお尋ねですが、家庭における様々な事情により専門的な支援を必要とする保護者に対しては、福祉職や心理職の職員だけでなく、所内の保健師、医師等の専門的な知見を生かした支援方針に基づき、相談対応を行っております。

また、こども家庭支援センター、保健サービスセンターのほか、教育部門、福祉部門とも連携し、区の社会資源を適切に組合せながら、保護者がより安心して児童との関わりを持てる支援の実施に対し、一定の成果があったと捉えております。

今後の課題については、それぞれの家庭に関わる複雑な問題を的確に把握した上で、今後の支援方針を検討する会議に際し、必要に応じて保護者や児童本人が関係機関と共に参加する機会を設けるほか、親子関係再構築プログラム、心理療法などのより効果的な支援を展開するほか、など、保護者に丁寧に寄り添いながら、再発防止に資する適切な相談援助を進めてまいります。

次に、児童相談所の専門職配置による新たな支援と人員体制の評価についてのお尋ねですが、児童相談所の事務は主に都道府県等による事務内容であることから、区の事業としましては、これまで経験のない業務を担う必要がございました。

新たな業務遂行を実現できる体制を確保するため、設置に係る計画の策定や他自治体への区職員の派遣、経験者採用等の開設に向けた様々な準備を講じ、運営をしてきたところです。

加えて、区の児童相談所としての強みを生かし、一時保護所から学校へ通学する場合の登校支援など、新たな試みに取り組んでおります。

人員体制については、夜間や休日を問わない複雑で緊急性の高いケースに対する支援を行いながらも、手厚い人員の配置により職員１人当たりの担当件数を抑えることが可能となっております。

また、一時保護所においては24時間365日稼働する施設であり、応急的な支援も必要となる業務であることから、今後とも子どもの最善の利益を守るために必要な児童相談所として

の人員体制を確保してまいります。

次に、児童相談所の支援の成果の把握と事業の改善等についてのお尋ねですが、児童相談所においては、児童と家庭の機密性が非常に高い情報を扱い、かつ高度で緊急を要する支援を的確に行う必要があることを踏まえながら、通告や一時保護など、個々の事例に対して組織的なアセスメントを行い、それぞれの児童や家庭に合わせた支援を通して、子どもの最善の利益を目指した相談援助を実現することが最終的な目的であり、成果と捉えています。

事業の把握及び可視化については、日々の相談業務に係る課題や子どもたちから寄せられる意見等を適切に把握しながら、児童や保護者を支える専門的な支援を行うことができるよう、職員の切れ目のない人材育成を進めると共に、児童相談所事業概要を作成し、事業の状況を広く区民にお示ししているところです。

今後は、職員が自信や安心を持ちながら相談援助を取り組むことができる支援者支援の体制づくりを一層進め、より継続的で安定的な人員配置と着実な事業改善に取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、重層的支援体制整備事業におけるケースの把握や事業の成果等についてのお尋ねですが、ケースの把握方法につきましては各種相談機関からの連絡のほか、高齢者あんしん相談センターや障害者基幹相談支援センターなどのＢＵＮＫＹＯつながる相談窓口を福祉政策課の担当者が定期的に巡回し、複合的な課題を持つ事例を積極的に共有できるよう取り組んでおります。

その結果、支援会議において、家族全体の状況や各機関の支援状況を共有、可視化することで、それぞれの相談機関が担当する分野の垣根を越えて専門性を生かし、医療、介護、福祉など必要なサービスへ速やかにつなぐなど、生活環境の改善や生活基盤の安定化につながった事例を複数確認できております。

併せて、継続的なモニタリング会議を実施することで本人や世帯の状況の変化を共有し、支援プランを柔軟に見直すことにより、支援の質を高めると共に、その効果を継続的に把握しております。

こうした取組を通じて支援機関相互の連携が深まり、これまで個別の所管や機関だけでは対応が難しかった複雑、複合的な課題についても世帯全体の状況を把握しながら必要な支援につなぐことができている点は、本事業の大きな成果の一つであると評価しております。

なお、複数の支援機関にまたがるケースについては、多機関協働事業の事務局を担う福祉

政策課が中心となって、全体を把握しつつ、支援会議やモニタリング会議を運営しており、支援方針や役割分担の調整及び進捗状況などの確認を行っております。

しかしながら、事業を進める上では虐待や近隣トラブル等の事例において、支援対象者本人の支援に対する受け止め方などの理由から、本人同意が得られないケースや、相談意欲がないまま孤立し、深刻化するケースも少なくなく、本人との関係を築きながら、いかに早い段階で必要な支援につなげていくかが重要な課題であると認識しております。

今後とも、ＢＵＮＫＹＯつながる相談窓口の積極的な周知に努め、様々な相談機関と連携を図りながら早期の支援に取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　細矢資源環境部長。

○細矢資源環境部長　次に、プラスチックの分別回収による影響についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、昨年度実績として約1,992トンを回収しており、プラスチックとしてリサイクルできないものを除き、その約87％に当たる1,731トンをリサイクルすることができました。

また、分別回収に取り組むことにより、2,028トンの減量を見込んでいた可燃ごみは予測を大幅に上回る3,100トンの減量がかない、清掃工場で焼却する量が減ったことによりＣＯ２排出量をおおよそ4,761トン削減することができました。

次に、プラスチック分別回収事業の検証と今後の施策についてのお尋ねですですが、可燃ごみの中間処理を特別区で共同処理していることなどから、実質的な負担額やプラスチックの再商品化率の正確な算出は難しいものと考えておりますが、プラスチック分別回収に係る歳出額は４億7,469万円で、リサイクル量１トン当たり約24万円になります。

また、区民１人１日当たりのごみ量は、委員御指摘のとおり前年度から約39グラム、率にして8.3％減少しており、一定の経費を要しているものの、ごみ量やＣＯ２の削減が図られたことから、プラスチック分別回収を開始したことによる効果は大きかったものと認識しております。

区では、分別回収の効果を含めた区民への周知・啓発をより一層行うことにより、今後も発生抑制や再利用に資する事業を継続していくと共に、適切な再資源化により循環型社会の形成に取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、千駄木地域における施設整備についてのお尋ねですが、千駄木の郷と本郷保健サービスセンター本郷支所については、公共施設等総合管理計画に基づき将来

的に大規模改修または改築工事を行う予定としておりますが、現在、それぞれの施設の老朽化等が進んでいることから、まずは劣化状況等について調査しているところです。

同地域の施設整備においては、学校改築の状況も踏まえながら、各工事の実施時期や整備内容等について全庁的に情報共有を図った上で関係部署も含めて協議するなど、組織横断的に取り組んでまいります。

今後とも行政課題や区民ニーズ等を考慮しながら、計画的に施設の改築、改修等を進めてまいります。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　次に、実態に疑義がある被用者保険被保険者資格の喪失に伴う国民健康保険への影響についてのお尋ねですが、当該資格の取扱いについては国から全国健康保険協会、健康保険組合、日本年金機構宛ての通知により、各保険者等において資格適用の有無を判断し、法人に使用されている実態がないことが確認された場合は、被用者保険の被保険者資格を喪失させることとされております。すいません。

当該取扱いによる資格喪失者のみを抽出することができないため、文京区国民健康保険への影響を算定することはできませんが、今後も資格喪失により本区の保険の加入対象者であると思われる方に対しては、オンライン資格確認等システムを活用した加入勧奨を行い、資格の適正化を図ってまいります。

次に、国民健康保険の医療費適正化事業及び特定健康診査等についてのお尋ねですが、まず、令和７年度の実績としてレセプト点検は一次点検を61万8,118件、二次点検を61万5,429件実施いたしました。ジェネリック医薬品については、切替えた場合の差額通知を年３回送付し、令和７年９月診療分の数量シェアは国の目標である80％を上回る82.3％となりました。重複・多剤服薬の対象者へは、適切な服薬に関する通知を年１回送付いたしました。これらの取組により、被保険者１人当たりの調剤医療費が４万2,959円となり、前年度より6,538円減少しております。

また、特定健康診査の受診率は暫定値で43.7％となっております。糖尿病性腎症重症化予防事業については、事業対象者のうち、糖尿病に関する服薬のない方92人に受診勧奨を実施すると共に、糖尿病に関する服薬があった10人の方に保健指導を行いました。さらに、前年度の保健指導終了者に対するフォローアップ保健指導を５人の方に実施いたしました。

医療費等への影響につきましては、単年度の実績のみで把握することは困難であるため、データヘルス計画において国保データベースシステム等を活用し、中長期的な視点も含めて

評価してまいります。

これらの評価結果や健康づくりの情報は、区ホームページや個別通知などを活用し、分かりやすく発信してまいります。

次に、介護保険給付費等についてのお尋ねですが、施設介護サービス費等が減少しておりますが、介護保険給付費全体としては第１号被保険者数や要介護・要支援認定者数の状況から安定的に介護サービスを御利用いただいていると捉えております。

また、重度化防止の取組として、介護予防・日常生活支援総合事業における教室や講演などの実施、高齢者あんしん相談センターでの地域に根差した相談対応、医療と介護の関係機関との早期連携により、高齢者の自立支援と重度化防止に努めているところです。

これらの取組が介護給付費に与えた効果の数値化や評価は困難ですが、Let’s Keep転ばない身体！転倒骨折予防教室や短期集中予防サービスなどの事業においては、実施前後の参加者の運動能力等を測定することにより、身体機能や主観的健康感の維持・改善率の定量的な評価を行っており、一定の効果が見られております。

こうした身体機能の維持・向上の取組を通じて、高齢者が自らの健康を意識し、自立した生活を継続することが、結果として中長期的な介護給付費の適正化につながるものと考えており、今後も参加者のニーズを踏まえた事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険料についてのお尋ねですが、次期計画期間の介護保険料の算定については今後の高齢者人口の推計や介護サービスの需要見込みのほか、委員御指摘の臨時報酬改定による給付実績への影響等も精査し、介護給付費の見込額を積算しているところです。

現在、国において介護人材の処遇改善を含めた次期介護報酬改定等の検討が行われているところですが、今後、国から示される改定に係る影響額を本区の介護給付見込額へ反映し、最終的な保険料の算定を進めてまいります。

また、次期計画期間の介護保険料基準額設定における介護給付費準備基金の活用の具体的な額については、現時点ではお示しできませんが、今期の事業計画期間における活用状況等を踏まえながら適正に運用してまいります。

次に、認知症施策への当事者や家族の意見の反映についてのお尋ねですが、区では、本人交流会や認知症カフェ、認知症施策検討専門部会など様々な機会を捉え、認知症当事者や御家族等の意見の把握に努めており、昨年度は頂いた意見を参考に認知症のある方がカフェのスタッフとして地域の方をおもてなしする企画を新たに試行するなど、当事者が主体性を持って地域と関わることができる機会の創出に取り組んでおります。

こうした活動には、区の認知症サポーターが継続的に携わっており、自然な会話を通じて当事者の思いや困り事を把握できる点もチームオレンジ活動の効果の一つであると考えております。

なお、認知症サポーターステップアップ講座を受講した方のうち、令和７年度にチームオレンジの一員として活動した方は19人です。

次に、認知症施策推進計画についてのお尋ねですが、計画の策定に当たっては認知症基本法の趣旨にのっとり、認知症当事者や御家族等の多様な意見を丁寧に聞き取ることが重要と考えております。

現在、チームオレンジの活動等を通じて把握した意見を踏まえ、次期高齢者・介護保険事業計画に併せて認知症施策推進計画の策定を進めているところです。

今後とも、認知症に優しいまちづくりの実現に向けて、国の掲げる新しい認知症観の一層の周知啓発など、具体的な施策を計画事業として位置づけてまいります。

最後に、後期高齢者医療制度についてのお尋ねですが、保険料率改定の考え方や負担軽減措置については区報やホームページ、保険料決定通知に同封するリーフレット等を活用し、分かりやすい周知に努めております。

また、診療報酬の不正請求疑義案件に対する検出システムの運用については、東京都後期高齢者医療広域連合がホームページにて周知を行っております。区においても、区民から診療報酬に関する問合せがあった場合には丁寧な聞き取りを行い、不正請求等が疑われる事例は速やかに東京都後期高齢者医療広域連合に報告し、連携して対応してまいります。

区民から寄せられる御相談としては保険料の納付に関することが多く、分納や減免制度を御案内するなど個々の事情に寄り添った対応を心がけております。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

続きまして、区民が主役、海津委員。

○海津委員　区民が主役の会、海津敦子が代表してお伺いさせていただきます。

まずは、最初は令和７年度決算と財政運営についてお伺いいたします。

文京区の経常収支比率は前年度の82.4％から83.6％、1.2ポイント上昇しました。一方、23区平均は77.7％から76.5％で、1.2ポイント改善しています。23区全体が財政の余力を取り戻す中、文京区は逆の方向に進んでいます。なぜでしょうか。

経常収支比率とは、毎年入る収入のうち、毎年かかる経費に充てられる割合です。数字が高いほど新たな課題に使える余力は小さくなります。だからこそ、この数字を区民の暮らし

と結びつけて考える必要があります。文京区は人件費にかかる経常収支比率が23区で最も高く、委託料や施設の維持管理費などを含む物件費も２番目に高い水準です。私は、職員や委託費を一律に減らすべきだとは考えていません。問うべきは、投入した人員と予算によって区民の暮らしがどう変わったかです。

相談しやすくなったか。必要な支援につながるまでの時間は短くなったか。専門性や利便性は高まったか。声を上げにくい人にも支援が届いているか。職員が自分の仕事の目的と成果を確かめられることも大切です。窓口にたどり着くまで何度も説明を繰り返さなければならない。相談しても別の部署を案内され、支援に届くまでに疲れ切ってしまう。そうした区民にとって対応件数が増えたという報告だけでサービスが良くなったとは言えません。

職員にとっても人数や件数を追うだけでは、自分の仕事が誰の力になったのか、実感しにくいはずです。相談や支援の質を現場と一緒に確かめることが、働きがいと区民への成果の両方につながると考えます。こうした成果を確かめ、人員と予算の配分に生かすための判断基準が必要です。

区長は、令和９年度予算編成で、限られた経営資源の最適配分を行うと述べています。何をもって最適と判断するのでしょうか。支援が届いていない分野には人と予算を充てる、成果が十分でない事業は、仕事の進め方や直営と委託の役割分担を見直す、その判断を現場の経験と区民の行為を踏まえて行う必要があります。

○田中（香）委員長　すいません、海津委員、申し訳ございません。３分早くスタートいたしましたので、ここで一旦切って30分休憩したいと思います。お疲れさまでした。

午後　　２時５７分　休憩

午後　　３時２８分　再開

○田中（香）委員長　それでは、休憩前から引き続き海津委員の質問からお願いいたします。

○海津委員　では、続きを。令和７年度の投資的経費はおよそ348億円で、前年度比92.7％増です。今後も小・中学校の建替えや湯島総合センターなどの施設整備が続き、完成後は維持管理費もかかり続けます。

ちなみに、施設を建てるだけで区民の暮らしが良くなるわけではありません。建て替えた学校は地域に開かれ、日常から人が集まる拠点になるのか。災害時には学校を再開した後も避難生活が続く人が音楽室や家庭科室、図書室などを利用できるのか。地域の居場所や避難生活まで考えた設計が必要です。建替え後の維持管理費に加え、地域開放や避難所運営を担う人員も必要です。施設を整備した結果、区民が何を利用でき、誰がそれを支えるのか、必

要なサービスを将来も届けられるのか、そうしたトータルな判断が必要です。

伺います。学校改築では、授業時間外の地域利用や学校再開後も避難生活が続く人の居場所を計画段階で誰がどう確認していますか。施設に大きな予算を投じる以上、完成後に区民へ届ける成果をどのように定め、確かめるのでしょうか。そもそも区は戦略点検シートや行財政運営点検シートで成果を点検していますが、開催回数や参加人数などの実績だけでは支援が必要な人に届き、どんな変化があったのか分かりません。

伺います。戦略点検シートや行財政運営点検シートに区民にどのような変化を届けるかという目標と、それを確かめる指標を示しますか。相談から支援までの時間や支援に届かなかった人の声、施設の地域での利用をどう把握し、令和９年度の人員、予算配分に反映しますか。最適配分の判断基準と具体的な進め方をお示しください。

次に、元町ウェルネスパークについて、違法状態を生んだ意思決定と、その後の確認体制をお伺いします。

簡単に言えば、区は契約を変更したことで順天堂大学はそれまで使っていた地下体育館を使う法的な根拠を失いました。そのまま使われていたことが監査で明らかになった違法状態です。区長は本会議で、地下体育館を使う法的な根拠、いわゆる権原の設定を検討し、組織の連携を強化すると答弁されました。しかし、それだけでは足りません。違法状態を是正すると共に、なぜ契約変更の前に権原を確かめなかったのか、原因を明らかにする必要があります。

監査報告書は、この状態を地方自治法に反する、文京区に過失があったと言わざるを得ないと指摘しました。そもそも、区は地下体育館の存在を知っていました。誰が何を確認し、どの段階で見落としたのかを明らかにしなければ、再発は防げません。違法状態の是正に着手しても、違法の判断が適切だったことにはなりません。何を間違えたのか明らかにし、次の判断の仕組みを変える必要があります。

次に、前副区長を含む意思決定を検証するのかについてお伺いいたします。

佐藤正子前副区長は本件に長く関わり、公有財産を適正に管理する上で重要な役割を担う公有財産管理運用委員会の委員長を務めていました。前副区長は基本協定で地下部分を使う権原があると認識し、契約変更で問題が生じると認識していなかったとされていますが、監査報告書は前副区長への認識の適否を監査対象外としました。公有財産管理運用委員会の委員長自身の認識を調べずに、組織として何を誤ったのか、解明できるのでしょうか。

これは個人を責めるためではありません。判断の根拠を確かめ、現場の職員が同じ問題を

抱え込まない仕組みをつくるための検証です。前副区長は何を根拠に判断したのかを含め、契約変更に至る意思決定を区として検証しますか。検証しないのであれば、その理由をお答えください。

次に、園庭の契約変更を誰が決め、誰が権原を確認するはずだったのかについてお伺いします。

令和７年３月４日の公有財産管理運用委員会では、園庭に係る権利関係を整理した結果として契約変更が説明されました。一方、園庭の下の体育館を順天堂大学が引き続き使えるかを確認されていません。しかも報告書は園庭の東館側が行政財産だったため、園庭全体もそうすべきだという問題意識には理解を示しつつ、認定こども園の開設に園庭全体を行政財産とすることが必須だったかは明確ではないと記しています。園庭を設ける必要があることと、土地の財産区分を変えなければならないことと同じではありません。監査人は十分な調査、検証をしないまま短期間で貸付対象から外したことも指摘しています。

私が東京都に確認した範囲では、園庭を使うために、その土地全体を行政財産にしなければならないとの説明は確認できませんでした。区が誰に、いつ、何を確認したのかを示す文書も情報公開請求では確認できませんでした。

園庭全体を普通財産から行政財産に変更し、順天堂への貸付対象から外したのはなぜですか。区が園庭を専用で使うだけでは足りなかった理由を、根拠となる法令や東京都の認定基準と共に説明してください。必要性を確認していなかったのに、何を根拠に財政区分との契約を変えたのですか。また、園庭を貸付対象から外す方針を誰が決め、そのとき地下体育館を順天堂が引き続き使えるか、誰が確かめる責任を負ってきたのでしょうか。委員会に権利関係を整理したと説明しながら、地下の権利を整理していなかったのはなぜでしょうか。

契約変更を決める際、土地の地上と地下の権利を誰がどの手続で確認すべきだったのか、区として、その役割と意思決定の流れを検証しますか。監査報告書は、法規担当だけに責めることはできないと指摘しています。地下体育館を知る場所でありながら、契約変更の判断に必要な確認につながらなかったのですか。区は、これを法規担当の見落としとして終わらせるのですか。それとも方針を決めた側を含む意思決定の問題として検証するのですか。

次に、監査で残された事実を誰が調べるかについてお伺いします。

外部監査では、前副区長の認識の適否は対象外としています。また、さらに順天堂大学やＰＷＣへの確認も完了していません。情報公開請求に対しても、重要な判断の検討過程を示す文書等は、区は外部監査人から受け取っておらず、区には存在しないとの回答でした。順

天堂は、自分たちの地下体育館を使う権利をどう理解していたのか。事業全体に関わったＰＷＣは園庭と地下の権利について区に何を説明したのか。肝腎の当事者への確認が十分でないまま、原因は分かったと言うことはできません。

区は、なぜ違法状態が生じたのかを解明済みと考えますか。そう考えるなら、その根拠を示してください。解明していないなら順天堂大学に契約変更後の権原についての認識と区の協議を、ＰＷＣには権利関係に関する説明や助言を、区自身が資料と共に確認しますか。前副区長を含む意思決定と行政財産化の必要性を、誰が、いつまで検証し、その結果を議会と区民にいつ示すのか、併せてお答えください。

次に、区はいつ違法状態に気付いたのか、お伺いします。

区は、いつ、どの部署の誰が何をきっかけに違法状態を確認したのでしょうか。区内部での確認で気付いたのか、令和８年６月の住民監査請求など、外部からの指摘がきっかけだったのか、時系列でお答えください。内部の確認が発見できなかったのであれば、その理由と改善策も示してください。報告書は、本件の請求に関連して初めて問題の所在を確認した状況にも言及しています。区民から指摘されるまで発見できなかったのなら、同じ仕組みのままでは、ほかの公有財産を適切に守れるのでしょうか。

次に、行政の判断を組織内で確かめる仕組みについて伺ってまいります。

特別区人事委員会は８月、教育心理職の職員に対する停職１か月の処分を戒告に修正し、停職処分は裁量権の範囲を逸脱または乱用した違法なものと判断しました。区民にとって、これは一職員の処分だけの問題ではありません。事実と疑いを区が取り違えれば、子どもへの対応も職員への処分も誤りかねない。相談や申請の場面でも行政が事実を確かめ、公正に判断してくれると信頼できるかに関わります。庁内の確認を経ても、違法な処分を止められなかった理由を伺います。

個人の生活について答弁を求めるものではありません。元町では区有財産を扱う判断が、この採決では子どもと職員に関わる判断が問われています。分野が違っても誤りに気付いたときに立ち止まられる組織かどうかが問われています。

まず、処分理由についてお伺いします。この処分理由について、そもそもは性加害が含まれていませんでした。一方、人事委員会の審議では、区は児童との宿泊について同性間のわいせつ行為と、そのほかの性加害行為の疑いを生じさせると主張しました。しかし人事委員会は性加害の事実も具体的な疑いも認定していません。区が性加害行為の疑いを主張したとすれば、児童の保護者は、それなら子どもの安全確認や心のケアはどうしたのかと疑問を持

つでしょう。

一方、被害の可能性を認識していなかったのに、なぜ処分を争う場でそのような思い、疑いを持ち出したのでしょうか。どちらの場合も区には説明が必要です。当時、児童が性加害被害を受けた可能性を組織として認識していましたか。まず、認識していたかどうかを明確にお答えください。

３月の予算委員会で教育推進部長は、わいせつ行為を受けた可能性を把握した場合には法令に基づき適切な対応を行う、必要に応じて警察を含む関係機関と連携すると答弁しました。しかし本件で区は人事委員会に疑いを主張しながら、保護者にその可能性を伝えず、児童相談所も連携していません。それが実態です。区は、わいせつ行為の疑いについて、区民等から疑念を抱かれない行為であるとの認識を示していますが、その過程を全否定できるものではなく、そうである以上、子どもの安全確認や支援をどのように担保していくのか、お答えください。

今年４月には子ども権利条例が施行されました。採決を踏まえ、本件の子どもへの対応が適切だったか、教育委員会として検証しますか。教育委員会から何が確認済みの事項、事実として、何が疑いや評価として伝えられ、区はどう確かめて処分を決めたのでしょうか。処分に至る判断と採決に対する区の受け止め方についてお答えください。人事案件１件の問題として終わらせず、子どもの権利を守る対応と処分を決める仕組みの両面から改善につなげてください。

次に、役職定年制と管理職の育成についてお伺いします。

役職定年制は、管理職が原則60歳でその役職を離れる制度です。経験を生かすことと次の管理職を育てることの両方が求められています。令和８年度、２人が部長職を続けました。制度上、例外的な継続は可能なことは承知しています。しかし、これまでの区の説明を聞いていた職員には唐突な運用変更に映ったのではないでしょうか。判断基準と説明の時期を明らかにする必要があります。２人の継続をいつどのような必要性と基準で決めたのでしょうか。職員全体にはいつ、どのように説明したのでしょうか。明確にお答えください。継続が必要になった背景をどう検証し、その結果を次の管理職の育成にどう生かしますか。

そもそも管理職は単にポストを埋めればよいものではありません。部長は特に区民１人１人の立場から条例や計画の理念を十分に理解し、実際の仕事に移し、区民の暮らしにつなげる責任があります。現場の声を聞き、難しい判断を引き受けるかどうかは部全体の士気にも影響します。専門性や経験に加え、こうした力をどう見極めるか、次の世代に育てていくの

でしょうか。

また、役職を離れた職員の経験を生かし、新たな管理職と役割や指揮命令を明確にすることも必要です。役職を離れるのか、例外的に継続する可能性があるのか、その後、どんな役割を担うのか、職員１人１人の働き方と人生の選択に関わります。制度の例外を使う理由が示されなければ、次を目指す職員は何を身に付ければいいのか分かりません。役職を離れる職員も直前に知らされなくては生活や将来を考えられません。判断を透明にすることは、職員を大切にすることでもあります。今後の判断基準と運用方針を、職員が進路を考えられる時期までに、いつ示しますか。教えてください。

次に、柳町児童館・育成室とＨＵＢ構想についてお伺いします。

柳町小学校の改築に伴い、およそ2,100平方メートルの新しい柳町児童館・育成室の整備が進められました。現場の職員は令和元年度から検討を重ね、令和２年度にはＨＵＢ児童館を提案しました。子どもが困っていても自分から相談機関に行けるとは限りません。学校や家庭では話さないことを、いつも児童館で顔なじみの職員なら話せるかもしれない。ＨＵＢ構想は、そうした変化に気付き、職員が心理職などの専門職とチームになって、困り事が深刻になる前から支えるための提案です。

さらに、柳町だけではありません。柳町を拠点として、ほかの児童館や育成室で生じた相談にも専門職が加わり、関わり、現場の職員を支える、言わば子どもたちの放課後を支えるセンター的な役割を持たせる構造です。

ところが、その実現への道筋が見えてきません。担当課からは、関係機関との連携はもう現在も十分にできていると趣旨の説明を受けました。しかし、連携していることと子どもが必要な資源につながれていることとは同じではありません。現場が提案した専門職による支援、早期発見、そして柳町からほかの児童館・育成室の職員を支える機能を今、どこまで実現できていますか。また、子どもや保護者が実際に必要な支援につながれたかをどのように確かめているのでしょうか。

区は、令和９年度予算編成で、部を超えた事業の見直しも視野に限られた経営資源の最適配分を掲げています。その視点に立てば、心理職やソーシャルワーカーの専門職の力を子どもが日常的に過ごす児童館の資源に生かすことも一つの最適配分ではないでしょうか。提案から６年、区には児童相談所ができて、こどもの権利条例も施行されました。子どもの声を受け止め、必要な支援につなぐために、今こそ現場が考えたＨＵＢ構想の区の施策として実現するときではありませんか。

職員が日々、子どもたちと向き合う中から生み出した提案を、提案のままで終わらせず、施策として育てていきたいと思います。そこで若者計画、子ども支援計画を所管する、みらい未来部に伺います。子どもの頃、家庭や学校のほかに自分を気にかけてくれる大人がいることに、そして困ったときに助けてと言った先に自分の話を聞き、一緒に考える大人がいたという経験は、若者になって困難に直面したときも１人で抱え込まないための土台になるのではないでしょうか。子どもに助けてと言える力だけを求めるのではなく、助けてと言っても大丈夫な環境を社会の側がつくる。この視点からＨＵＢ構想が担う役割をどう考えますか。

一方、柳町の四つの育成室は公設公営２室、公設民営２室という運営の枠組みです。その背景には平成24年に策定した行財政改革推進計画で、新たに開設する育成室には民間活力を活用するという方針があります。私は民営そのものを否定しているものでありません。しかし計画から十数年がたち、法律も子どもを取り巻く環境も区の支援体制も変わってきています。

区の最上位計画である「文の京」総合戦略は、主要課題の解決に向けた組織的横断に取り組み、計画期間中であってもより効果的、効率的な手段に事業を組替えていく考えを示しています。また、子ども施策では早期発見、予防的支援、専門性を生かした支援、切れ目のない相談支援を掲げています。これは、まさに現場が提案したＨＵＢ構想が目指してきた方向と重なるんではありませんか。

もし十数年前の行財政改革で決めた運営方針が、今の子どもの視点に立った施策を進める障壁になっているものだとすれば、見直すべきは現場の提案ではなく、その枠組みそのものではないでしょうか。そして企画政策部には、各部の判断に任せるだけではなく、最上位計画を進める立場から部を越えて横串を刺す役割があるはずです。

教育、福祉、児童相談、若者支援をつなぎ、専門職の力も生かす。ＨＵＢ構想を実現するために企画政策部が横串を刺し、庁内横断で具体的な検討を始める考えはありませんか。それが企画政策部の役割でもあると考えます。まず、柳町で実践する。子どもや保護者、現場の声を聞きながら成果と課題を確かめ、子どもの放課後支援の支援力を高めていく。６年前に現場が描いた構想を今の時代に合わせ実現する。子どもが日常の中で困ったと言える、助けてと言った先に安心がある。その経験を積み重ねられる仕組みをつくり始めていただきたいと思います。見解を伺います。

最後に、審議会等の情報アクセシビリティについて伺います。

区の情報アクセシビリティ条例は、障害のある方が可能な限り障害のない方と同じ内容の

情報を同じ時点で得られることを基本としています。そして自治体の責務と、文京区の責務としています。情報は区民の財産です。情報があってこそ議論でき、区民参画も進みます。情報を、障害のある方に限られず、子育てや介護、仕事などの会場に行けない人も、その場で議論を知る選択肢が必要です。

会場に行けない人は議事録ができるまで議論を知ることが難しい。区民参画を掲げる区は、この現状をどう受け止めていますか。委員への説明が課題なら区が手順を整えるべきです。公開の審議会や協議会にオンライン配信と録画配信を原則としてどう進めますか。委員への説明、配信の方法、開始時期を含む具体的なスケジュールをお示しください。

以上です。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　海津委員の御質問にお答えします。

初めに、令和７年度決算と財政運営についてのお尋ねですが、本区の経常収支比率は他区の比較において高い水準であり、近年の行政コストの増加は物価上昇率や人口増加率を上回る規模で推移していますが、これは「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に資する施策をはじめ、様々な事業を積極的に実施した結果と捉えています。

特別区全体と異なる傾向となった本区の状況につきましては、義務的経費となる人件費、扶助費、公債費の対前年度の増加率が、いずれも特別区平均の増加率を上回っていることが要因の一つと捉えております。

財政運営の弾力性の維持については、９年度予算編成方針にスクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組を示したところです。また、不用額が一定規模以上生じ、執行率が低いと評価した事業に対しては積算方法や事業内容を見直すと共に、後年度負担を伴う新規・レベルアップ事業については事業の目標、効果、終期を設定した上、後年度の負担額及び財源を明らかにするよう求めております。

９年度予算編成においては、所管部への綿密なヒアリング等を通じて有効性、費用対効果、将来負担などの検証を行うことで、多様化、複雑化する区民ニーズに的確に応えられる最適な予算を目指してまいります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、学校改築についてのお尋ねですが、改築に当たっては改築基本構想検討委員会を設置し、委員会からの報告書を基に当該校の整備方針を定めているところです。

本整備方針では、施設整備の基本理念として地域に開かれた学校づくりを掲げております。

整備方針に基づき、設計を検討する際には円滑な学校運営を前提として学校及び庁内関係部署と協議の上、セキュリティ計画や防災計画としてまとめる中で、地域開放や学校再開後の避難所運営について教育委員会として確認しながら進めております。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、「文の京」総合戦略の進行管理等についてのお尋ねですが、総合戦略の進行管理においては、戦略シートの毎年度の点検において、実績数値やその効果、社会環境の変化を踏まえた課題を記載しており、バックキャスティングで目指す姿を実現するため、課題解決にどのような成果があったかや、成果が出ない要因、新たな課題が生じていないかなどを分析しております。

毎年度実施する点検シートにおいて一律に成果指標を設定することは考えておりませんが、進行管理においては関連するデータをより分かりやすく活用しながら、適切な効果分析となるよう努めているところです。

また、各施策の検討に当たっては数値実績にとどまらず、日頃の事務事業を通して当事者目線に立ち、意見を尊重して施策に取り入れていくことは重要であると考えております。

令和９年度予算編成においては、有効性や必要性が低下している事業、目的や対象が類似した事業及び当初の目的を達成した事業について見直しを行い、優先度の高い事業に予算を重点的に配分することで、先ほど御答弁申し上げたとおり多様化、複雑化する区民ニーズに的確に応えられる最適な人員配置及び予算を目指しております。

次に、元町ウェルネスパークの園庭等についてのお尋ねですが、事業用定期借地権設定に関する覚書の変更については、前副区長が委員長を務めた公有財産管理運用委員会において承認された後、区長を決定権者とする文書を起案し、決裁を受けております。

このように意思決定過程は明らかであるため、検証する考えはございません。

覚書の変更内容については、認定こども園の園庭のように供するための事業内容等を整理した結果、覚書に基づき設定している事業用定期借地権に対し、輻輳した権利関係が発生することから貸付面積より園庭を除く整理をしました。

当初、園庭については、区が貸付けた上で専用使用権を設定する西側敷地部分の普通財産と、東側敷地部分の行政財産を併せて利用する想定でした。なお、都の認定こども園の認定要件では、土地に関する専用使用権について示されておりませんが、約半世紀にわたる契約期間や開設後における園庭の運用等を踏まえ、一体的な管理となるよう貸付範囲及び財産区

分を変更いたしました。

このことについては、基本協定や公正証書等において当事者間で合意がされており、貸付料の対象に地下体育館も含まれていることから、権原については文京区職員措置請求監査結果において違法状態と指摘されるまで、その認識はなかったため、地下部分の権利についても別途整理が必要なものと認識しておりませんでした。

なお、変更に当たっては事案決定規程に基づき、適正な手続の下、行っております。しかしながら、関係部署及び担当者間において適切に情報を共有することで全関係者が正確な共通認識に立ち、法適合性についても、おのおのの立場から十分精査した上で判断が必要であったと認識しております。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、園庭の契約変更についてのお尋ねですが、契約変更における検討過程においては、特定の部署や担当者が当該園庭部分の土地の権利関係の整理及び確認の責務を担っていたものではなく、関係部署及び担当者間において適切に情報を共有することで、全関係者が正確な共通認識に立ち、法適合性についてもおのおのの立場から十分精査した上で判断されるべきものであったと認識しております。

本件の経緯については、全関係者間の連携が不十分であったこと、認識の共有方法に問題があったことにより生じた事態であることは、外部監査における担当部署への事情聴取において指摘されていることから、改めて検証する考えはございません。

これを踏まえ、公有財産管理運用委員会における委員構成や委員会付議案件に係る法適合性やリスク等への調査、検討状況等の確認を契約管財課が中心となって行う仕組みづくりを検討すると共に、職員１人１人が自らの担当事務、関係法令等を正しく理解し、各課において適正な事務が執行されるよう、職員の意識の向上についても努めてまいります。これら緊密な組織連携を軸に、政策立案過程における検討の在り方についても、より一層の強化を図るべきものと考えております。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、監査結果に対する原因等についてのお尋ねですが、本件は文京区個別外部監査結果に関する報告書で示されているとおり、庁内関係部署間において変更内容の確認を行う際、前提条件を詳細に明示することが不十分であったことなどが原因と認識しており、監査結果の指摘事項を重く受け止め、対応を検討し、取組を進めているところです。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、前副区長を含む意思決定と行政財産化の必要性の検証についてのお尋ねですが、本件の経緯については先に述べましたとおりであり、その問題点について監査において指摘されているところであります。

区としては、監査結果の指摘事項を重く受け止め、組織の連携強化等にも取り組んでいるところであり、さらなる検証を行う考えはございません。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、違法状態の認識等についてのお尋ねですが、本件は、先ほど御答弁申し上げたとおり、基本協定や公正証書等において当事者間で合意がされており、貸付料の対象に地下体育館も含まれていることから、権原については監査結果において違法状態と指摘されるまで、その認識はございませんでした。

しかしながら、本年３月の予算審査特別委員会における貸付料への疑問を踏まえ、本件について改めて庁内で確認する中で、５月頃に明確な権原設定の必要性を認識し、６月の庁内の会議にて権原の設定について検討していくことを決定いたしました。

区としては監査結果を重く受け止めており、今後、監査結果の意見を踏まえた対応を進めると共に、緊密な組織連携を軸に意思決定過程における検討の在り方についても、より一層の強化を図ってまいります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、児童が性被害を受けた可能性と子どもへの対応についてのお尋ねですが、個別の事案につきましてはお答えできませんが、児童がわいせつ行為を受けた可能性を把握した場合には法令に基づき適切な対応を行っております。

また、教育委員会としては、こどもの権利条例はもとより、子どもの安全・安心については最優先に考えるべきことと認識しており、特別な対応が必要であると判断した際には、関係機関とも連携しながら適切に対応しております。教育委員会として、採決を踏まえた検証をする考えはございません。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　次に、わいせつ行為の疑いがあった際の子どもの安全確認や支援についてのお尋ねですが、区がわいせつ行為の疑いを把握した場合には、本人や関係者へのヒアリング等により事実確認を行った上で、疑うに足りる事実があると判断した際には、速やかに関係機関につないでいく必要があると考えております。

こうした事実が確認された際には関係部署とも連携を密にし、子どもの安全や尊厳が損な

われないよう適切な対応を講じてまいります。

次に、教育委員会からの報告を踏まえた区の対応と検証についてのお尋ねですが、確認事項等、具体的な内容についてのお答えは差し控えますが、教育委員会より提出された事故報告書を踏まえ、当事者及び関係者へのヒアリングを行い、区で定めている手続にのっとり処分に係る意思決定を行ったところです。

人事委員会の裁決においては、処分量定を決定するに当たり、区が考慮した事情の一部について、その評価や位置づけについて区側の主張が認められず、適切ではなかったとの判断が示されたものと認識しております。

今後、懲戒処分を行う際は、処分の原因となる非違行為と処分量定に当たって考慮すべき事情を明確に区分すると共に、それぞれの事実認定と評価において、より一層丁寧に確認した上で判断してまいります。

次に、役職定年についてのお尋ねですが、令和８年度の特例任用については令和８年４月の人事異動を検討するに当たり、管理職員の退職や昇任等の状況を踏まえて決定したものです。

また、今回の特例任用については、管理職全体の人事異動の一環として３月中旬に全庁への周知を行っております。

特例任用を実施した背景として、行政需要の拡大による管理職ポストの増や管理職の転職等による退職の発生、及び役職定年を迎える管理職員がまとまった人数に上ること等を考慮しました。

次代の管理職の育成に当たっては、役職定年予定者の動向を踏まえ、管理職選考の受験奨励など、計画的に候補者を育成していくことが必要であると考えております。

次に、部長級職員の育成と特例任用制度の運用についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、部長職が担う職責は大きく、特例任用を行う際には指定管理監督職群の考え方を踏まえ、これまでの経験を生かし適材適所の配置に努めているところです。

また、部長級職員として必要な素養は多岐にわたるため、今後、部長職への昇任が見込まれる課長級職員の育成を日常の業務の中で継続的に行うだけでなく、経験豊富な管理職を中心とした相互支援体制を構築することが重要であると認識しております。

特例任用制度の運用については、次年度の組織体制や管理職の個別の事情によるところが大きく、あらかじめ基準や方針を設けることは困難ではありますが、管理職員が安心して働くことができるよう、対象となる職員への配慮に努めてまいります。

○田中（香）委員長　吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　次に、児童館や育成室への専門職による支援についてのお尋ねですが、柳町児童館を含む地区児童館に相談対応を担うエリアマネジャーを配置すると共に、教育センターによる巡回を通じ、職員に対する専門的な支援を行っております。加えて、民営施設の職員に対しては児童課に専従の巡回職員を配置し、質の向上につながる支援体制を整えております。

また、支援が必要な児童や保護者等については、重層的支援体制整備事業の支援会議等を通じて関係機関と緊密に連携し、適切な把握及び対応に努めております。

次に柳町児童館・育成室についてのお尋ねですが、議員御指摘の内容については柳町児童館・育成室の改築検討の初期段階において、課題を幅広く検討するため、職員から意見を募った際に出されたものの一つであると認識しております。

その後の検討において限られた人員や施設を有効に活用する観点から、特定の児童館に専門職を常駐させるのではなく、既存の専門機関や関係部署との連携を強化する方向で整理したところです。

今後も児童館・育成室が地域における身近な相談窓口としての役割を果たすと共に、必要に応じて適切な専門機関や相談支援につながることができるよう、関係機関との連携を図り、きめ細かな支援体制の充実に努めてまいります。

○田中（香）委員長　多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　次に、子どもの支援への仕組みに関するお尋ねですが、子どもが身近な大人に安心して声を上げ、必要な支援につながる環境を整えることは重要であると認識しております。

文京区こどもの権利に関する条例においても、区や関係機関等は安心して相談できる環境づくりに努めるものとしており、こうした取組の一環として今月から文教区こどもの権利擁護相談窓口を開設し、子どもの気持ちを丁寧に受け止め、子どもにとって１番良い方法を一緒に考え、必要な支援につなげているところです。

今後も、本条例や子育て支援計画にのっとり、子どもが身近な場で安心して声を上げ、必要な支援につながることができるよう、居場所づくりや相談支援、関係機関との連携の充実に取り組んでまいります。

なお、柳町児童館・育成室の在り方については、所管において適切に判断しているものと認識しております。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　次に、組織横断的な検討体制等についてのお尋ねですが、柳町児童館及び育成室については、子どもや保護者への切れ目ない相談・支援体制が構築されるよう、先ほど教育推進部長が御答弁したとおり、より効果的、効率的な運営体制について検討を重ねてきているものと受け止めております。

また、業務委託等の民間活力の活用については業務分析を行い、法令等により区職員が対応しなければならない業務を除き、効率的で適切な業務運営を行うことで、区民サービスのさらなる向上につながるものであると認識しております。

引き続き社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向けた取組について、組織横断的な連携を推進してまいります。

最後に、審議会等の公開についてのお尋ねですが、本区では自治基本条例に基づき、審議会等の傍聴機会の確保に努めると共に、会議資料や開催結果等について区ホームページで公開するなど、区民参画の推進と情報提供に取り組んでおります。議事録については確認、整理を行う必要があり、一定の作成期間を要することは課題の一つであると認識しており、今後、速やかな公開に努めてまいります。

また現在、区では基本構想区民協議会において、オンラインでの傍聴を試行しておりますが、会議のオンライン配信や録画公開については広く配信されることに伴う個人情報への配慮などの課題もあるところです。オンライン配信等を実施するに当たっては、各審議会の目的や内容、委員構成などを踏まえた上で慎重に判断することが必要と考えており、現時点で全ての会議を一律に配信・公開する予定はございません。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　御答弁ありがとうございました。

最後に今回の答弁について申し上げます。

私は答弁が届いてから質問と答弁を一つずつ照合し、答弁漏れや問とこれが、答えが食い違っている部分を文書で具体的に示し、補充修正を求めました。しかし返ってきたのは答えているという説明だけでした。１行も修正されませんでした。議員として16年間活動してきましたが、これほど具体的に問題を指摘しても一切修正されなかったのは初めての経験です。

私は、自分と同じ結論を求めたのでありません。聞いたことを答えてほしい、ただ、そうしたシンプルなことだけです。答弁がないと指摘すると、ある課長からはそう思うなら款別で質問すれば答えると言われました。その言葉は総括質問で答えていないことを課長自身も

認識しているかのように聞こえました。しかし総括質問で尋ねたことに総括質問で答えるべきです。答弁漏れを行うために、議員が別の審査でもう一度質問しなければならない。これは明らかに筋が違います。

具体例を挙げます。審議会のインターネット中継について、私は会場に行けない人も会場にいる人と同じ時点で議論を知る選択肢をどう確保するのか、情報アクセシビリティ条例を踏まえてオンライン配信等、録画公開を原則として進めるのか、具体的な工程を尋ねました。ところが答弁は条例との関係にも配信方法や開始時期にも答えず、議事録を速やかに公開するというものでした。後日、議事録を読むことと、その場で議論を見ることは違います。

さらに全ての会議を一律に配信、公開する予定はないとの答弁でした。私は、例外なく一律に配信するよう求めたものではありません。原則として、どう進めるのかを聞いたんです。原則を一律に置き換え、議会議事録の公開を説明しても私の答えにはなりません。この点を具体的に修正し、指摘し、修正を求めましたが答弁は変えないとの回答でした。

もう一つあります。私は現場から提案された児童館のＨＵＢ構想を、区がどう評価し、施策として具体的に変更するかを尋ねました。しかし答弁は柳町児童館・育成室についてのお尋ねですかと始まり、答弁の中にＨＵＢ構想という言葉も１度も出てきません。施策について尋ねた、施設について尋ねたのではありません。現場から生まれた構造を区がどう受け止め、政策につなげるのか、問いたいのです。少なくとも何を問われたのか、正確に伝わるＨＵＢ構想についてのお尋ねですがと修正を求めましたが、これも拒まれました。

こうした指摘に対して、ある部長から、私には伝わっている、答弁していると説明されました。しかし申し上げたい。答弁は部長に伝わればよいというものではありません。議会で何が問われ、区が何を答え、何を答えていないのか。

○田中（香）委員長　海津委員、簡潔にお願いします。

○海津委員　50分ないですか。はい。区民に伝わることが大切です。答弁する側が答えていると言えば、それで答弁が設立するわけじゃありません。答弁漏れを具体的に示しても補わない、問いと答えの食い違いを示しても直さない、何を問われたのか、正確に示そうとしない。これでは議会の質疑そのものが成り立ちません。

実施しないなら、その理由を答える。拒絶しないなら把握していないと答える。答えられないなら、なぜ何が答えられるのか説明する。そして答弁に不足や誤りがあるなら改め、認めて修正する。それが行政に求められる当たり前の説明責任なんではないですか。

これは議会に対してだけの問題でありません。区民から疑問や問題を指摘されたとき、行

政はどう向き合うのか。職員が事実に基づいて説明し、不安や誤りがあればきちんと修正できる組織であるのか、そのことが問われています。

私は職員に完璧な答弁を求めているものではありません。間違い、不足があって指摘を受け、それがより正確な説明に改める。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ちょっと待ってください。はい。一度決めたことは何を示しても変えない、もしそれが文京区役所の職員、組織文化になっているなら極めて深刻です。守るべきは一度つくった答弁ではありません。事実であり、区民の説明責任です。

これから始まる款別審査では、問われたことに正面から答える。答弁があれば補う。問いを取り違えて修正する。この基本を徹底するよう強く求めます。区民に対して説明責任を果たす議会の質疑を行政の側から形骸化させることはあってはなりません。

以上で、区民が主役の会の総括質問を終わります。

○田中（香）委員長　以上で総括質疑は終了いたしました。

なお、ここで、本日の総括質疑における各会派の時間実績が集計されましたので、50分を超過した会派について、山本副委員長から報告いたします。

○山本副委員長　総括質疑が終わりました時点で、各会派の持ち時間を超した会派を御報告いたします。

２会派ございました。まず共産党さん、13分超過です。そしてＡＧＯＲＡさんが21分の超過となりますので、総括質疑者のお時間から今の時間を引かせていただきますので御了承お願いいたします。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございます。

理事者の皆様の移動は終了しておりますでしょうか。もう少しお待ちください。

それでは内容審査に入ります。

報告第１号、令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

まず、一般会計歳入、１款、特別区税の質疑に入ります。

主要施策の成果の56ページから61ページまでの部分です。

御質疑に当たりましては、必ずページ数をお示しいただくようお願い申し上げます。

また、事前に質問人数を把握するため、委員長から挙手を求めますので、質問する委員は御協力をお願いいたします。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

のぐち委員。ごめんなさい。すいません。

松平委員。ごめんなさい。すいません。そう、さっきしゃべったからね。そうです。しゃべってないから。

○松平委員　ありがとうございます。では、私から質問させていただきます。

57ページの特別区税、特別区民税について御質問させていただきます。

総括で、いろいろ特別区民税に関しても質問が出ておりました。今年度に関しては、特別区税収入に関しては前年度比41億2,800万円、昨年度と比べて10.1％の増ということでございました。特別区民税に関しては約437億円ということでございます。特別区民税、歳入の根幹となる文京区の貴重な税収でございますので、増加傾向にあるということは本当に喜ばしいことであるというふうに思っています。

今年度、失礼しました。令和７年度に関しては10.1％の増加だった、約10％増加したということでございますけれども、これまでの特別区民税の増加率を見てみると大体３％から５％ぐらいで推移していたところを、今年度の今回の決算においては10％ぐらいだと。先ほどＡＧＯＲＡさんの総括の質疑の答弁でも、この理由の一つとして令和６年度定額減税の影響があり、それが10億円程度ということで、今年度、前年度比40億円増加したうちの10億円分がその影響と、それを差し引いた30億円の部分と見ても、たしか先ほどの御答弁、7.8％の増加という御答弁が先ほどの総括であったかと思います。

ちょっとその辺り、もう少し詳しく税務課長のほうから教えていただきたいなというのと、7.8％ということですけども年々３％から５％で増加していたところ、7.8なので、定額減税分引いたとしても非常に今までと比べると増加率が高いというふうに見えますけれども、その辺りの要因を教えていただけますでしょうか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　今、委員より御指摘ございました特別区民税につきましては、特別区税ですね。こちら、令和６年度決算で初めて400億を超え、令和７年度は450億に迫る金額になってございます。

伸び率のほう、指摘がございまして、令和４年から順次5.6％、3.4％、2.3％、10.5％という形で伸びてございます。令和６年度定額減税、今、御指摘のあったようにありましたが、その10億円の影響がなかったとすれば令和６年度は対前年度比５％、約５％となります。令和７年度については委員御指摘のとおり7.8％程度というところでございます。

そうすると、ここ３年で見ると3.4％、５％、7.8％と順調に伸びているというところでご

ざいます。定額減税の影響で単年度においては先ほど委員から御指摘のあったとおり、10.1％ぐらいの増となってございますけども、それは単年度の要因でございまして、ここ数年の要因といたしましては以前より答弁させていただいてますが納税義務者数の増加、または名目賃金等の昇給等に伴う課税所得水準の堅調な推移、これによるものと推察しているところでございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。年々増加率も上がってるということでございました。

その要因として、これ、いつも御答弁、行政側から御答弁いただいている内容として今回もありましたが課税所得水準の堅調な推移、あとは納税義務者数が増えてますよっていう、この二つの要因を御答弁いただいております。

ちょっと、これの二つの要因についてもう少しお伺いしたいと思っているんですが、課税標準額が700万円以上の納税義務者においては、その税額においても、納税義務者、また税額においても増加傾向にあって、その構成比は２割ですけれども税収の６割ぐらいを支えているよというのは、これまでの過去の委員会の答弁で御答弁もいただいており、明らかになってるところではあります。

中でも2,000万円以上とか、あとは5,000万円以上、１億を超える納税義務者、税額に関しても、もう既に公表されてる税務概要を拝見しても、その割合も税額に関してももう増加傾向にあるというふうに認識はしております。つまり、それが額面年収、名目賃金でいうと当然それ以上ですから、相当な非常に高所得の方々が文京区を選んで今、入ってきていただいてるということなのかなというふうに認識をしています。

その背景としては、先日の一般質問でも御質問させていただきましたが、マンション価格の高騰の影響というのも一定程度は影響してるんではないかなというふうに考えているところです。文京区含む都心６区、コロナ直前と比べるとここ６年間で中古マンション平均価格も2.3倍に今、なってます。大体今、１億8,000万円で、中古マンションで１億8,000万円ですから、推移してると。

ただ、今年の２月にずっと連続上昇傾向であった価格帯が一定程度、連続がストップして、今は微減傾向であるけれども大体１億8,000万円で推移してるのかなと、大きな下落にはなっていないという認識をしているところです。つまり具体的に高所得の方々、単身者の方であったり、お子様がいないパワーカップルの方であったり、近年よく文京区の特徴と言われている外国人の富裕層の方であったり、こういう方々、要は課税標準額が高い水準の方々が

文京区の住環境、こういう教育環境、利便性の高さを求めて土地やマンションを購入するということで、特別区民税を押し上げる要因になっているというふうには考えられるのではないかというふうに思いますが、区としてどのように見ているのか、お伺いしたいのと、また今後の課税標準額の推移についてどう見ているのか、併せて伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　今、御指摘のありました中古マンション等の価格の上昇というところでございますが、生活状況については様々でございますので一概に評価するのは難しいところでございますが、ただ、新たに転入する方にとって不動産価格の高騰というのは一定影響があるものと捉えてございます。それによって所得、高い方が入ってくることもあると思いますので、それも一つの要因になっているというふうに捉えてございます。

また、課税所得水準の堅調の推移につきましては、委員御指摘のとおり名目賃金の上昇、これが実は都の毎月の勤労統計調査でも、直近でも２％程度上がってございますので、この過去のところでも、これに伴う給与所得の上昇が特別区民税の税収のアップを牽引していると捉えてございますので、その状況というのは先ほどの都の調査等も踏まえまして、今後も一定伸びるものと捉えてございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。政府与党が進めています賃上げの政策等含めて、名目賃金も上がってる中で、特別区民税の増収にもつながっているのではないかなというふうに認識をさせていただきました。

特別区民税の増収の要因のもう一つの要因として、納税義務者数の増加についてちょっと伺いたいと思います。

文京区、これまで人口が増加傾向にあり、本区が進めてきた子育て、教育環境、こういった政策が効果を上げて、ファミリー世帯に選ばれる自治体として人口が増えてきたという背景があります。ただ一方で、マンション価格高騰を背景に、ちょっと一般的なファミリー層が、手が出しづらい状況になっているのかなというふうに言われる中で、実際の人口に関しても０歳から５歳が減ってきている。また30代から40代の世帯数も減ってきているというところは、先日の総務区民委員会でも議論があったところかというふうに認識しています。

一方で、先ほど来からお話しさせていただいている高所得の方、単身者であったり、パワーカップルの方であったり、外国人富裕層の方であったり、こういった方々も流入してくる中で、双方の綱引きじゃないですけれども、の中で一定、私どもの会派としては先日の一般

質問でも質問させていただきましたが、人口の増加ペースは少し鈍化をしてくるというのではないかなという中で、先日、成澤区長のほうからも御答弁をいただきましたが、区側としても人口の増加ペースについては、現行の「文の京」総合戦略における将来人口推計と比較すると鈍化しつつありますという御答弁をいただいたところですので、認識としては同じ認識、方向性になってきているのかなというふうに感じております。

人口の増加ペースが鈍化することが、特別区民税の影響になる納税義務者数の増加ペースが鈍化するというふうに考えていいのかどうか、ちょっとその辺り、税務課の見解を伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　納税義務者数も前年に比べると増えているところで、これも特別徴収による納税義務者数が増えていることが牽引しているところではございます。

今、委員御指摘の総合戦略等の比較のくだりもございましたが、こちらについて総合戦略等の関係でいうと令和15年度までは人口が伸びると。こちらについては、生産年齢人口についても伸びるという推計が出てございます。ここ数年の総人口に占めるこの生産年齢人口の割合、こちらは近年伸びて、実績として伸びてございますので、この生産年齢の人口の推移が納税義務者に与える影響というものがございますので、またそこの推移っていうのは注意していかなければいけないと考えております。

ただ、委員御指摘のとおり、人口が伸びが鈍化すれば当然、この納税義務者数の伸びも、伸びると思いますが鈍化する可能性ってのは否定できないのかなと考えてございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　はい、ありがとうございます。人口の増加ペースが鈍化することで納税義務者数も一定程度、鈍化する可能性はあるけれども、生産年齢人口は、先ほどＡＧＯＲＡさんの御答弁、少し触れられていたかと思います。生産年齢人口は伸びていくと、伸びていくというか、割合としては上昇傾向にまだまだあるっていうことですかね。

だから、そうすると生産年齢人口、ちょっと裏を返せば、つまり子育て世帯というか、生産年齢人口の割合が増えるということは、例えば単身者であったり、先ほどからお話ししている子どもがいらっしゃらないディンクスと呼ばれるパワーカップルの方であったり、そういう方の割合が増えてきているというふうに読み取ることはできますでしょうか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　はい。また、家族の世帯構成というのはなかなか本当、一概には申し上げら

れないところでございますが、あくまでも納税をする、税が発生するという視点でのところでございますので、必ずしも生産年齢人口と年少人口のところの伸びっていうのは今後、恐らく次期総合戦略のところで推計をされると思うんで、その中でどういう形で推計を見込むのかというところで反映されるものかと捉えてございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。

なかなかそれを明確に御答弁するの、難しいと思いますし、私もそれ、なかなか判断するの、難しいところであるんですけれども、いろいろ御答弁いただきましてありがとうございます。

課税標準額が非常に高い層が流入して特別区民税を押し上げる要因であるものの、納税義務者数は鈍化傾向になる可能性もあるけれども、今後も当面の間は特別区民税に関しては安定的な税収を確保できるということで理解をさせていただきました。

あとは今後の伸び率なんですけども、今現在「文の京」総合戦略の推計を上回るスピードで特別区民税、伸びているかと思います。これまでの特別区民税の上昇率だけ考えると、今回の決算7.8%ってことなんで、それがそのままずっと右肩上がりで直線を仮に引いた場合ですけども、そうすると本当に５年後、６年後に500億円近くなるということも想像はできますけれども、ここまでになるのかどうかっていうところは、ちょっと私も見込みが立ててないところではあるんですが、その辺り、今後の上昇もしくは伸び率をどう区として見ているのか、伺わせていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　総合戦略において委員御指摘のとおり、令和15年度まで特別区民税をはじめ、財収の推計をしているところでございます。

令和７年度決算額が令和９年度の推計値を超えているというところで上振れしている状況でございますが、この傾向は続くものと捉えておりますけども、ただ、具体的に500億円を超えるか、伸び率がさらに伸びるのかっていうのは、具体的に今、推計を申し上げることは非常に難しいところではございますが、人口推計と共に次期総合戦略の改定時には近年の人口動態や毎月勤労統計調査等の結果、あと、過去の決算額、そして徴収率の状況、このような、あと社会情勢等を踏まえまして適切に見込んでいきたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。

近年、予算規模も年々200億円規模で増加をしているという中で、当然、歳出をある程度スクラップ・アンド・ビルドで抑えていかなければいけないというところではあるんですが、より一層、歳入をしっかり確保していくっていうことが大事になってくるというふうには私どもの会派としては感じています。

その中で特別区民税、もう一方、財政調整交付金も二本柱で大きい税収のところではありますけども、なかなか財政調整交付金も景気動向にも左右されやすいですし、今、固定資産税の一部国税化みたいな話もある中でどうなっていくのか、読めない部分もあると。

特別区民税も、ふるさと納税で一定程度、流出の影響があり、令和７年度決算でも44.1億円というふうに数字がありましたけども、返礼品で６億ちょっとぐらい取り戻してるけれども事務費で３億円ぐらいかかってるということで、差し引いても40億ちょっとぐらいはどうしても特別区民税の影響、トータルの歳入の額から見てやっぱり１割ぐらいは影響を受けているということなので、今後しっかり特別区民税をやっぱり安定的に、どのくらい入ってくるのかってことは、やっぱり見込んでいくってことが予算編成する上で大切なことかというふうに感じておりますので、ぜひ正確な人口推計であったり、納税義務者の推移を見た上で見込んでいただきたいなというふうに感じております。

以上です。ありがとうました。

○田中（香）委員長　石沢委員。次、高山委員ですかね。お願いします。

○石沢委員　私からは56ページ、57ページの特別区民税のところで不納欠損の部分について、総括質問でもですね、させていただきましたけど、ちょっとここでも改めてしたいと思います。それで令和７年度の決算資料をですね、見ますと不納欠損のですね、内訳が書いてありまして、そこに生活困窮がですね、170万4,121円ということで101件、件数でいくと101件というふうになっております。

総括質疑の中では平成30年度と比較しますと、平成30年度はですね、生活困窮で不納欠損になった金額というのは14万57円ということで件数にしますと８件ということで、ちょうどやはり12倍のですね、やはり増加になってるわけですよ、件数、金額共に。

そして、お伺いしたいのは何でこういうふうなね、事態になっているのかということをですね、ちょっと確認をしておきたいのと、それからですね、この総括質疑の中で私たちはやはりこれはですね、生活困窮がやはり広がっているっていうことのね、認識を伺っておりますが、そうしたですね、認識に関する答弁がですね、この総括の答弁の中ではありませんでした。ぜひですね、やはり生活困窮で12倍に平成30年から比べるとなってると。しかし、そ

れは私、これ氷山の一角ではないかと。やはりそこには、さらに大きな生活困窮の非常に大きなやっぱり本体みたいなところがあるのではないか。区としてはこのあたり、どういうふうに捉えているのかということを答弁いただきたいと思います。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　不納欠損額につきましてはこちら、委員御指摘のとおりコロナ禍前の平成30年度以降と比較すると、こちら、生活困窮だけに捉えると12倍になっているというところでございます。

ただ、平成30年度以降、不納欠損全体で見ますと、増減はございますが徴税努力等によって全体としては減ってきているというところでございます。ただ、委員御指摘の生活困窮のところ、こちらは生活扶助を受けている方が対象になりますので、基本的には非課税でありながら不納欠損になるってことは、恐らく従前においては所得があって課税された方、その方が生活保護を受けられるようになったという状況があるかと思われます。

３年の執行停止前の所得で課税されるというところかと思いますけども、その一定の所得などの生活の変化があった方がいらっしゃったと、増えているというところと推察しているところでございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　そうやってね、生活保護の生活扶助を受ける中で、やはりこれまではちゃんと税金を納められていたけれども、そうじゃない方がですね、やはり生活保護を受けて、その中で特別区民税なんかの納税がね、区の資料では不納欠損という形でこういうふうに表れていると、そういうふうになってるっていうことでの御答弁ということで。

それはそういうことで、それはね、やっぱり何ていうんでしょう、支援のですね、やっぱり枠の中にやっぱりしっかりと収まった、そういうふうに捉えられると思うんですけれども、ここでですね、やっぱり総括の質疑で私たち聞いてるのは、やっぱりそういうね、支援に収まらない、やっぱり本当に大きなね、生活困窮がやっぱり広がっているんじゃないかという、そういう認識が区にはあるかどうかっていうことをですね、伺ってるんですけれども、これに対する答弁がないと。ぜひですね、ちょっとその認識をですね、あるかどうかをお伺いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今、税務課長が御答弁させていただいたところですが、所得の変化があった方が多いというところ、文京区でも承知しているところでございます。

本区におきましても、様々な低所得者対策ということで展開しているところでございます。子どもの貧困対策や生活困窮者への支援、そういったところを本区においても行っているところでございます。

引き続き区民の暮らしと地域経済を守る取組、こういったものに対してスピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　そういうスピード感を持って対応するっていうことは、ここのね、答弁でもですね、総括の答弁でも言われてるんですけれども、ここでやっぱり申し上げているのは、この広がる生活困窮のね、氷山の一角ではないかというふうに私たち、ここで問うてるわけですよ。そういうね、より広大なね、生活困窮の人たちがやはりいるのではないかというふうにね、区側に認識、問うているんですけれども、そのお答えがないんですよ。あるかないか、そういう認識、あるかどうか。ちょっとそこをですね、明確に答弁いただかないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　繰り返しになりますが、区としましては氷山の一角という捉え方はさせておらず、本区におきましても低所得者、困窮されてる方がいらっしゃるという、そういった現状は認識しているところでございます。本区におきまして、様々な事業を展開しているところでございますので、引き続きそういったものをしっかりとやってまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　今、氷山の一角とは捉えていないというような御答弁がありました。しかしですね、平成30年と比べればですね、12倍になってると、直近の、直近でもないですけれど令和２年と比べてもですね、税額ベースでは生活困窮で不納欠損になっている金額というのは７倍、件数でいうと５倍になってるわけですよね。だから、どんどん、どんどん広がってると。

やっぱりそういう広大なですね、やはり生活困窮になってる方がですね、やっぱり捉えられない中でいるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう認識は今、氷山の一角ではないっていうふうに言いましたけれども、そういう認識ないというふうに答えられましたけれども、本当にそういう認識ないんでしょうか。５倍、12倍、５倍というふうにやっぱり増えてきてるっていうことでですね、やっぱりそういう捉え方、できないのかなというふうに思うんですけど、その点、もう１回御答弁いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　繰り返しの御答弁になります。本区におきましても低所得者がいらっしゃる、生活困窮されてる方がいらっしゃる、そういった実態については十分把握しているところでございます。そういったところをしっかりと我々も把握しながら、必要な施策についてしっかりとやってまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　十分把握してるというふうにおっしゃってるんですけれども、やはりそれ以上にですね、やはり広大な生活困窮は私たち、あるというふうに思います。やっぱりそういうふうに捉えてですね、施策を打っていく必要あるんじゃないかなということで、その点はですね、お願いをしておきたいと思います。

それから税の督促のことについてちょっとお伺いをしておきたいと思うんですけれども、国民健康保険料のですね、督促状については総括質疑の中でですね、やはり不気味で不安感を煽るようなデザインがやはりあるということでですね、これについては部長さんからおわびと謝罪の答弁がありました。

ちなみに税のほうではですね、こういうような不安を煽るようなですね、デザインというのはされていないですか。大丈夫かどうかというのをちょっと確認をしておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　私ども、まず督促状、いわゆる納期限内に納めていただけなかった方はもう法的に督促状を送らなければならないんですが、この督促状については朱色っていうんですかね。赤い淡くてちょっと爽やかな赤の督促状を送ってございます。

催告書、何ていうんですかね。まだ、何度も滞納がかさんでしまったような方への催告書、こちらはやはり納めていかなければいけないので、これも言い方、難しいですがちょっとレンガ調というか、ちょっと目立つ、目立つような工夫をして不快感のないようには努めているところでございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　爽やかなっていうような話がありましたけれども、爽やかかどうかっていうのはですね、受け取った側が判断することですから、区側がね、そういうふうに言うということではないというふうに思います。

やはりこれね、やっぱりこういうデザインが実際に国保の分野では届いてね、区民の皆さ

んからやっぱりそういう反応が寄せられてるっていう状況があるわけで、そういうことがね、広がっていないかということを私たち、心配をしているわけであります。ですから、よくその辺についてはですね、精査をして、そういうね、不安を煽るデザインがないかどうかっていうのはきちんと、やはり課内でもですね、よく調査をして、デザインについてはくれぐれも注意をしていただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　本日から10月19日まで、よろしくお願いいたします。改めまして。

この56ページのですね、特別区民税について私も少し触れたいんですが、若干、先にですね、自民党の松平委員がいろいろと御質問していただいたので、若干かぶる部分もあるかと思うんですが、私、ちょっと違う視点からいきたいんですが、特別区民税というと自主財源の根幹でありますし、今回437億という金額になっておりますけれども。

ただ、一方で先ほど松平委員もですね、おっしゃってたように、後ほどそのところで触れられると思うんで、そこについてはお話しするつもりないんですが、ふるさと納税なんかのやっぱり区外の流出というのが約44億円ですか。流入が６億3,000万ほどですから、でありますが、ただ一方で特別区税が先ほどの総括で企画政策部長もおっしゃったように41億の増収ということだったんですが、ただ、流出がやっぱり続いてる部分で、自主財源の比率の向上に向けて収納率の向上とか、国有財産のですね、持っている有効活用など、また行って、いわゆる税外収入なんかもしっかりと確保していく必要があるかと思うんですね。

私も先日２月、先日というか、２月の代表質問で、ぜひネーミングライツなんかをやって税外収入、増やしましょうというお話もさせていただきました。また、さらにですね、民間の連携なんか、知恵を借りて取り組んで、いわゆるどうやって税外収入なんかも含めて収入を増やしていくかということもやっぱり行っていかなければいけないと思うんですね。

今、未利用の利用されていない区の財産とかですね、そういったものは現在、収入としての確保するために活用なんかをされてるのか。実際にしてるんであれば、どのぐらいの税外収入があるのか。そういったところを、ちょっとお尋ねをいたします。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　まず、収納率の向上についての御質問がありましたので、こちらについて私のほうから答弁を差し上げます。

こちら、収納率の向上につきましては主に２点ございます。令和６年度から住民税におい

てｅＬ－ＱＲといいましてＱＲコードを活用しまして、キャッシュレス決済を導入いたしまして、御自宅でも24時間納付ができるという納付環境の拡充を図っていると共に、令和７年度10月からはオンライン申請できるウェブ口座の振替受付サービスも導入して、利便性のさらなる向上に努めているところでございます。

また、滞納整理につきましてはこちら、滞納額が増えて納税が困難になる状況になる前に現年度分の早期着手を徹底してございます。その結果、特別区民税の現年度に限りますと99.84％と特別区第１位を継続しているところでございます。この場をお借りして区民の意識の高さにも感謝申し上げたいと思っています。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　税外収入ということで、遊休施設の活用などの話とかあったかなと思います。区のほうでもそういった施設があればですね、例えば普通財産として必要とされる方に貸し出すなどして賃料収入などを得るといったところについては、今までもやってるところであるかなと思います。

また、ネーミングライツについては、私の記憶の範囲では特に文京区の中ではやっているってことはちょっと聞いたことがありませんけども、今後、施設所管課においてそういったものに適するようなものがあるんであれば、そういったものも適用していく余地はあるのかなとは思っております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　ぜひですね、特別区民税の毎年の収入率の高さというのは大変評価させていただく一方で、繰り返しになりますが、ふるさと納税なんかでやっぱり出ていく金額っていうのが今、トレンドですからどうしてもやっぱり止められない部分があるかと思いますし、また先ほど課長も御答弁されてたように伸び率、これから伸びていくだろうと、ただ予測がなかなか難しいというのは当然なことだと思います。

ただ、先ほど申し上げたとおりですね、区有財産の活用もそうなんですが、例えば民間の資本を呼び込むためにサウンディング調査なんかを行われて、収益性の高い、いわゆる稼ぐ財産に転換させていくっていう、区の財産をですね、視点もあっても良いかと思うんですね。実効的なやっぱり取組っていうのが必要だと思うんです。もう少し具体的にやっていかなければいけないと思うんですね。そういったところを何かお考えがあればですね、もしくは、いや、そういうことはあまり考えてないんだということであれば結構ですので御答弁をお願いできますか。

○田中（香）委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　先ほど答弁したとおりではありますけども、そういったいろんな、何ていうんでしょうかね。区税だけに頼らない、そういった財政構造というものについては、よく考えなきゃいけないものだと思っておりますので、今後、必要に応じて研究していければと思っております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　分かりました。先ほど総括でも企画政策部長、おっしゃってたように強靭で引き締まった財政っていうのをやっぱりおっしゃってましたので、先ほど申し上げたとおり、なかなか流出がとまらない分、ほかのやり方、民間なんかの知恵を借りた、ほかのやり方ってのも、ぜひ収入として考えていく必要が私はあるかと思います。

行政サービスの充実と同時に、区民の皆様の負担をできるだけやっぱり増やさないように、自らが財源をしっかりと確保していくことも必要だと思うんですね。そういった余地は文京区にはまだまだあると私は思うんです。ですから、こうしたのは地道な取組をですね、少しずつ積み重ねながら、将来にわたって安定した区政運営ができるように自主財源の確保というのはしっかりと取り組んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　今、高山委員が言われた税外収入ということで、これは非常に、僕は大事な部分だと思うんです。同じく56ページの特別区税の部分で今、話をされたと思うんですけども、昨今、昨日の日経新聞なんかも出てますし、ここ数日の間に日経新聞でも紹介されてましたけれども、いわゆる法定外税、これは国が一律に決めた税だけでは対応し切れない地域課題に自治体が独自に財源を確保するために必要であるという部分において、非常にどちらというと観光地が非常に多い部分も多いんですけども、この法定外、何ていうんですかね、税収というか。

例えば昨日の日経新聞の中では、例えば静岡県の熱海市なんかは別荘等所有税というんですかね。それから福岡県の太宰府市なんかは歴史と文化の環境税、鹿児島県の薩摩川内市なんかは、これは使用核燃料税、さらに、この広島県の廿日市市では宮島があるんでね、宮島訪問税とか、こういった意味で各地域地域、そういう法定外税っていうのを真剣にやっぱり考えていらっしゃるところがあるし。

また、川越市なんかは特に観光で、特に渋滞だとかマナー違反とか、そういう対応をする

ためにも、これに充当するためにも、いわゆる観光税を、導入を検討しているというようなものがある。またさらにですね、大阪の寝屋川市なんかは空き家の活用がなかなか進んでいないという中で、大阪、寝屋川市っていうのは流通させて、空き家を流通させて、若い世代の移住定住の受皿をつくることを目的とした空き家税っていうね、こういうのを2029年から今度導入する、全国で初めてなんですけど。

こういった地域地域の課題をしっかりと捉えながら今、高山委員も言ってたように、やっぱりこの例外収入に真剣にやっぱり、うちの区も取り組んでいくべきではないかなというふうに思うんですけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、そこをちょっと。

○田中（香）委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　一般的に法定外税を導入するメリットといたしましては、地域の特定人数に合わせた財源を生み出すことができるということ、それからデメリットとしては住民や事業者への負担増、経済活動への影響などが挙げられると思います。

23区内においてですね、現在、豊島区のほうでは狭小住戸集合住宅税を導入していると認識しておりますけれども、この豊島区における導入経緯についてもですね、条例制定前に学識経験者ですとか区民代表者、関係団体代表者等による法定外税均等会議を設置し、税導入の妥当性、税としての適否などについて慎重に検討を行うなどされていたものと認識をしております。

そのような経緯もございまして、本区で法定外税を導入する場合でも、その税を導入する目的などの整理なども含め様々な検討が必要になるものと認識しており、導入の是非や手法等については今後の法定外税を取り巻く状況を注視しつつ、引き続き研究してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。非常にそういう意味では前向きにしっかり捉えていただいてですね、お隣の豊島区もそういう今、導入に向けていろいろと取り組んでる部分もありますんで、ぜひやはり、さっきの話に重複になっちゃうんですけども、やっぱり税外収入、この特別区民税だけに頼るんじゃなくて、やっぱりそういう知恵を出してですね、こういう新しい、この税の仕組みっていうか、これはやっぱりしっかりやるべきかなと。うちの文京区の特徴を生かしてですね、ぜひぜひ一つ取り組んでいっていただきたいということは、これ、要望としてお願いしたいと思います。

以上であります。

○田中（香）委員長　お待たせいたしました。のぐち委員。

○のぐち委員　では、私も56ページ、特別区民税のところでお伺いをいたします。

　総括質問でも、それから各種委員会等、委員の皆さんもおっしゃってましたけども、ふるさと納税の影響額について、こちらの税務概要のほうでも既に調定額と収納額の推移のページのところで、区の推定ではありますけども推移を出していただいております。令和元年度から既にこの統計取って、私も拝見してるんですけども、３年度が21億円、４年度が29億円、５年度が35億円、６年度が39億円で、７年度が恐らく44億円前後であるということになっているんですけども、いわゆる区の税収をどのように捉えるかというのは今、税務課長がるる御答弁いただいているところであるとは思うんですけども、この影響額について、やはり右肩上がりで明らかに数は増え続けているわけであります。私が入った頃は10億円前後だったかなと記憶してるんですけども、それについてのお考えはいかがなんですか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　今のふるさと納税の伸び率につきましては、令和４年度から比較いたしますと対前年度比35.5％、５年度が21.7％、令和６年度が11.9％、令和７年度が11.6％という形で伸びていますが、伸び率は鈍化している。ここに２年、10％程度で安定しているという状況でございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　額にするということでありますけど、伸び率にならすと、そこまで大きく伸びてないということで、昨年に至ってはほぼ横ばいなんですけども、こういった要因というのは何か、お考えありますか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　要因といたしましては、ふるさと納税、こちら、実施される方、もともとの背景といたしましてはコロナ禍においては巣籠もり需要があったりとか、または今、物価高に対する防衛、税に対する節税意識というところも、ふるさと納税をやられる背景としてはあるかと思います。

　ただ、安定してるところについては、例えば令和７年度においてはポイント、ふるさと納税のサイトによるポイントの還元などが禁止になったというようなところも、一定の税制改正の影響もあったかと捉えてございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。既に幾つか、いわゆる特別区長会なども通じてですね、

国に要望を出している、東京都と共にですね、やってる対策が少しずつ実を結んできたのかなというふうに思っておりますけども、実際に特別区民税の割合の部分でですね、いわゆる特別、ふるさと納税の影響額というのが文京区は額にすると大きくはないんだけど割合が非常に高いというふうになっていて、例えば港区ですと１番高いのが13％ぐらい、目黒区が11％で、23区中３位ぐらいが大体、文京区や渋谷区で10％前後になっていますよね。

やっぱり特別区民税の割合がやはり非常に高い部分について何らか対策っていうか、傾向を分析されてるかとは思うんですけども、それ、今現在ではどのように対応される、把握してらっしゃいますでしょうか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　特別区全体といたしましては令和７年度1,000億円の、影響額について1,000億円を超えているというところでございます。特別区平均の伸び率といたしましても文京区と同様な傾向はありまして、10％程度で令和６年、７年は安定してるというところでございます。

ちなみに特別区民税の、特別区民税に対する影響額の割合、こちらについては、文京区は10.0％というところでございまして、特別区の平均が8.1％でございまして、委員御指摘のとおり都心区の多くが８％から11％程度となっているところで、文京区においても高い割合となっているという状況でございます。

ふるさと納税については令和８年度に税制改正がございまして、こちら、寄附金活用可能額、こちらは令和11年度までに60％以上にするっていうことと、また、それに合わせまして個人住民税の寄附金税額控除の上限額の見直しというところで、給与額で言えば１億円を超える方が対象になりますが、そのような一定の上限見直しが示されているところから、今後、伸び率等も含めて、注視は必要ですが、一定の伸び率の鈍化はあるのかなと認識しているところではございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　それはあれですよね、いわゆる、ふるさと納税全体の鈍化が進むのか、文京区として鈍化がされるのかってのはまだ見通しが難しいということですかね。それが１点の質問と、あと、いわゆる課長おっしゃったように世田谷区なんかは金額としては123億円ぐらい出てるんですけども、特別区民税の割合は７％前後ということで、やはり文京区のほうが率としてはふるさと納税をされてる方が多くて、流出額も率としては大きいということで。

区はホームページで今年の３月12日付けで、ふるさと納税の影響額についてということで

書いている中で、文章、ホームページの中で、３年で小学校１校分に相当する分が流出していると。これから文京区でも幾つか中学校の建て直し、建替えがもちろん進んでいるわけですけども、やはりこの44億円がね、これも変わらずだとしても、やはり流出し続けるのは大変なことだと思いますので、鈍化については、いわゆるふるさと納税全体の影響と共に、区としてもどのぐらい鈍化するかというのは、把握はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　大武税務課長。

○大武税務課長　今、先ほど私も１億円以上の方が対象に、給与収入で言うと、というところで、文京区、所得におきますと23区でいうと近年大体６番目ぐらいの高さでございますので、23区平均よりも高いということは、その影響額っていうものも特別区の中では影響額が、あくまでも相対的でございますが、その中では。全国的に見れば都心23区が全体的には高い状況にございますので、その影響額っていうものは地方都市も含めますと文京区が一定高いものと捉えているところでございます。

○田中（香）委員長　ここ、のぐち委員、まだ続きますよね。もう終わりますか。これで終わりですね。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　では、今日はここまでというところで、また明日10時から開催を。これで終わりですね。第１款終わりますので、明日から２款、利子割交付金からスタートさせていただきます。お疲れさまでした。

午後　　４時５９分　閉会